

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月29日

【計算期間】 第20期（自 2018年6月1日 至 2019年5月31日）

【ファンド名】 GS アメリカン・ボンド・インカム
(GS American Bond Income)

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 コンダクティング・オフィサー クリスチャン・ゲジンスキ
(Kristian Gesinski, Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません

（注1）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」または「ドル」といいます。）の円貨換算は2019年9月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝107.92円）によります。

（注2）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限りドルをもって行います。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ともいいます。）とは6月1日に始まり翌年5月31日に終わる1年を指します。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの形態

GS アメリカン・ボンド・インカム(GS American Bond Income)(以下「ファンド」といいます。)は、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」といいます。)の民法および投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)(以下「ルクセンブルグ投信法」といいます。)の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびファンド証券所持人(以下「受益者」といいます。)との間の契約関係を定める約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンドはオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付法律(改正済)(以下「2013年法」といいます。)の第1(39)条の範囲内におけるオルタナティブ投資ファンドおよびルクセンブルグ投信法パートに基づく投資信託としての資格を有しています。ファンド証券は需要に応じて、その時の1口当りの純資産価格(以下「純資産価格」といいます。)で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

なお、ファンドは日本国内では税法上「公社債投資信託」に分類されます。

ファンド証券の発行限度額については特に定めがなく随時発行することができます。

b. ファンドの目的および基本的性格

ファンドの投資目的は、投資元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することです。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行います。

(2)【ファンドの沿革】

1991年7月8日	管理会社の設立
1999年4月2日	ファンド約款締結
(1999年4月15日	ファンド修正約款締結)
1999年5月13日	運用開始
(2002年10月31日	ファンド修正約款締結)
(2003年1月24日	ファンド修正約款締結)
(2003年10月31日	ファンド修正約款締結)
(2007年10月31日	ファンド修正約款締結)
(2011年2月16日	ファンド修正約款締結)
(2014年2月18日	ファンド修正約款締結)
(2015年10月30日	ファンド修正約款締結)
(2017年10月31日	ファンド修正約款締結)
(2019年10月31日	ファンド修正約款締結)

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー (Global Funds Management S.A.)	管理会社	2019年10月31日付で締結されたファンド約款(2019年11月29日効力発生)。ファンドの管理、ファンド証券の発行および買戻し、純資産価格の決定、分配、関係法人の報酬等について規定しています。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク) (Goldman Sachs Asset Management, L.P.)	投資顧問会社	管理会社との間の2014年2月28日付改訂済投資顧問契約(注1)に基づく、ファンドに関する投資顧問・運用業務。
ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行、登録・名義書換・支払・管理事務 代行会社、発行会社代理人 および評価代理人	管理会社との間の2014年2月28日付保管受託契約(注2)に基づく、ファンドの保管および支払業務。 管理会社との間の2014年2月28日付改訂済投資信託業務契約(注3)に基づく、ファンドの登録・名義書換・管理および発行会社代理人業務。 管理会社との間の2014年4月30日付評価代理人契約(注4)に基づく、ファンドの評価代理人業務。
野村證券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	1999年4月2日付で管理会社との間で締結された代行協会員契約(2015年5月20日付で締結された変更契約書により変更済)(注5)に基づく、日本における代行業務。 2018年7月6日付で管理会社との間で締結された修正・再録受益証券販売・買戻契約(以下「受益証券販売・買戻契約」(注6)といいます。)に基づく、日本におけるファンド証券の販売業務および買戻しの取次業務。

(注1) 投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに関する投資顧問・運用業務等を行うことを約する契約です。

(注2) 保管受託契約とは、管理会社によって任命された保管受託銀行がファンド資産の保管業務を行うことを約する契約です。

(注3) 投資信託業務契約とは、管理会社によって任命された登録・名義書換・支払・管理事務代行会社および発行会社代理人がファンドに関する発行会社代理人業務および登録・名義書換・支払・管理業務等を行うことを約する契約です。

(注4) 評価代理人契約とは、管理会社によって任命された評価代理人がファンド資産の評価代理人業務を行うことを約する契約です。

(注5) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の送付、ファンド証券1口当たりの純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配付等を行うことを約する契約です。

(注6) 受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券を日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約をいいます。

管理会社の概況

(a) 設立準拠法

ルクセンブルグ1915年商事会社法(改正済)に基づき、ルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立されました。1915年商事会社法(改正済)は、設立、運営等商事会社に関する基本的事項を規定しています。管理会社は、()ルクセンブルグ投信法第15章に基づく管理会社として、および()2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関するルクセンブルグ法(改正済)(以下「2013年法」といいます。)第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社(以下「AIFM」といいます。)として、認可されています。

(b) 事業の目的

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ ルクセンブルグ投信法第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されるルクセンブルグ国内外において設立された譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCIT

「S」といいます。)の管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立された投資信託(以下「UCI」といいます。)の付加的な管理を行うこと

- ・ルクセンブルグ国内外において設立された、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU(以下「AIFMD」といいます。)に定義されるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」といいます。)に関し、2013年法第5条第2項および同法別紙に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

(c) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,426万円)で、2019年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約295万円)の記名株式15株を発行済です。

(注)ユーロの円貨換算は、2019年9月30日における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=118.02円)によります。以下、同様です。

(d) 会社の沿革

1991年7月8日設立。

(e) 大株主の状況

(2019年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ノムラ・バンク・ルクセンブルク S.A. (Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 エスペラン ジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟 (Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L- 5826 Hesperange, Luxembourg)	15株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

GSアメリカン・ボンド・インカム(GS American Bond Income)

ファンドの形態

ファンドは、ルクセンブルグの民法およびルクセンブルグ投信法の規定に基づき、管理会社、保管受託銀行および受益者との間の契約関係を定めた約款によって設定されたオープン・エンド型の共有持分型投資信託です。ファンド証券は需要に応じて、その時の純資産価格で販売され、また、評価日に、受益者の請求に応じて、その時の純資産価格で管理会社が買戻すという仕組みになっています。

準拠法

ファンドの設立準拠法は、ルクセンブルグの民法です。

また、ファンドはルクセンブルグ投信法、大公国規則、およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector、以下「金融監督委員会」または「CSSF」といいます。)の規則および告示に従っており、2013年法第1条第39項に定義されるAIFとしての資格を有しています。

2013年法

- (a) 2013年法は主にAIFMを規制しますがさらに、運用会社のみならず運用会社が運用する投資ピークル(AIF)に関連する多くの規定により構成されています。

2013年法は、AIFMDを施行し、主に()ルクセンブルグ投信法、()専門投資信託(SIF)に関するルクセンブルグ法および()リスク資本に投資する投資法人(SICAR)に関するルクセンブルグ法を改訂するもので、AIFMDに関するこれらの法律における「商品」に関する要件を反映しています。

- (b) 2013年法は、AIFを、以下の投資コンパートメントを含む投資信託として定義しています。

- () 多数の投資家から資金を調達し、その投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- () 欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件(改正済)(以下「UCITS指令」といいます。)に基づく認可を必要としない投資信託(即ちUCITSとしての資格を有しない投資信託)。

- (c) 2013年法はさらに、AIFの販売に関する規定を含みます。AIFMは2013年法に基づく認可を一度受ければ、当該AIFMは、規制当局間の簡易通知制度を利用することにより、AIFの株式または受益証券を欧州連合(以下「EU」といいます。)の他の加盟国で販売することができます。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

- (a) 金融監督委員会に対する開示

ルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、金融監督委員会への登録およびその承認が要求されます。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書等を金融監督委員会に提出しなければなりません。

さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、金融監督委員会に提出されなければなりません。ファンドの承認された法定監査人は、プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ(PricewaterhouseCoopers Société coopérative)です。さらに、ファンドは、金融監督委員会告示15/627に基づき、金融監督委員会に対して、月次報告書を提出することを要求されています。

(b) 受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において、受益者はこれを無料で入手することができます。ファンドの年次財務書類は、各会計年度末日から4ヶ月以内に受益者に送付されます。

ファンドおよび管理会社に関して公表されるその他の財務情報(ファンドの過去の実績、日々の純資産価格、受益証券の発行・買戻価格およびかかる評価の停止を含む。)は、管理会社、保管受託銀行および支払事務代行会社の事務所において入手することができます。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができます。また、ルクセンブルグ商業および法人登記所において、約款(その変更を含みます。)を閲覧することができます、その写しを入手することができます。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲において、公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム「ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン」(以下「RESA」といいます。)に公告されます。

いかなる受益者に対しても、優遇措置は付与されないものとします。受益者の権利については、英文目論見書および約款に記載されています。

2013年法に従い、および英文目論見書に開示されない範囲について、以下の情報は、ファンドの年次および半期報告書における開示により、または管理会社のウェブサイトにおいて、投資家に対し定期的に提供され、また、重要と判断される場合、受益者に対して通知がなされます。

- ・ファンド資産のうち、その非流動性により特別な指針の対象となる資産の比率
- ・ファンドの流動性の管理に係る新規の指針
- ・ファンドのリスク特性の変更および管理会社はそのリスクの管理に用いるリスク管理システムの変更
- ・()ファンドのために管理会社が使用することができるレバレッジの上限、()その上限の変更、()レバレッジ使用可能な条件およびレバレッジの使用制限、()関連するリスクに対し使用できるレバレッジの種類
- ・担保を再利用する権利やレバレッジを組む場合に付与される保証
- ・ファンドが用いるレバレッジの総額

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付します。管理会社は、ファンドの財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また管理会社は、ファンドの約款を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの約款を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

また、管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は代行協会のホームページにおいて提供されます。

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびファンドは、金融監督委員会の監督に服しています。

監督の主な内容は次のとおりです。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、金融監督委員会の監督に服し、金融監督委員会に登録しなければなりません。

(b) EU加盟国の監督官庁により認可されているUCITSは、UCITS指令に適合しなければなりません。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができます。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となります。

ファンドは、ルクセンブルグ投信法上のパート の投資信託として設定されており、EU加盟国においては公衆に対する販売は行われません。ルクセンブルグ投信法第88 - 1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則（以下「AIFM規則」といいます。）ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定される、AIFとしての資格を有しています。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されているオープン・エンド型の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保障するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければなりません。さらにこれらの投資信託は、CSSFにより、ルクセンブルグ投信法に規定されるものと同等等見なされる監督に服していなければなりません。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとします。

登録の拒絶または取消し

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令・告示を遵守しない場合、登録が拒絶または取り消されることがあります。

また、ルクセンブルグの投資信託の運用者または投資信託もしくはその管理会社の取締役がC S S Fにより要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合は、登録は拒絶されることがあります。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託の場合はルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されることがあります。

目論見書等に対する査証の交付

投資信託証券の販売に際して使用される目論見書および必要に応じてその他の書類は、使用前にC S S Fに提出されなければなりません。C S S Fは、書類が適用される法律、規則、C S S Fの告示に適合すると認められた場合には、申請者に対し異議のないことを通知し、当該目論見書に電磁的査定を付してそれを証明します。

財務状況およびその他の情報に関する監督

投資者に提供およびC S S Fに提出された投資信託の財務状況およびその他の情報の正確性を確保するため、投資信託は、承認された法定監査人の監査を受けなければなりません。

承認された法定監査人は、財務状況またはその他の情報が不完全または不正確であると判断した場合には、その旨をC S S Fに報告する義務を負います。承認された法定監査人は、C S S Fが要求するすべての情報(投資信託の帳簿またはその他の記録を含みます。)をC S S Fに提出しなければなりません。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

ファンドの投資目的は、投資元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することです。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行います。

投資目的および方針の変更

管理会社が、ファンドの投資目的および/または投資方針に関する重大な変更を行う場合、C S S Fの承認を受領後に、当該事項を英文目論見書に盛り込み、かつ、当該重大な変更の効力が発生する1ヶ月前までに、受益者に対し通知されるものとします。これにより受益者は、その重大な変更を受諾しない場合には、その変更の効力発生日までに、当該ファンド受益証券の買戻しを行うことができます。

(2)【投資対象】

ファンドが投資する証券は以下のとおりです。

- ・米国政府、政府機関、政府関連機関または政府出資先企業が発行または保証する証券（「米国政府証券」）
- ・社債
- ・変動利付または固定利付のモーゲージ・ローンの所有権を表象する、またはこれによって担保された証券（「モーゲージ・バック証券」）およびアセット・バック証券（「アセット・バック証券」）
- ・社債または外国政府もしくは地方公共団体、公的機関、政府機関、政府関連機関または国際機関により発行または保証された証券を含む非米ドル建て証券（ただし、非米ドル建て債券は原則として、全て米ドルに対してフル・ヘッジされます。）
- ・適格担保を供されるレポ取引
- ・譲渡性預金証書、定期預金、銀行債または銀行引受手形を含みこれらに限定されない銀行の債務
- ・ユーロ債およびヤンキー債（以下に定義します。）
- ・米国証券法ルール144A証券およびその他の公開市場で取引されていない証券

ただし、ファンドはハイ・イールド債およびエマージング債への投資ならびにいかなる種類の株式に対する投資または出資も行うことはできません。

また、セクター配分調整等の手段として、大手金融機関を相手方とするトータル・リターン・スワップを利用することがあります。

ファンドの投資が成功し、ファンドの投資目的が達成されるとの保証はありません。ファンドの投資と関連する諸要素の検討については、「3 投資リスク リスク要因」をご参照下さい。

投資制限

ファンドは、特定の投資に関して次の制限に従うものとします。

証券の種類	純資産総額に占める上限
社債	50%
アセット・バック証券	40%
アセット・バック証券およびモーゲージ・バック証券	70%
非政府系モーゲージ・バック証券	40%
商業用モーゲージ・バック証券	30%
モーゲージ・バック証券デリバティブ	5%
非米ドル建て証券	10%
公開市場で取引されていない証券	15%
個別業種	20%

投資対象国

ファンドは、以下のOECD諸国（エマージング諸国を除きます）の米ドル建て証券に投資することができます。

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、米国

ファンドの非米ドル建て証券への投資は、以下の諸国に限定されます。

オーストラリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、イタリア、日本、オランダ、ノルウェー、スペイン、スウェーデン、英国、米国

デュレーション（通常時）

最長 7年間

信用格付け

最低格付け：

S & PのBBB - 以上またはムーディーズのBaa3以上

商業用モーゲージ・バック証券の最低格付け：

S & PのAAAまたはムーディーズのAaa

短期金融商品の最低格付け：

S & PのA - 2またはムーディーズのP - 2

ポートフォリオの平均格付け：

S & PのA - 以上またはムーディーズのA3以上

・格付けの付されていない証券については、投資顧問会社が最低信用格付け（BBB - 格またはBaa3格）と同等以上と判断したものに限られます。

・平均格付けとはファンドが保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、ファンドに係る信用格付けではありません。

証券についての一般的特徴および説明

以下は、ファンドが投資することができる証券の一定の種類について述べたものです。

1 米国政府証券および関連する保管証券

米国政府証券には、米国財務省証券および米国政府機関、政府関連機関もしくは政府出資先企業により発行されまたは保証された証券が含まれます。米国政府証券は、(a)米国財務省の十分な信頼および信用（例えば、政府抵当金庫（「ジニーメイ」）、(b)発行体の米国財務省からの借り入れ権限（例えば、学生ローン・マーケティング協会）、(c)発行体の一定の債務を買い取る米国政府の裁量権限（例えば、連邦抵当金庫（「ファニーメイ」）および連邦住宅金融抵当公社（「フレディマック」）、または(d)発行体の信用のみによって支えられています。米国政府証券はまた、財務省証券、ゼロクーポン債や利息と元本が別個に取り引きされるその他の証券も含まれます。

米国政府証券の利息は、元本および利息に関し米国政府、政府機関、政府関連機関、政治部門または公社により発行または保証された一定の中期または長期債の将来の利息の支払い、元本の支払いまたはその両者を受領する証拠となる保管証券の形式でも購入されます。

2 モーゲージ・バック証券

モーゲージ・バック証券は、不動産により担保されたモーゲージ貸付への直接的もしくは間接的な参加権を表象し、またはモーゲージ貸付により担保され、これより支払を受ける証券です。モーゲージ・バック証券は固定利息付きモーゲージ貸付または変動金利型モーゲージ貸付により裏付けられ、政府系または非政府系の法人が発行することができます。民間により発行されたモーゲージ・バック証券は、通常一種または数種の「信用強化」が行われています。しかし、これらの民間によるモーゲージ・バック証券は、典型的には、米国政府保証型モーゲージ・バック証券と同等の信用力を有しません。

非政府系モーゲージ・バック証券は、米国政府機関により保証されていません。オリジネーターは、機関の細目（通常、ローンの規模によりますが、担保の品質および引受基準にもよります。）に合致しないローンのためにエージェンシー証券化に対する非エージェンシー証券化を選択することができます。これらの証券は、一般に、S & P、ムーディーズ、フィッチおよびダフ・アンド・フェルプス等の信用格付会社により格付けされます。信用格付けは、担保の品質、内部的信用補完および外部的信用補完に依拠します。

モーゲージ・バック証券は、モーゲージ担保債務証券（「CMO」）および不動産モーゲージ投資コンデュイット（「レミック」）のパス・スルー証券もしくは参加証券を含む多角的なクラスの証券を含むことができます。CMOは、投資家に対し、裏付けとなるモーゲージまたはその他のモーゲージ・バック証券の集合体のキャッシュ・フローからの特定の利息を提供します。CMOは、多くのクラスで発行されます。多くの場合、元本の支払いは、それぞれの満期の順番にCMOのクラスに割り当てられ、その結果、より早い満期を有する他の全てのクラスが全て支払を受けるま

で、より遅い満期を有するクラスのCMOは元本の支払いを受けることができません。レミックは、1986年改正済み米国内国歳入法典において特別の税制上の取扱を受ける資格を有し、主に不動産上の権利によって担保された一定のモーゲージに投資し、またその他の許可された投資を行うCMOです。

比較的価格変動の小さいCMOは、以下を含みます。

PAC

PACは、特定の償還スケジュールを有するCMOのトランシェです。PACボンドの償還スケジュールは、担保からのキャッシュ・フローを優先させることにより様々な期限前償還から保護されています。PACトランシェの元本償還順位は、他の全てのクラスよりも上位です。PACの償還スケジュールは、PACバンドと呼ばれる一定の範囲内の速度で期限前償還がおきている限り変化しません。

TAC

TACも、特定の償還スケジュールを有するCMOのトランシェです。TACボンドの計画された支払は、担保からのキャッシュ・フローを優先することにより様々な期限前償還から保護されています。TACの元本返済順位は、少なくとも取引における他のいくつかのクラスよりも上位ですが、他にPACが残存している場合、PACよりは劣後します。

シーケンシャル・ボンド

シーケンシャルは、現在償還を受けているトランシェが完全に償還を終わるまで、順序通り元本の償還を受けるCMOです。次いで、次のトランシェにつき完全に償還を受け終わるまで元本の償還が続きます。かかる構成は「ブレン・バニラCMO」としても知られています。

サポート・ボンド

サポートまたはコンパニオン・トランシェは、特定の元本償還スケジュールを有しないCMOです。サポートは、期限前償還についてPACおよびTACより下位であり、期限前償還における変動から上位クラスを保護する働きをします。

フローター・ボンド

フローターは、所定の短期インデックス(LIBORを主に、その他EDCOFI、CMT一年物等)に一定のスプレッドが乗せられ、定期的にクーポンが更改されるCMOです。全てのフローターのクーポンには全期間にわたって上限が定められており、これはキャップと呼ばれます。フローターのパフォーマンスは、(債券の利息を決定します)短期インデックスの水準および動向ならびに(期限前償還に影響を与えます)長期モーゲージ利率の動向に影響されません。

アクリション・ボンド(Zボンド)

アクリション・ボンドとは、現金による利払いは受けずに、その相当額が元本に加えられるCMOです。このボンドのファクターは、現金利払いに代わる新債券の受領を反映するように利払い期毎に調整されます。

比較的価格変動の大きいCMOは、一般的に以下を含むモーゲージ・バック証券デリバティブと称されます。

IO

IOは、担保から利息の支払いのみを受け、元本の支払いを受けないモーゲージ・バック証券です。

PO

POは、元本の支払いを受けるが利息の支払いを受けないモーゲージ・バック証券です。これらの証券は、常に額面以下の価格が設定されます。

インバース・フローター

インバース・フローターは、(フローターに類似して)予め定められたインデックスを基礎に定期的にクーポンが更改されるCMOです。インバース・フローターの利率は、インバース・フローターがインデックスとして用いている市場利率とは反対の方向に更改されます。インバース・フローターは、その利率がインデックスの利率変動の大きさを凌ぐ大きさで変動する程度までレバレッジがかけられていると考えることができます。インバース・フローターのレバレッジの程度が大きくなればなるほど、その市場価格の変動率はより高まります。

スーパーフローター

スーパーフローターは、(フローターに類似して)予め定められたインデックスを基礎に定期的に利息が更改されるCMOですが、クーポンは、インデックスの変動の複数倍変動する仕組みになっています。

ファンドは、また商業用モーゲージ・バック証券(「商業用モーゲージ・バック証券」)に投資することもできます。商業用モーゲージ・バック証券は、発行体が商業用モーゲージ貸付債権の集合を信託する際に設定され、その後裏付けとなるモーゲージの利息および元本に裏付けられたクラス証券が発行されます。かかる証券は、オフィス、商業施設、工場、集合住宅およびホテルという主要な5種類の資産によって担保されます。

3 アセット・バック証券

アセット・バック証券は、元利金の支払いが自動車ローン、クレジット・カードの利用代金、賃貸借、割賦金払契約および個人資産などの資産のプールによって担保された証券です。これらの資産は、民間により組成された信託または

特別目的会社を利用して証券化されます。元本および利息の支払いまたは分配は、金融機関が発行する信用状もしくはブルール保険証書により一定の期間一定の額まで保証されるか、またはその他の信用強化策が提供されることがあります。

4 社債および銀行債務

社債には、ボンド、ノート、ディベンチャーその他企業が元利金を支払う債務証券が含まれ、銀行その他の金融機関によって発行された証券も含まれます。ファンドは、米国企業により米国内で発行された米ドル建ての証券である米国内社債、米国外に住所を有する企業により米国内で発行かつ登録された米ドル建ての証券である「ヤンキー債」、様々な通貨により米国外に住所を有する企業により世界の市場で発行される社債である「ユーロ債」に投資することができます。

S & PのBBB-以上の格付け、またはムーディーズのBaa3以上の格付けの債務証券は「投資適格証券」とみなされます。かかる格付け機関の少なくとも一つから必要とされる最低格付け限度の格付けを受けた場合、たとえ他の格付け機関の格付けが最低格付け限度を下回っていたとしても証券は格付け要件を満たしたものとみなされ、また、かかる格付け機関による格付けを得ていない場合で、投資顧問会社がそれと同等の特質を有すると判断した場合も同様です。

5 外国為替取引

ファンドは、その投資方針と調和する限りにおいて、キャッシュ・ベースで、または先渡契約を通じて外貨を売買することができます。先渡契約は特定の通貨を将来の特定の日に契約時に設定した価格で売買する義務を伴います。ファンドは、ヘッジ目的および予想される将来の外国為替レートの変動に対する防御のために外国為替取引を行うことができます。

ファンドは、投資顧問会社の判断により、外貨を後日、米ドルに交換する方が有利であると考えられる場合は、外国証券への投資に関連して受領した外貨を保有することができます。

ファンドの非米ドル建て証券への投資は、前段落を条件として、米ドルに対して原則として、ヘッジされます。

6 仕組み債

ファンドは、それ以外の方法ではその投資目的および方針をみとることができない場合、仕組み債およびインバース・フローターに投資することができます。仕組み証券は、特定の通貨、金利、商品、インデックスまたはその他の金融指標(「参照項目」)の価値の変動、または関連する複数の参照項目を参照してその価値が定められる証券です。金利、または満期もしくは償還時の支払元本額は、適用される参照項目における変動によって上下することがあります。仕組み証券は、参照項目に対して正または負に指標化されるため、参照項目の騰貴が金利または満期時における証券の価値を増大させることも、減少させることもあり得ます。加えて、金利または満期時における証券の価値の変動は参照項目の価値の変動の数倍のものである場合があります。その結果、仕組み証券は、他の利付証券と比較してより高程度の市場リスクを孕んでおり、より単純な形態の証券よりも、変動性は高く、流動性は低く、そして正確な価格を把握するのが困難といえます。

7 モーゲージ・ドル・ロール

モーゲージ・ドル・ロールでは、まずファンドがその月に受け渡し期限が来る証券を売却します。ファンドは、同時に同一の相手方と(種類、利息及び満期が同一の)類似するが同一ではない証券を将来の特定の日ににおいて買い戻す契約を締結します。ロール期間の間、ファンドは売却された証券の元本および利息の支払を受ける権利を失います。しかしながら、ファンドは、(a)売却された証券の代金として受領した代金と(b)将来の購入の際のより低い先渡代金かつ/または手数料収入に売却された証券の手取金について得られる利息収入を加えたものの間の差額の範囲で利益を得ます。財務報告及び税法上の目的のため、ファンドは、モーゲージ・ドル・ロールを証券の購入と、売却という二つの異なる取引として扱います。ファンドは、現在のところ、資金調達手段として計上されるモーゲージ・ドル・ロールを締結する意図はなく、またこれを借り入れとして取り扱っていません。

8 債券オプション、債券指数オプションおよび外国為替オプション

ファンドは、コールオプションおよびプットオプション(ファンドが投資することができるあらゆる証券または、ファンドが投資することができる証券を含むあらゆる証券指数に関するもの)を売買することができます。ファンドはまた、外国為替に関するプットオプションおよびコールオプションを売買することもできます。プットオプションは、オプションの買い手に、オプション期間中に当該証券を売却する権利を与え、オプションの売り手には購入する義務を課します。コールオプションは、オプションの買い手に、オプション期間中に当該証券を購入する権利を与え、オプションの売り手には売却する義務を課します。オプションは、ヘッジもしくはクロスヘッジ目的で、またはトータル・リターンの増加を意図して(この場合、投機目的とみなされます)利用されます。ファンドが売却または購入するオプションは、米国もしくは米国外の取引所、または相対取引において取り引きするものを含みます。米国外または相対のオプションは、その流動性の低さおよび信用リスクの大きさのため、より大きな損失の可能性を孕んでいます。

9 先物取引および先物オプション取引

先物取引は、特定の証券または通貨を将来の特定時点に特定の価格で売買する取引で、取引所で取り引きされる標準化された契約です。先物オプションは、その買い手に特定の行使価格で特定の期間内に先物取引のポジションを引き受ける権利を(オプションの売り手には同様の債務を)与えます。先物取引は様々な証券(例えば、米国政府証券)、外国為替、証券指数その他の金銭証書ならびに金融指数を基にするものを含みます。ファンドは、米国及び米国外の取引所における先物取引を実行することができます。ファンドは、トータル・リターンを増加を図り、金利、証券価格、もしくはファンドが投資する限りにおいて外国証券、外国為替レートの変動をヘッジし、またはその投資目的及び投資方針と合うようにその金利期間構造、セクター配分およびデュレーションを調整するために先物を売買することができます。また先物プットオプションまたは先物コールオプションを売買することができます。ファンドはまた、かかる契約及びオプションに関して反対売買を行うことができます。ファンドは、米国商品先物取引委員会規則に定義される真正なヘッジ目的またはかかる規則で許容される範囲でのトータル・リターンの増加を図るために先物取引およびそれと関連するオプション取引を締結できます。ファンドは、現存する先物及び関連するオプションにかかる当初証拠金ならびにプレミアムの支払総額がファンド純資産総額の5%を超えることとなる場合、売買のクローズ取引の場合を除き、トータル・リターンの増加を目指す目的で先物契約を売買またはそれと関連するオプションを売買することはできません。

10 レボ取引

レボ取引には、相互に合意した期日並びに価格において売り手が買戻す旨、合意した証券の売買が含まれます。ファンドは、最低でも買戻債務額と等しい価値の担保を提供する米国政府証券のディーラーおよび連邦準備制度加盟銀行との間でレボ取引を行うことができます。ファンドはまた、一定の外国政府証券を含むレボ取引を行うこともできます。レボ取引をすることを検討する際、投資顧問会社は、売り手の信用力を注意深く検討します。レボ取引に基づく収益分配金については、ファンドの受益者に課税されることがあります。

11 金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、モーゲージ・スワップ、クレジット・スワップ、通貨スワップおよび金利キャップ、金利フロアー並びに金利カラー

金利スワップは、ファンドと他の当事者との間における金利の相互支払契約(例えば、固定金利の支払いと変動金利の受取りとの交換)を含みます。トータル・リターン・スワップは、ファンドと他の当事者との間における相互支払取引であり、例として、ファンドと他の当事者との間における変動金利および特定の指数のリターンの交換などが挙げられます。モーゲージ・スワップは、金利の相互支払契約という点で金利スワップと類似性があります。しかし、想定元本はモーゲージのローンプールまたはモーゲージプールにより規定されます。クレジット・スワップは、当該証券のデフォルト時の損失を引受ける代償として変動金利もしくは固定金利を支払う契約を含みます。クレジット・スワップは、一定の信用に関連する事象が発生した場合、取引の一方当事者に対して、資産(または資産の集合)を処分しもしくは取得する権利、または他方当事者との間で支払を受ける権利を与えるものです。通貨スワップは、両当事者が特定の通貨での支払、受領を合意する契約を含みます。金利キャップの買い手は金利キャップの売り手から、予め定められた金利を特定のインデックスが上回る場合、想定元本額にその差を掛けた金額の支払いを受ける権利を持ちます。金利フロアーの買い手は、金利フロアーの売り手から、予め定められた金利を特定のインデックスが下回る場合、想定元本にその差を掛けた金額の支払いを受ける権利を持ちます。金利カラーは、キャップとフロアーの組み合わせで予め定められた金利の幅の範囲内で一定の収益を確保する取引です。ファンドは、ヘッジ目的またはトータル・リターンの増加のためにスワップ契約を締結することができます。

12 他の投資信託

「投資制限」に記載されている適用される投資制限にしたがって、ファンドは、他の投資信託の証券に投資する権利を保有します。ファンドが投資を行う他の契約型投資信託には、投資顧問会社であるゴールドマン・サックスまたはその関係会社が、投資顧問会社、管理事務代行会社もしくは販売会社としてサービスを提供するその投資信託が含まれます。ファンドがゴールドマン・サックスまたはその関係会社が投資顧問会社としてサービスを提供する対象たる投資信託に投資する場合、かかる投資につき売買もしくは償還手数料は課されず、またファンドは、その投資する投資信託によって支払われた投資顧問報酬につき持分にに応じて返済を受けます。しかしながら、ファンドはファンドが支払うことができる全ての報酬および手数料に加えて、その投資する投資信託によって支払われたその他の報酬や費用については、その持分に比例して間接的に負担します。投資顧問会社は、その裁量に基づきファンドの受益者の最大の利益となると判断した場合にのみかかる投資を行います。

13 ルール144A証券

ファンドは、改正済米国1933年証券法(「証券法」)に基づく登録はなされていませんが、証券法ルール144Aにしたがって適格金融機関に売却することができる公開市場で取引されていない証券を購入することができます。ルール144A証券は、一般公衆にはなく適格機関投資家に対する私募により発行され、それらの投資家の間で取引される証券です。ルール144A証券は、他の方法で売却したい時も、転売に関する一定の法律上または契約上の制限に制約を受けません。ルール144A証券は、「制限された証券」と考えられていますが、必ずしも流動性がないというわけではありません。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用は、投資顧問会社の「グローバル債券・通貨運用グループ」によって行われます。

グローバル債券・通貨運用グループは、専門分野毎の小規模チームに分けられたチーム制による組織作りがなされています。各担当戦略の投資判断材料の選択や分析手法に関する意思決定は各チームの判断に委ねられています。

当ファンドの運営には、主に債券戦略グループ(FISG)、各投資戦略チームおよびポートフォリオ・マネジャーが関わっています。

債券戦略グループ(FISG)

債券戦略グループ(FISG)は、世界の経済成長率、インフレ率および金利等の見通しを含む中長期の投資テーマを策定するほか、運用プロセス全般の監督を行う役割を担います。FISGは特定の投資戦略における意思決定には関与しませんが、FISGが策定する投資テーマは、投資戦略チームが具体的な投資戦略を策定する上でベースとなるマクロ経済見通しとなります。FISGは債券・通貨運用について様々な分野の専門性を有する平均経験年数20年超のシニア・メンバーで構成されており、定期的な会議を開催しています。

各投資戦略チーム

グローバル債券・通貨運用グループでは、調査、分析によって付加価値を創出していますが、分析手法は個々の戦略によって異なります。グローバル債券・通貨運用チームの投資戦略チームは、担当セクター(戦略)ごとに、トップダウン戦略チームと、ボトムアップ戦略チームで構成されています。

・トップダウン戦略

トップダウン戦略チームは、デュレーション、国別配分、通貨配分及びセクター配分等のチームごとに、マクロ経済の見通し等に基づくトップダウンの意思決定を行っています。トップダウン戦略チームは、マクロ戦略の策定に長けたプロフェッショナルによるセクターごとのチーム制を採用することで、市場環境変化への機動的な対応やポートフォリオへの投資戦略の迅速な反映を可能にしています。各チームはそれぞれ、特定のレラティブ・バリュー戦略及びタイミング戦略から超過収益を獲得することを目標としています。

・ボトムアップ戦略

ボトムアップ戦略チームは、国債/金利スワップ、証券化商品、投資適格社債、ハイ・イールド社債、エマージング市場債券等のチームごとに、サブ・セクター配分(例:社債セクターにおける銀行業もしくは通信業の選択)や個別銘柄選択を決定します。また、個別銘柄のクレジット分析を担当する専任アナリストからなる「コーポレート・クレジット・リサーチ」チームを設置しています。

ポートフォリオ・チーム

ポートフォリオ・チームは、顧客口座全般に対する監督と、ポートフォリオのリスク配分を管理する役割を担います。また、顧客と協働し、投資目的や、投資制約、ベンチマーク等を含むポートフォリオの枠組み(リスク・バジェット)の設定を行います。ポートフォリオ・マネジャーは、個別の投資戦略チームおよび投資顧問会社内の他の債券運用チームと密接に連携し業務を行います。

運用プロセス

ポートフォリオ運用は、徹底的な議論および討議を通じ共同で投資意思決定を行うチーム制により行われます。ファンドの運用プロセスは、債券戦略グループ(FISG)による投資テーマの策定に始まり、具体的な投資機会の判定からファンドごとの投資目的に応じたポートフォリオ構築に至るまで、大きく3つのステップに分けられます。

ステップ1) リスク・バジェット(許容リスク量の設定)

ポートフォリオ・マネジャーは、各ポートフォリオの投資目的、投資制限およびベンチマークを考慮した上で、運用の枠組みとなる「リスク・バジェット」(許容リスク量)を設定します。ここで設定されたリスク・バジェットは、ステップ2:ポートフォリオの構築と実行(各投資戦略チーム)、およびステップ3:リスクおよび寄与のモニタリングの過程とともに適用されます。

リスク・バジェットは、ポートフォリオの付加価値源泉となる複数の戦略に、それぞれの目標超過収益に見合ったリスク量(トラッキング・エラー)を割り当てたもので、ベンチマーク対比で付加価値をどのように得るかを決定します。各ポートフォリオは、それぞれの投資目的、ガイドラインに応じて固有のリスク・バジェットを有しており、割り当てられたリスク・バジェットおよびリスク許容度に従って運用されます。

ステップ2) ポートフォリオ構築と実行

各投資戦略チームは、トップダウン戦略およびボトムアップ戦略のサブ・チームに分けられており、それぞれ担当分野について調査を行い、魅力的な投資機会を特定します。ポートフォリオ構築の過程では、ガイドラインやリスク・パラメータが類似したポートフォリオ間で投資アイデアが適正に配分され、見通しの一貫性が保たれるよう努めます。

ステップ3) リスクおよび寄与のモニタリング

ポートフォリオ・チームは、投資戦略チームが策定した投資戦略が、ファンドの投資目的、ベンチマークおよびガイドラインとの整合性を保ちつつ最大限ポートフォリオに反映されているかを確認する役割を担っています。

なお、管理会社は、ファンド運営の管理権限を有し最終責任を負うことを条件として、ファンド資産の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)に委託しており、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)はその裁量により、ファンド資産の運用などを行います。投資顧問契約は、投資顧問会社または管理会社の90日以上前の書面による相手方当事者への通知により、または投資顧問契約に定められたその他の状況が発生した場合に終了します。また、管理会社の取締役会は、関連する契約書に基づきファンドのその他の関係法人に対する管理を行います。

(上記の体制は2019年6月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。)

(4)【分配方針】

管理会社は、ファンドの利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配も宣言することができますが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なファンドの他の資産からも分配を行うことができます。

管理会社は、毎月10日(以下本書において「分配基準日」といいます。)現在の受益者に対して、主に利息収入から、また年1回、実現売買益から分配を行うことができます。

分配の結果、ファンドの純資産総額がルクセンブルグ投信法で規定された投資信託の最低額(1,250,000ユーロ)の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができません。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属します。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

分配金に関する留意事項

- ファンドの分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、純資産価格は下がります。

ファンドで分配金が支払われるイメージ

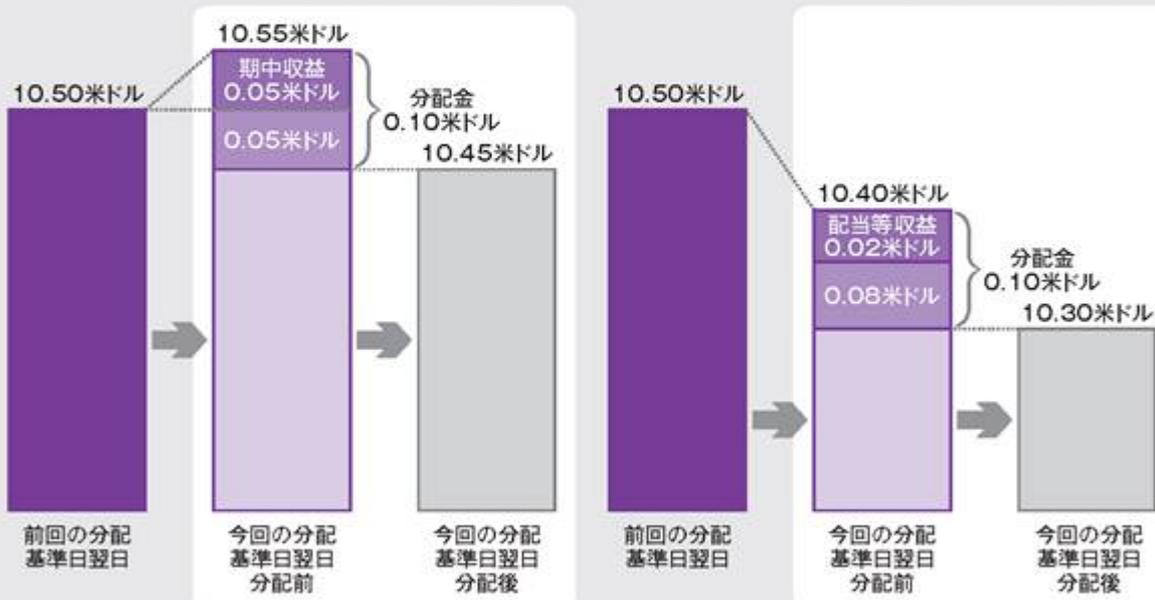


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益（インカム・ゲインおよび実現キャピタル・ゲイン）を超えて支払われる場合があります。その場合、分配基準日翌日の純資産価格は前回の分配基準日翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と純資産価格の関係（イメージ）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が上昇した場合）

（前回の分配基準日翌日より純資産価格が下落した場合）



※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より純資産価格の値上がり率が小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



(5) 【投資制限】

ファンド約款(第5条)に従い、管理会社またはその委任を受けた代理人は、ファンド資産の運用にあたり、以下の制限を遵守します。

1. 管理会社は、同一発行体の証券へのファンドの投資総額がファンドの純資産総額の10%を超える場合、当該発行体の発行する証券にファンド資産を投資することはできません。ただし、本制限は、経済協力開発機構(「OECD」)加盟国もしくはその地方機関または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国政府が援助する機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
2. 管理会社は、ファンドのために、同一の発行体の発行済債務証券の10%を超えて取得することはできません。ただし、かかる制限は関連する債務証券の取得時に適用されるものとし、ファンドによる債務証券の追加的取得の結果以外を理由とするかかる10%制限を超える事後の比率の増加は25%まで是正する必要がありません。かかる25%の上限を超える場合、管理会社はファンドの受益者の利益を考慮しつつ、かかる証券の売却、すなわちかかる状況の是正を優先目的としなければなりません。ただし、本制限は、OECD加盟国またはアメリカ合衆国政府が援助する機関または下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
3. 管理会社は、発行体の経営に重大な影響を及ぼしうることとなるような議決権付証券に投資することはできません。
4. 管理会社は、オープン・エンド型の投資信託の受益証券にファンドの純資産総額の10%を限度として投資をすることができます。

管理会社により運用されている、または共通の経営もしくは管理により、または直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と関係ある会社により運用されている、投資信託の受益証券の取得は、特定の地域または経済分野への投資を専門とする投資信託への投資の場合にのみ許されます。その場合、管理会社は、当該受益証券に関する取引に対しいかなる手数料または費用も課してはなりません。管理会社は、ファンドのために、()株式に投資する契約型投資信託の受益証券、または()会社型投資信託に投資しません。
5. 管理会社は、ファンドのために不動産を購入してはなりません。
6. 管理会社は、商品、商品取引、または商品もしくは商品についての権利を表象する証券に関する取引を行なってはいけないので本制限上、かかる商品には、貴金属およびこれらを表象する証書も含まれます。ただし、管理会社は、商品により担保されている証券および商品に投資または商品を取引する会社の証券を売買することができます。ただし、本制限は、適用法令および約款の定める範囲内で管理会社が金融商品、株価指数および外国為替の金融先物取引および先物予約(ならびにこれらに関するオプション)の売買を行うことを妨げるものではありません。
7. 管理会社は、証券を信用買いしません(ただし、管理会社は組入証券売買の精算のため必要な短期与信を受けることができます。)。また、証券の空売りを行いません。ただし、管理会社は、先物取引および先物予約(ならびにこれに関するオプション)に関し、当初および継続証拠金を預託することができます。
8. 管理会社が借入れを行う場合、その総額は、ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。借入れは、一時的措置としてなされる場合に限るものとします。
9. 管理会社は、上記8.記載の借入れに関連して必要な場合を除いては、ファンドのために所有または保有される証券に担保権、質権または抵当権を設定し、またいかなる方法であれ当該証券を債務の担保として譲渡しないものとします。ただし、将来発行時または後日引渡約定による証券の売買、およびオプションの売り、または先物予約もしくは先物取引の売買に関する担保設定は、資産への担保権設定とはみなされません。
10. 公認の証券取引所または定期的に取引が行われ、一般に認められかつ開かれている他の規制市場(「規制ある市場」)で取引されていない証券にファンドの純資産総額の15%を超えて投資することはできません。ただし、本制限は、OECD加盟国もしくはその地方機関または(地域的規模であるか世界的規模であるかを問わず)EUの公的国際機関またはアメリカ合衆国連邦政府により援助された機関もしくは下部機構が発行または保証する証券には適用されません。
11. ファンドの投資対象は、日本証券業協会の規則に基づき、「株式等エクスポージャー」、「債券等エクスポージャー」および「デリバティブ等エクスポージャー」に分類されます。原則として、各区分における単一の発行体および/または取引相手方に対するエクスポージャーは純資産総額の10%を超えないものとし、また、単一の発行体および/または取引相手方に対する合計エクスポージャーは純資産総額の20%を超えてはなりません。投資顧問会社および管理会社は、必要な場合には、日本証券業協会の規則に基づくこれらの制限を遵守するためにファンドの投資対象を調整するものとします。
12. デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に定義されます。)により、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場およびその他の指標に係る変動、およびその他の理由により発生し得るリスクに対応する額として、日本証券業協会の規則に準拠した「合理的な方法」として管理会社が投資顧問会社と協議の上または投資顧問会社が決定した方法に従って計算された額が純資産総額を超える場合には、デリバティブ取引は禁じられます。
13. 管理会社は、ファンドの資産をもって証券を引受けまたは下引受けを行うことはできません。

14. 管理会社は、法律、規則または行政上の慣例により設定された条件および制限の下で譲渡性のある証券に関する技法と手段を用いることができます。ただし、この技法と手段は、効率的な組入証券の運用の目的で使用される場合に限りです。

a) オプションに関し、管理会社は、以下の場合を除いて、証券のプット・オプションまたはコール・オプションを購入することはできません。

1) 当該オプションが証券取引所に上場されているか、または規制のある市場で取引されている場合で、かつ

2) 当該オプションの取得価格(プレミアム)が、ファンドの純資産総額の15%を超えない場合。

b) 管理会社は、ファンドに代わり、当該証券がすでに保有されているか、ファンドが同等のコール・オプションまたはかかる契約から生じる責任を十分にカバーすることを確保できるワラント等の他の手段を有している場合、証券のコール・オプションを発行することができます。

15. 管理会社は、ファンドのために、為替リスクのヘッジを目的として、為替の予約・先物取引を行い、コール・オプションを売り、プット・オプションを買うことができます。ただし、一通貨に関する取引は、ヘッジされる通貨建のファンドの証券およびその他の資産の総評価額を超えてはならず、また当該資産が保有される期間を超えてはなりません。管理会社は、当該コストがファンドにとり有利である場合(同一の取引相手方との契約により)クロス取引を通じ関係通貨を買いまたは通貨スワップ契約を締結することができます。これらの取引または為替は、証券取引所に上場されているか、または規制ある市場で取引されているもののみを対象として行うものとします。ただし、管理会社は、これらの取引に専門化している格付けの高い金融機関と為替予約またはスワップ契約を行うことができます。

16. 管理会社は、ファンドのために、金融先物取引を行いません。ただし、ファンドは、組入証券の価格変動のリスクをヘッジする目的で、ファンドの組入証券の対応部分の資産価格変動のリスクに対応する範囲内で金融先物取引に関する残高を保有することができます。管理会社は、ファンドのために、ファンドのポートフォリオの金利エクスポージャーを調整する目的で金融先物取引を行うことができます。

17. ルクセンブルグの適用法令(ルクセンブルグ投信法、2013年法、および現行もしくは今後の関係ルクセンブルグ法、または施行令、告示、C S S Fの解釈、並びに具体的には、U C Iが利用する譲渡性証券や短期金融商品に関する手法および商品に適用されるC S S F告示08/356の規定(これらの法令が随時改正または代替される新法令))により許容される最大限の範囲およびそれらに定められる限度内で、管理会社は、ファンドのために、追加の収益を生み出す目的またはコストもしくはリスクを軽減する目的で、証券貸付取引および買戻し権付の売買取引、レポ契約・逆レポ契約の取引を行うことができる。

これらの取引に関連してファンドのために管理会社が受領する現金担保を、場合に応じ、上記のC S S F告示のセクションI . C . a)に記載される規定に従い、(a)日々純資産価額を計算し、かつA A Aまたはそれと同等に格付けされるマネー・マーケット・ファンドにより発行される株式または受益証券、(b)短期性銀行預金、(c)2008年2月8日付のルクセンブルグ規制で定義される短期金融商品、(d)EU加盟国、スイス、カナダ、日本、もしくは米国、またはそれらの地方自治体、または地域的もしくは世界的規模のEUに関わる国際機関が発行または保証する短期債券、(e)十分な流動性を提供する一流の発行体が発行または保証する債券、および(f)逆レポ契約取引に対し、ファンドの投資目的と相容れる方法で再投資することができる。

18. 管理会社は、ファンドのためにいかなる種類の株式に対する投資または出資も行いません。

また、管理会社はファンドのために高い格付けを有し当該取引に専門化している金融機関とレポ契約および逆レポ契約を締結することができます。管理会社は、レポ契約の期間中ファンドのために取引の相手方が証券の買戻しを実行する前か買戻期間が終了する前に当該契約の対象である証券を売却することができません。さらに、ファンドは当該証券をその所有者の請求により購入または買戻す義務を履行できるよう常に確保しなければなりません。

管理会社は、ファンドのために、上記16.にいう取引を行うことができますが、これらの取引は、定期的に取引が行われ、公認かつ公開の規制ある市場で取引されている契約を対象とする場合に限り行うものとします。上記14.および15.にいうオプションに関しては、管理会社は、ファンドのために、当該取引がファンドにとってより有利である場合または必要とされる性質のオプションが取引されていない場合、この種の取引に参加している信用力のある金融機関とO T Cオプション取引を行うことができます。

ファンドがルクセンブルグ投信法およびその他適用される法令またはC S S Fからの告示に基づく投資制限を遵守している場合には、管理会社は、ファンド資産の一部である証券に付随する新株等引受権を行使する際、上記の投資制限比率を遵守する必要はありません。

管理会社の不可抗力により、または新株等引受権の行使の結果、上記の比率を超えた場合、管理会社は、証券の売却に際して、ファンドの受益者の利益に留意しつつ、C S S F告示02/77に基づくかかる事態の是正を優先させます。

約款上、上記の投資制限はアセット・バック証券に対しては、プールごとではなくスポンサーごとに適用され、その結果、ある主体がアセット・バック証券の複数のプールのスポンサーである場合、投資制限は、これらのプールがすべてスポンサーの一つのクラスの証券に統合されたように適用されます。アセット・バック証券は、保有制限を適用する場合にはすべて債務証券として取扱われます。

保有制限の適合性判断においては、レポ契約は、担保として機能する裏付証券への投資対象とのみ、みなされます。

上記10.、14.、15.および16.に従った債務証券または証書の取得による場合を除き、管理会社は、金銭の貸付けを行ないまたは第三者のために保証人となることはできません。

管理会社は、ファンドの受益証券が販売される各国の法令を遵守するために、受益者の利益となる、または利益に反しない投資制限を随時課することができます。

3【投資リスク】

リスク要因

一般的に、ファンドには債券保有に関連して生じるリスクがあります。このリスクには、金利リスク、信用リスクおよび期限前償還/償還延長リスクが含まれますが、これに限定されるものではありません。従って、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、ファンド証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。さらに、ファンド資産は外貨建てとなっていますので、日本円から投資する場合はその投資価値はその時々為替レートにも左右されます。ファンドの信託財産に生じた損益は全て受益者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの純資産価格は金利および為替レートの変動に応じて変動します。為替レートの変動の影響の部分を除き、金利リスクは金利が低下すると債券の市場価値が上昇し、反対に、金利が上昇すると債券の市場価値は下落するというリスクです。長期債は通常、短期債よりこの金利リスクによる価格変動の影響を大きく受けます。ある特定の通貨建ての債券のパフォーマンスは、当該通貨を発行している国の金利の状況からも影響を受けます。ファンドの純資産価格はその基準通貨(米ドル)によって計算されるため、米ドル以外の通貨による投資対象のパフォーマンスは、当該通貨の米ドルに対する強さと当該通貨を発行している国の金利の状況からも影響を受けます。一般的に、米ドル以外の通貨建て証券の価値に影響する為替レート以外の事項(政治環境または発行体の信用状態の変化等)に変化がない場合、当該通貨の価値が上昇すると、ファンドの当該通貨による投資対象の米ドルに換算した価値が上昇し、金利が上昇するか、または米ドル以外の通貨が米ドルと比較して価値が減少すると、ファンドの米ドル以外の通貨建て投資の価値が減少します。

信用リスクは、ファンドが保有する債券の発行体(低い信用格付を有する可能性があります。)が元利金の支払義務を履行できず、ファンドがその投資を回収できないリスクです。

期限前償還リスクは、ファンドが保有する債券(モーゲージ・バック証券等)について発行体が予定より早く元本を返済する権利を行使するリスクです。これは金利が低下する際に起こりやすく、この場合にはファンドは当初の投資の全額は回収できない可能性があり、かつ、より利回りの低い証券に再投資せざるを得ない可能性があります。償還延長リスクは、ファンドが保有する債券(モーゲージ・バック証券等)について発行体が予定より遅く元本を返済する権利を行使するリスクです。これは金利が上昇する際に起こりやすく、この場合には、当該債券の価値は減少し、ファンドはより利回りの高い証券に再投資することが不可能になる可能性があります。期限前償還および償還延長リスクは、通常、変動利付モーゲージ貸付(「ARM」)、モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に生じます。例えば、住宅ローンの借り手にはローンを期限前に返済する権利があります。したがって、住宅ローンにより裏付けられている証券のデュレーションは、短縮される(期限前償還リスク)または延長される(償還延長リスク)可能性があります。一般的に、新しい住宅ローン金利が、既存の未払い住宅ローン金利より十分低くなった場合には期限前償還の比率が上昇する傾向があります。反対に新しい住宅ローン金利が、既存の未払い住宅ローン金利より高くなった場合には期限前償還の比率が低下する傾向があります。いずれの場合であっても期限前償還のスピードが変化することによって投資家への損失が生じる可能性があります。

デリバティブ取引のリスク オプション、先物、先物オプション、スワップ、金利キャップ、金利フロアー、金利カラー、仕組み債、逆変動利付証券、通貨フォワード取引を含む通貨取引によるファンドの取引(もしあれば)は、追加的損失を被るリスクを伴っています。デリバティブ商品とヘッジ対象のポートフォリオ資産(もしあれば)の価値の変化の相関関係の欠如、デリバティブ商品市場の流動性欠如または証拠金の必要性およびかかる取引に伴う関連するレバレッジ要素から生ずるリスクによって、損失が生じる可能性があります。これらの運用手法を使用する場合には、投資顧問会社が証券の価格、金利、通貨価値の変動予想を誤った場合に損失を被るリスクも伴っています。

モーゲージ・デリバティブ(PO、IOまたはインバース・フローター)には、特に期限前償還および償還延長のリスクがあります。期限前償還のわずかな変化であってもかかる証券のキャッシュフローおよび市場価値に重大な影響を与える場合があります。一般に、予想されたより早く償還されるリスクは、IO、スーパー・フローターおよびオーバーパーのモーゲージ・バック証券に悪影響を与えます。予想より遅く償還されるリスクは、一般にPO、金利キャップ付変動利付証券、サポート・トランシェ、アンダーパーのモーゲージ・バック証券に悪影響を与えます。さらに、特定のデリバティブ証券の中には、金利の影響(すなわち、価格感応度)および/または期限前償還のリスクへのエクスポージャー(すなわち価格感応度)が増幅されるようレバレッジを掛けられるものもあります。

変動利付デリバティブの中には、デリバティブのリスクおよび金利リスクが複雑に組み合わせられる可能性があるものもあります。例えば、レンジ・フローターは、指定された金利が特定された金利バンドまたは金利カラーの枠外に出た場合には、クーポンが市場レート以下まで低下するリスクにさらされています。デュアル・インデックスまたはイールドカーブ・フローターは、2つの指定された金利の乖離幅が不利に変化した場合には、価値が下がるおそれがあります。

米国政府証券のリスク 米国政府は、法律で義務づけられていない限り、米国政府機関、関連機関その他の政府出資先企業に経済援助を提供しないというリスクがあります。

企業および銀行債務のリスク 上記制約に従い、ファンドは事業法人および銀行が発行または保証する債務に投資することがあります。銀行は、貸付の額、種類および適用利率の両方を制限することのできる政府の広範かつ異なった規則に従わ

なければなりません。さらに、銀行業界の利益は、現状の金融市場状況の下での資金調達および貸付を行うための資金の調達しやすさおよびコストに大きく依存しています。借主の資金繰りの困難から発生する信用上の損失と同様に、経済全般の環境が、この業界の運営において重要な役割を果たしています。

グローバル投資のリスク 様々な国の発行体が発行し、様々な通貨建ての証券への投資は、単一国の発行体の証券への投資だけでは得られない潜在的利益を提供する一方、単一国の発行体による証券への投資には伴わない重大なリスクも含まれています。グローバル投資は、為替レートの変動、投資に適用される法律または規制の変更、為替規制(例えば、通貨取引制限)の変更によっても影響を受けます。投資対象証券の建値通貨の為替レートがファンドの基準通貨に対して下落した場合には、ポートフォリオ証券の価値が減少する傾向があります。さらに、ファンドが配当、利息またはその他の支払を受ける通貨が、収益が分配金として受益者に支払われる前または基準通貨に換金される前にファンドの基準通貨に対してその価値を下げた場合に、ファンドは分配金の支払に必要な現金を得るためにポートフォリオ証券を売却しなければならない可能性があります。

発行体は、一般に、世界中の国々の様々な会計、監査、財務報告基準に従っています。発行体の取引量、価格の変動率、流動性は、各国の市場ごとに異なります。さらに、証券取引所、証券ディーラー、上場もしくは非上場企業についての政府による監督の程度および規制は、世界中で異なります。国によっては、法律でこれらの国に所在する一定の発行体の証券に投資する権限を制限していることもありえます。

市場によって資金決済の方法も異なります。資金決済が遅れるとファンドの資産の一部が投資されないままになり、利益も得られない期間が一時的に発生する可能性があります。決済上の問題により、ファンドが意図した証券を購入することができず、魅力ある投資の機会を失う原因となるおそれもあります。決済の問題により投資対象証券の処分ができないことによって、投資対象証券の価値が減少することによりファンドに損失を発生させるか、またはその証券を売却する契約を締結していた場合、購入者に対する損害賠償を発生させる結果となる可能性があります。

国によっては、公用徴収、没収税、配当や利息の支払いに対する源泉徴収税の賦課、資金もしくはその他のファンド資産の移動の制限、これらの国における投資に影響する政治的、社会的に不安定な状況、外交上の変化が存在する可能性があります。証券の発行体の所在地が証券の通貨単位としている国以外である可能性もあります。異なる国の証券市場における投資の評価および関連する投資収益、付随するリスクは、それぞれ無関係に変化することが予想されます。

ファンドによるソブリン債への投資は、社債には存在しないリスクを含んでいます。債券の発行体、債券の弁済を規制する政府機関は、その債券の条項に従って弁済期に元本または利息を支払うことができないまたは支払を遅らせる可能性があります。経済が不安定な期間には、ソブリン債の市場価格およびこれに伴いファンドの純資産価格の変動をもたらす可能性があります。ソブリン債の債務者が元本および利息を期限に支払う意思および能力があるかは、とりわけ、キャッシュフローの状況、外貨準備高、弁済期日における十分な外国為替負担能力、経済全体に対する債務負担の相対的規模、そのソブリン債債務者の国際的な貸主に対する理念およびソブリン債債務者が服している政治的制約に影響される可能性があります。

1999年1月1日に、ヨーロッパ経済通貨同盟の参加国が、単一通貨であるユーロを導入しましたが、これは、1999年1月1日以降も存続するユーロ以外の現存通貨を単位とする金融上の契約に対する法的処理、ユーロに変更される通貨の為替レートの設定および維持、1999年1月1日から2001年12月31日までの移行期間およびそれ以後のユーロ以外の通貨に対するユーロの変動、ユーロに参加するヨーロッパ諸国の金利、税金、労働制度が時間が経つにつれて相互に近接するか、現在または将来ヨーロッパ連合(「EU」)の加盟国になる国の通貨を変更することがユーロに影響を与えるかといった問題を含む独自の不安定要因となります。政治的及び経済的リスクを含むこれらまたはその他の要因は、市場混乱の原因となる可能性があり、ファンドが保有する証券の価値に不利に影響する可能性があります。

モーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券のリスク モーゲージ・バック証券およびアセット・バック担保証券の大部分は、元本が期限前に返済されることがあり、金利が低下している局面ではこれが加速することが予想されます。かかる期限前返済は、その時点での市場の実勢利回りより低い利回りでの再投資しかできないのが通常です。アセット・バック証券は、裏付けとなる貸付の元本支払をパス・スルーすることの結果として、予定返済期より早期に支払われることが頻繁にあります。金利が低下している局面では、アセット・バック証券の裏付けとなる貸付の期限前返済は加速されることが予想されます。したがって、ファンドがかかる証券のポジションを維持する能力は、期限前返済によって生じるその証券の元本額の減少によって影響を受け、また、ファンドが、同等の利回りで償還元本を再投資する能力は、その時点における実勢金利に服するのが通常です。アセット・バック証券は、モーゲージ・バック証券にはない信用リスクを有しています。これは、アセット・バック証券が、担保権の利益を有していないのが通常であるからです。場合によっては、担保物が回復してもこれらの証券に対して支払をするのに不十分である可能性があります。債務不履行の場合には、担保物をただちに売却し、ファンドが負担している額を受領できないとファンドが損失を被るおそれがあります。

転換証券のリスク 転換証券は、株式のリスクおよび債券リスクの両方の性質のリスクを有しています。全ての債券と同様、転換証券の価値は金利変動に起因する市場の損失リスクの影響を受けやすいのです。一般的には、転換証券の市場価値は金利が上昇すれば下落し、逆に金利が下落すれば上昇する傾向があります。しかし、転換証券の裏付けとなる普通株式の市場価格が、転換証券の転換価格を上回った場合には、転換証券は裏付けとなる普通株式の市場価格を反映する傾向

があります。転換証券の裏付けとなる普通株式の市場価格が下落した場合には、転換証券は、債券と同様、金利動向に影響される傾向が増加するため、裏付けとなる普通株式と同程度までは価格が下落しない可能性があります。

外国為替取引のリスク 様々な国籍の発行体に対する投資は、様々な国の通貨が含まれるのが通常であるため、米ドルで評価されるファンドの資産価値は、証券投資のパフォーマンスとは別に、外国為替レートの変動による影響を受ける可能性があります。外国為替レートは短期間に大きく変動する可能性があり、その他の要因と相まって、ファンドの純資産価格が変動する結果となります(ファンドの純資産価格が変動するときは、受益証券の価値も上昇または下落します。)。外国為替レートは通常、国際的視野から見受けられる、外国為替市場の需要と供給、異なる国への投資の優劣、実際または予想される金利の変化やその他の複雑な要因によって決定されます。為替レートは、また、政府または中央銀行の介入、または介入の失敗、通貨管理またはグローバルな政治的情勢によって、予期せぬ影響を受ける可能性があります。ファンドの総資産の相当部分が、通貨取引調整後のネットポジションにおいて、特定の国の通貨に偏っている場合には、ファンドはこれらの国における経済的、政治的後退のリスクの影響を受けやすくなります。

為替先物、通貨スワップその他相対に取引された為替取引は、取引所で取引される為替取引と比べ、他方相手方が取引上の義務を履行せず損失を被るリスクにさらされます。かかる契約は、契約の相手方が債務不履行に陥る危険を孕んでいます。直物、先物契約または店頭オプション取引は、取引所または決済機関の保証を受けていないため、契約不履行により、ファンドから通貨ヘッジによってもたらされている未実現収益、取引費用、利益が喪失される可能性があります。ファンドが実際の市場価格において売買義務(もしあれば)に対する反対取引を行うことを余儀なくされる可能性があります。ファンドは、他方相手方の無担保普通債務の信用状況または支払能力が投資顧問会社によって投資適格であると判断されない限り、かかる取引を締結してはなりません。ファンドの通貨リスクはその純資産額を超えないものとします。ただし、ファンドが通貨ポジションを維持しつつ証券に全額投資する範囲では、より大きな複合リスクにさらされる可能性があります。通貨取引の活用は、通常の証券運用とは異なる投資技術およびリスクを伴った高度に専門化した取引であります。もし市場価値および為替レートの予想を投資顧問会社が誤った場合には、ファンドの投資実績は、かかる投資技術が使われていなかった場合の状況と比べてより不利なものとなるでしょう。

仕組み証券およびインバース・フローターのリスク 仕組み証券は他の債券より大きな市場リスクにさらされるおそれがあり、他の複雑でない証券と比べて、より不安定で流動性が低く、また正確に価値を評価するのがより困難です。インバース・フローターは、その金利の変動が、指標金利の変動幅を超えて変動する範囲でレバレッジを掛けられたとみなされます。インバース・フローターのレバレッジの割合が高いほど、その市場価値の変動は大きくなります。

モーゲージ・ドル・ロールのリスク ロールの一部として売却された証券が実現していたであろう利息、値上がり益そしてモーゲージ期限前返済による損益を上回る利益がモーゲージ・ロールによってもたらされない限り、当該手法の利用はファンドの実績を減少させます。モーゲージ証券のドル・ロールの利用を成功させることが出来るかは、投資顧問会社が金利およびモーゲージの期限前返済を正確に予測する能力にかかっています。投資顧問会社が予測を誤った場合には、ファンドは損失を被る可能性があります。

証券、証券指数および外国為替オプションのリスク オプションの売却および購入は特別の投資リスクを含んだ高度に専門化された活動です。オプションはヘッジまたはクロス・ヘッジのいずれかの目的、又運用リターンの向上(投機的な活動と考えられています。)のために利用されることがあります。オプションの利用を成功させることが出来るかは、投資顧問会社が先物価格の変動とオプション市場および証券(または通貨)市場との間の相関関係の度合いを管理する能力に依存する部分があります。投資顧問会社が市場価格の変動の予測を誤ったり、オプションが売却または購入される証券または指標とファンドのポートフォリオの証券との間の相関関係の決定を誤った場合には、ファンドはオプションを使用しなければ被らないであろう損失を被る可能性があります。オプションの利用によりファンドの取引費用が増加する可能性もあります。外国および店頭市場のオプションは、その流動性の低さおよび信用リスクの大きさのため、損失の可能性も大きいのです。

先物および先物オプションのリスク

先物および関連するオプションには以下のリスクがあります。

- ・ファンドは先物および先物オプションを利用することによって利益を享受できる可能性がある一方で、金利、証券価格または為替レートに予期せぬ変化が起こることによって、全体の実績が、先物またはオプション取引を行わなかった場合よりも劣る可能性があります。
- ・先物のポジションとヘッジされるはずのポートフォリオのポジションとの間に完全な相関関係がある保証はないために、期待されるヘッジがなされずファンドがさらに損失を被る可能性があります。
- ・ファンドが先物取引を行い、先物のコールオプションを発行することによって被る損失は潜在的に無限大のものであり、受領したプレミアムを超える可能性があります。
- ・先物市場は変動性が大きく、先物取引を利用することによってファンドの純資産価値の不安定性を増大させる可能性があります。
- ・先物取引で通常要求される証拠金額が低い結果、先物契約の比較的小さな価格変動によってもファンドに重大な損失を生じさせる可能性があります。
- ・先物契約および先物オプションは流動性が欠如する可能性があり、取引所は1日の先物契約価格の変動幅を制限する可能性があります。
- ・外国取引所は、米国取引所と同様の保護を提供しない可能性があります。

レボ取引のリスク 他方当事者または「売り手」が債務不履行に陥った場合、ファンドはファンドの保有する証券および他の担保物の売却手取金が、レボ買戻価格を下回る範囲でレボ契約の遅れ又執行に関わるコストの範囲で損失を被るおそれがあります。また、売り手が倒産した場合には、ファンドの担保物が執行できないものであると裁判所が判断したときは、ファンドはさらに損失を被るおそれがあります。

金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、モーゲージ・スワップ、クレジット・スワップ、通貨スワップおよび金利キャップ、金利フロアー、金利カラーのリスク 金利スワップ、トータル・リターン・スワップ、モーゲージ・スワップ、クレジット・スワップ、通貨スワップさらには金利キャップ、金利フロアー、金利カラーを利用することは、通常のポートフォリオ証券の取引と異なる投資手法およびリスクを伴う高度に専門的な活動です。投資顧問会社が、市場価値、金利および為替レートの予測を誤った場合には、ファンドの投資実績はかかる投資手法を利用しなかった場合より悪化する可能性があります。

運用リスク 投資顧問会社が使用する戦略が意図した結果をもたらさないリスクがあります。

流動性リスク 異常な市場環境、または異常に多額の買戻し等その他の理由により、ファンドが本書に規定された期間内に買戻金額を支払うことができないリスクがあります。

公開取引がなされていない証券に関するリスク 公開取引がなされていない証券(ルール144A証券を含みます。)は、営業上および財務上高度のリスクを有する可能性があり、重大な損失をもたらすおそれがあります。かかる証券は公開市場で取引されている証券より流動性が低く、ファンドがそのポジションを処分するのに公開市場で取引されている証券の場合より長くかかる可能性があります。これらの証券は私的取引においては転売できる可能性はありますが、かかる取引において実現される売却価格はファンドが当初支払った価格より低い可能性があります。さらに、証券が公開市場で取引されていない会社は、証券が公開市場で取引されている会社に適用される開示その他の投資家保護の要求に服していない可能性があります。

証券貸付、買戻取引権の売買およびレボ・逆レボ契約の取引に関連した特定のリスク

これらの手法や商品の利用は一定のリスクを伴っており、かかるリスクの一部については本項の各文節に挙げられていますが、その利用により得ることを追求する目的が達成されるとの確約はできません。

ファンドが買付人として行為する逆レボ取引や買戻権の売買取引に関しては、証券の買付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用格付の悪化、または当該証券の取引市場の非流動性によるかを問わず、当初支払われた資金を下回ることになるというリスク、(B) () 過剰な規模もしくは期間の取引における資金の焦付き、() 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券買付、もしくはより一般的には再投資に対応する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

ファンドが売付人として行為するレボ取引や買戻権の売買に関しては、証券の売付先である取引相手の破綻の場合は、(A) 取引相手に売付けられた証券の価格が、当該証券の価格の市場での値上がりまたはその発行体の信用格付の向上によるかを問わず、当初の受取資金を上回ることになるというリスク、(B) () 過剰な規模もしくは期間の取引における投資持分の焦付き、() 売付け証券の満期時の回収の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限することがあるというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

証券貸付取引に関しては、投資家は、(A) ファンドにより貸し付けられる証券の借り手が当該証券を返還することができない場合は、受け取った担保物件が、当該担保物件の不適正な価格付け、当該担保物件の価格の不利な市場動向、当該担保物件の発行体の信用格付の悪化、または当該担保物件の取引市場の非流動性によるかを問わず、貸し出された証券の価格を下回る価格で換金されることになり得るといふリスク、(B) 現金担保の再投資の場合は、かかる再投資は、() 相応のリスクを伴ったレバレッジおよび損失リスクやボラティリティ・リスクを生み出すことがあり、() ファンドの目的と相容れないマーケット・エクスポージャーをもたらすことがあり、または() 回収額が担保物件の金額を下回るといふリスク、また(C) 貸付証券の返還の遅延により、ファンドが証券の売買に基づく受渡義務または買戻請求により生じる支払義務を充足する能力を制限するというリスクが存在することを投資家は特に承知していなければなりません。

管理会社は、リスク管理システムを用い、さらにファンドのリスク監視を可能にするリスク管理手法およびプロセスを有しています。

ファンドのリスク特性

ポートフォリオに含まれる固定利付商品(例えばアセット・バック証券、モーゲージ・バック証券)の価格は、裏付け債権の金利の変化および期限前償還により変動します。こうした価格変動によりファンドは、マーケット(金利)・リスクにさらされます。しかしながら、投資顧問会社のデュレーション管理手法(目標デュレーションを7年以内に維持)および分散投資により、リスクは限定されます。

ファンドは多大な(高い)クレジット・リスクを伴います。クレジット商品(アセット・バック証券、商業用モーゲージ・バック証券、モーゲージ・バック証券)によって、ファンドは高い集中投資リスクを伴うことがある裏付セクターおよびローンのエクスポージャーを保有することになります。しかし、投資顧問会社が選択する投資対象の信用度によってリスクは軽減されます。

ノン・シニア・トランシェはシニア・トランシェよりも元利金返済が劣後するため、これらのトランシェへの投資は、デフォルト・リスク(即ち、元本および利息の不払い)を増大させます。しかし、カウンターパーティ・リスクは投資対象の性質上、限定されます。

ファンドの投資対象は性質上、市場が逼迫した場合に高い流動性リスクにさらされます。アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券、商業用モーゲージ・バック証券へのエクスポージャーは、原資産(例えば、返済不能な巨額ローン)の流動性の欠如が原因で、過去において流動性を欠いたことがあります。

クレジット商品における評価パラメーター(例えば、金利の変化)は、有価証券の価格に影響を与え、評価リスクを生じさせることがあります。

ファンドは、ヘッジ目的およびヘッジ目的以外で日本証券業協会の規則に定められたデリバティブ取引等を行います。AIFMDと委員会委任規則(EU)第231/13号(以下「委員会委任規則」といいます。)において詳細なリスク管理のガイドラインがなく、管理会社はUCITSに係るEU指令への準拠に基づき、デリバティブ取引のリスクを管理しています。

レバレッジ

委員会委任規則および2013年法に従い、「レバレッジ」は、現金もしくは証券の借入れを通じて、もしくはデリバティブ・ポジションの使用によるもの、またはその他の方法によるかを問わず、AIFMの管理するAIFのエクスポージャーを増加させる手法として定義されます。

委員会委任規則は、委員会委任規則第7条に定める「グロス法」および委員会委任規則第8条に定める「コミットメント法」の2種類の計算方法に基づいてAIFMがレバレッジを監視することを要求しています。どちらの方法においても、レバレッジは、ファンドのポジションの市場価格の絶対値の合計として計算され、AIFの純資産総額に対するエクスポージャーの比率として表示されます。個々の金融デリバティブ商品の市場価格は、同等の対象ポジションの個々の市場価格(絶対値で表示)により転換されるものとします。金融デリバティブ商品の転換規則は、委員会委任規則別紙に定める既定の算式に基づいています。

コミットメント法では、AIFのエクスポージャーを計算する際、以下の条件のすべてを満たす場合には、ヘッジ取引が考慮されるものとします。

- a) ヘッジ取引に関するポジションがリターンを生み出すことを目的とせず、かつ、一般的リスクおよび特定のリスクが相殺されていること。
- b) AIFのレベルにおいて市場リスクの検証可能な軽減があること。
- c) デリバティブ商品に関連する一般的リスクおよび特定のリスク(もしあれば)が相殺されていること。
- d) 同一の資産クラスに関連するヘッジ取引であること。
- e) ヘッジ取引がストレスのかかった市場状況において有効であること。

前項に従い、為替ヘッジの目的で用いられ、増分エクスポージャー、レバレッジまたはその他のリスクを追加しないデリバティブ商品は、計算に含まれないものとします。

委員会委任規則の意味する範囲では、ファンドは、大幅なレバレッジをかけられていないと考えられています。したがって、AIFMがファンドのために用いることができるレバレッジの予想最大レベルは、通常の市場状況において、かつ、受益証券の発行および買戻しにより要求される場合を除き、「コミットメント」法を用いた場合は純資産総額の300%を超えないものとし、「グロス」法を用いた場合は純資産総額の500%を超えないものとします。

ファンドのレバレッジを計算する目的において、

- コミットメント法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションのエクスポージャーを考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従って各デリバティブ商品のポジションを当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、ネットティングおよびヘッジ取引を適用し、借入れ(委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)に基づいて計算されるその他の取引を含み、エクスポージャーを増加させるもの)の再投資により生じるエクスポージャーを計算します(以下「コミットメント法」といいます。)
- グロス法は、ファンドが用いるレバレッジを計算するために委員会委任規則に基づき用いられる方法です。これは、すべてのポジションの価値を考慮し、委員会委任規則で定める転換方法に従ってデリバティブ商品を当該デリバティブの原資産における同等のポジションに転換し、現金借入れの再投資により生じるエクスポージャー(換金された投資証券の市場価格または委員会委任規則別紙Iの(1)および(2)に記載の現金借入総額のうちいずれか高いほうで表示されます。)を含み、委員会委任規則別紙Iの(3)および(10)から(13)のレポ契約または逆レポ契約および証券貸付取引もしくは証券借入取引またはその他の取引におけるポジションを含みますが、()ファンドの基準通貨で保有される極めて流動性の高い投資対象である現金および現金等価物(既知の金額の現金に容易に換金することができ、価値の変動リスクがわずかであり、かつリターンが3か月物の質の高い国債の利率を超えないもの)の価値は除外し、()()に記載の現金または現金等価物としての借入であり、かつその支払金額が判明しているものについても除外します(以下「グロス法」といいます。)

グロス法は、ファンドの純資産総額(NAV)と比較したファンド資産の全体的なエクスポージャーを強調するのに対し、コミットメント法は、投資顧問会社が用いるヘッジおよびネットティングの技法の見方を提供します。受益者は、レバレッジがファンドに対する特有のリスク指標であると考えてはなりません。高いレバレッジが必ずしも高いリスクを意味するものではなく、逆に、低いレバレッジが必ずしも低いリスクを意味するものではありません。レバレッジに関する情報は、投資家がファンドに投資する前に完全なリスク/リターン分析を行うことに利用できるものではありません。

疑義を避けるために付言すると、上記のレバレッジ計算方法および関連する制限は、AIFMD、委員会委任規則およびルクセンブルグの適用法に基づいており、約款に定められた投資制限とは無関係です。したがって、ファンドは、引き続き約款に定められた投資制限を遵守して管理されます。

利益相反

投資顧問会社および/または副投資顧問会社および/または保管受託銀行および管理事務代行会社(各々の取締役、役員、従業員を含む)に利益相反が生じることがあります。つまり、投資顧問会社および/または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、ファンドのためにのみ、その役務を行うのではなく、ファンドの受益者と相反する利害を有するその他第三者のためにも行うことがあります。かかる場合、投資顧問会社および/または副投資顧問会社は、とりわけ投資目的、投資戦略、投資制限、および各関係者の投資に充当可能な資金を勘案して合理的かつ公正であるとみなす方法で、彼らが助言または運用を行う各関係者間に投資の機会を配分します。

利益相反は、ファンドが()投資顧問会社および/または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社と関係のある会社が運用、助言、または支配する企業に係る投資を行うことがあるという事実、または()投資顧問会社および/または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社またはそれらの関連会社によって運用、助言、または支配される第三者に対しファンドの保有資産を売却することがあるという事実によっても発生することがあります。かかる場合、各々は、ファンドに関連してその当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常時配慮します。特に、利益相反が生じ得る取引または投資を行う際には、受益者にとって可能な限り最善の利益を求めるという義務を限定することなく、各々は、かかる利益相反が通常の商取引ベースで公正に解決されるように努めます。

投資顧問会社および/または副投資顧問会社、保管受託銀行および管理事務代行会社は、特にルクセンブルグの法律(2013年法を含みます。)に基づき通知が必要な場合、ファンドの投資行動に関連して利益相反の発生をもたらす、彼ら自身またはその関連会社が関わる取引行動についてファンドに通知します。

投資顧問会社および/または副投資顧問会社は、そのすべての時間または大半の時間をファンドの業務に費やすことを要求されるのではなく、投資顧問契約および副投資顧問契約に基づくその義務の遂行に関連して適正に努力することのみを要求されます。

諸規制やファンドの投資方針により、投資顧問会社および/または副投資顧問会社により運用される他の運用口座または投資ピークルに提供される投資の機会への参加を、ファンドが禁じられることがあります。

利益相反は、さらに保管受託銀行と評価代理人が同一の事業体であることによって発生することがあります。しかし、保管受託銀行の業務は、評価代理人の業務とは機能的かつ階層的に分離されています。潜在的利益相反の特定、管理および監視は、管理会社の方針および手法に基づき実施されますが、保管受託銀行および評価代理人の業務は、2013年法の規定を遵守し、また、当該利益相反の公正かつ対等な立場での解決を目指します。

管理会社は、特定された利益相反を、自社の利益相反方針に従い管理および監視し、要求される範囲において2013年法に従い受益者に開示します。

リスクに対する管理体制

ファンドは、投資顧問会社に設置されたマーケット・リスク分析部門により、多角的に運用のリスク管理が行われています。マーケット・リスク分析部門は、運用部門とは独立した組織として、客観的な視点からポートフォリオのリスクを監視します。具体的には、ポートフォリオが十分に分散されているか否かにつきモニターするほか、トラッキング・エラーが事前に定められた許容範囲にとどまっているか否か等を監視します。

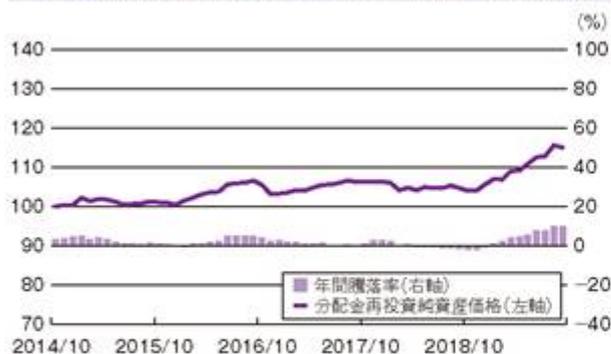
2019年6月末現在マーケット・リスク分析部門は米国、欧州、アジアに約20名が配置されています。

マーケット・リスク分析部門の基本的な機能は主に3つあり、全ポートフォリオにおけるリスク・モニタリング(絶対的及び相対的なリスク量)、リスク管理手法の向上、独自のリスク管理に関する調査が挙げられます。各ポートフォリオでモニタリングされたリスク実績およびエラー・レポート等は、投資運用部門のシニア・ビジネス・マネジャーの間で毎月討議されます。

(上記の体制は2019年6月末日現在のものであり、随時変更となる可能性があります。)

参考情報

ファンドの分配金再投資純資産価格・年間騰落率の推移



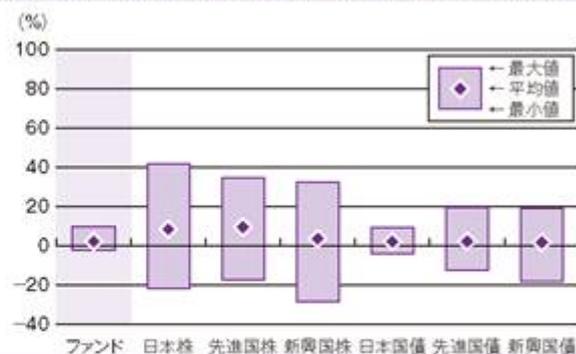
- 分配金再投資純資産価格は、税引前の分配金を再投資したとみなして算出したもので、2014年10月末を100として指数化しております。
- 年間騰落率は、2014年10月～2019年9月の5年間の各月末時点とその1年前における分配金再投資純資産価格を比較して算出したものです。

(ご注意)

- ファンドの年間騰落率は、ファンドの表示通貨である米ドル建てで計算されています。したがって、円貨に換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。
- ファンドの分配金再投資純資産価格および年間騰落率は、実際の純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- 代表的な資産クラスを表す指数
日本株・・・TOPIX(記当込み)
先進国株・・・FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・BBGパークレイズE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数(円ベース)
(注)S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「株東京証券取引所」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。FTSE先進国株価指数(除く日本、円ベース)、FTSE世界国債指数(除く日本、円ベース)およびFTSE新興国市場国債指数(円ベース)に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



	ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	9.9	41.9	34.8	32.3	9.1	19.3	19.2
最小値(%)	-2.2	-22.0	-17.5	-28.6	-3.9	-12.3	-18.1
平均値(%)	2.2	8.4	9.5	3.6	2.0	2.3	1.6

出所：Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

- 2014年10月～2019年9月の5年間の各月末時点とその1年前における数値を比較して算出した、年間騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、ファンドは分配金再投資純資産価格の騰落率です。
- このグラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

a. 海外における申込手数料

純資産価格の3%以下です。販売手数料は、ファンド証券が販売される国の法令や実務慣行で許容される上限を超過してはなりません。

b. 日本における申込手数料

申込口数		申込手数料
500口以上	8,000口未満	申込金額の2.20%(税込)
8,000口以上	80,000口未満	申込金額の1.10%(税込)
80,000口以上		申込金額の0.55%(税込)

申込手数料とは、ファンドおよびそれに関連する投資環境に関する説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に販売会社へ支払われるものです。

(2)【買戻し手数料】

a. 海外における買戻し手数料

海外において買戻し手数料は徴収されません。

b. 日本における買戻し手数料

日本において買戻し手数料は徴収されません。

(3)【管理報酬等】

管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、ファンド会計年度の四半期中の日々のファンドの純資産総額の平均額の年率0.02%の管理報酬をファンドから四半期末毎に後払で受領する権利を有します。管理報酬とは、()ファンドの投資運用業務、管理事務、マーケティング活動の監督およびモニタリング、ならびに()ファンドの信託期間中の管理全般に関する業務の対価として管理会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は、ファンド会計年度の四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の以下の年率の投資顧問報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。

10億ドルまでの部分	0.400%
10億ドル超20億ドルまでの部分	0.375%
20億ドル超の部分	0.350%

投資顧問報酬とは、ファンドに関する投資判断等、目論見書に記載される投資目的および投資方針の達成をめざし、約款および適用される法令に従って行うファンド資産の投資および再投資業務の対価として投資顧問会社へ支払われるものです。

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時合意する報酬を支払います。

ファンドは、ファンド資産から、2019年5月31日に終了した会計年度に36,641ドルの管理報酬を、また732,821ドルの投資顧問報酬を支払いました。

保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの資産から、ファンド会計年度の四半期中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.07%(年間最低額20,000米ドル)の保管報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。保管報酬とは、()ファンド資産である金融商品およびその他資産の保管業務、()キャッシュ・フローの監視業務、ならびに()選定された監督・監視業務の実施への対価として保管受託銀行へ支払われるものです。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含みますがそれらに限定されません。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関への保管費用は、ファンドが負担します。

ファンドは、ファンド資産から、2019年5月31日に終了した会計年度に、131,051ドルの保管報酬を支払いました。

管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、ファンド会計年度の四半期中のファンド資産の日々の平均純資産総額の年率0.05%(年間最低額10,000米ドル)の管理事務代行報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。管理事務代行報酬とは、()ファンドの純資産価格の計算業務、()ファンドの会計書類作成業務、()法務およびファンド会計管理業務、()マネーロンダリングおよびテロリストへの資金供与防止業務、()法令遵守に関するモニタリング、()受益者名簿の管理、()収益分配業務、()ファンドの購入・換金等受け業務、ならびに()記録管理業務への対価として管理事務代行会社へ支払われるものです。

ファンドは、ファンド資産から、2019年5月31日に終了した会計年度に、97,143ドルの管理事務代行報酬を支払いました。

代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、ファンド会計年度の四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.10%の代行協会員報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。代行協会員報酬とは、ファンド証券の純資産価格の公表、目論見書および運用報告書の販売会社への送付ならびにこれらに付随する業務の対価として代行協会員へ支払われるものです。

ファンドは、ファンド資産から、2019年5月31日に終了した会計年度に、183,098ドルの代行協会員報酬を支払いました。

販売会社報酬

日本における販売会社は、ファンドの資産から、販売会社が販売し関連する四半期中に買い戻されなかったファンド証券についてのファンド会計年度の四半期中の日々の純資産総額の平均額の以下の年率の販売会社報酬を四半期末毎に後払で受領する権利を有します。販売会社報酬とは、受益者に対する購入後の投資環境等の情報提供業務、ファンド証券の販売業務・買戻しの取次業務、運用報告書の交付業務、およびこれらに付随する業務に関する対価として販売会社へ支払われるものです。

10億ドルまでの部分	0.200%
10億ドル超20億ドルまでの部分	0.225%
20億ドル超の部分	0.250%

ファンドは、ファンド資産から、2019年5月31日に終了した会計年度に、366,151ドルの販売会社報酬を支払いました。

評価代理報酬

評価代理人はその役割について報酬を受領しません。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは、次の費用を負担します。

- (イ) ファンド資産および収益に課せられる一切の税金(純資産総額の年率0.05%のルクセンブルグの資本税を含む。)
- (ロ) ファンドの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料。
- (ハ) 登録・名義書換代行会社、発行会社代理人および支払事務代行会社の報酬および合理的な額の実費。
- (ニ) 保管受託銀行および管理事務代行会社の負担した報酬ならびに合理的な額の実費(電話、テレックス、電信および郵便料金を含むがこれらに限定されません。)、ならびにファンドの資産の保管を委託している銀行および金融機関の保管料金。
- (ホ) 代行協会員の負担した合理的な額の実費。
- (ヘ) 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った合理的な法律関係費用。
- (ト) ファンドの法律上または規制上の義務を充足するために必要な業務への合理的な対価。
- (チ) その他、次の費用を含む管理費用。

・券面印刷費

- ・ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有するすべての監督当局(各地の証券業協会を含みます。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他すべての書類を作成、提出する費用。
- ・上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書等を実質的な保有者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配付する費用。
- ・会計、記帳および日々の純資産価格計算に要する費用。
- ・受益者への通知・公告を作成しかつ配付する費用。
- ・弁護士の報酬(ファンドに関する契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出書類作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価)および監査人の報酬(ファンドの会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価)。
- ・以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、ファンド証券の募集または販売に関して直接生じた一切の広告宣伝費およびその他の費用は除きます。

すべての経常費用は、まず収益から控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除されます。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができます。

ファンドは、2019年5月31日に終了した会計年度に、312,022ドルのその他の費用を支払いました。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、日本の税法上、公募外国公社債投資信託として取扱われます。したがって、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。

ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。

日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになりますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）または金融機関等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、以下の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。

	2016年1月1日以後	2038年1月1日以後
所得税	15.315%	15%
住民税	5%	5%
合計	20.315%	20%

受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、ファンド証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ありません。

ただし、将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2019年9月末日現在)

資産の種類	国名(発行地)	時価合計(米ドル)	投資比率(%)
固定利付債	アメリカ合衆国	81,975,890	45.29
事後告知取引	アメリカ合衆国	39,943,750	22.07
モーゲージ・バック証券	アメリカ合衆国	38,130,766	21.07
米国財務省証券	アメリカ合衆国	17,055,913	9.42
変動利付債	アメリカ合衆国	10,025,109	5.54
モーゲージ担保債務証券	アメリカ合衆国	4,138,719	2.29
	イギリス	2,665,697	1.47
	小計	6,804,416	3.76
国債	アメリカ合衆国	3,829,070	2.12
アセット・バック証券	アメリカ合衆国	3,061,775	1.69
(米国)コマーシャル・ペーパー	アメリカ合衆国	1,781,303	0.98
ステップ・アップ/ダウン債	アメリカ合衆国	528,789	0.29
小計		203,136,781	112.23
現金その他の資産(負債控除後)		-22,138,377	-12.23
総計(純資産総額)		180,998,405 (約19,533百万円)	100.00

(注1)投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。以下同じです。

(注2)事後告知取引は、モーゲージ・バック証券の取引形態の一つです。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2019年9月末日現在)

順位	銘柄	種類	利率 (%)	償還日 (年/月/日)	額面金額 (米ドル)	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	G2SF MBS 30YR TBA 3.0000% 20/11/19	事後告知取引	3.0000	2019/11/20	12,000,000.00	12,277,968.75	12,288,750.00	6.79
2	G2 MA5467 4.5000% 20/09/48	モーゲージ・ バック証券	4.5000	2048/ 9 /20	9,306,649.00	7,123,533.32	7,224,373.63	3.99
3	FR SD0093 5.0000% 01/10/49	モーゲージ・ バック証券	5.0000	2049/10/ 1	6,532,751.00	6,977,308.79	7,015,736.88	3.88
4	FNCL MBS 30YR TBA 2.5000% 10/10/19	事後告知取引	2.5000	2019/10/10	6,000,000.00	6,027,304.69	5,970,000.00	3.30
5	FNCL MBS 30YR TBA 4.5000% 10/10/19	事後告知取引	4.5000	2019/10/10	5,000,000.00	5,258,828.12	5,265,625.00	2.91
6	FNCL MBS 30YR TBA 3.5000% 10/10/19	事後告知取引	3.5000	2019/10/10	4,000,000.00	4,106,015.63	4,102,500.00	2.27
7	G2SF MBS 30YR TBA 3.0000% 21/10/19	事後告知取引	3.0000	2019/10/21	4,000,000.00	4,091,607.14	4,100,000.00	2.27
8	US TREASURY N/B 2.2500% 15/11/27	米国財務省証券	2.2500	2027/11/15	3,660,000.00	3,736,359.95	3,826,987.50	2.11
9	G2 MA5712 5.0000% 20/01/49	モーゲージ・ バック証券	5.0000	2049/ 1 /20	4,080,836.00	3,811,578.13	3,804,343.10	2.10
10	G2 MA5399 4.5000% 20/08/48	モーゲージ・ バック証券	4.5000	2048/ 8 /20	4,243,206.00	3,211,239.23	3,249,759.01	1.80
11	US TREAS NOTE 3% 15/05/47	米国財務省証券	3.0000	2047/ 5 /15	2,700,000.00	2,716,569.39	3,190,218.75	1.76
12	FNCL MBS 30YR TBA 3.0000% 10/10/19	事後告知取引	3.0000	2019/10/10	3,000,000.00	3,059,601.56	3,044,062.50	1.68
13	US TREASURY N/B 2.8750% 15/08/28	米国財務省証券	2.8750	2028/ 8 /15	2,430,000.00	2,551,797.67	2,669,962.50	1.48
14	G2 MA5711 4.5000% 20/01/49	モーゲージ・ バック証券	4.5000	2049/ 1 /20	2,585,321.00	2,408,579.09	2,404,178.13	1.33
15	KINGDOM OF JORDAN 2.503% 30/10/20	国債	2.5030	2020/10/30	2,200,000.00	2,200,000.00	2,215,197.60	1.22
16	KFW 2.5000% 15/02/22	固定利付債	2.5000	2022/ 2 /15	2,090,000.00	2,085,861.80	2,130,606.61	1.18
17	FNCL MBS 30YR TBA 4.5000% 13/11/19	事後告知取引	4.5000	2019/11/13	2,000,000.00	2,103,437.50	2,107,500.00	1.16
18	G2SF MBS 30YR TBA 5.0000% 19/12/19	事後告知取引	5.0000	2019/12/19	2,000,000.00	2,098,125.00	2,092,500.00	1.16
19	G2SF MBS 30YR TBA 3.5000% 20/11/19	事後告知取引	3.5000	2019/11/20	2,000,000.00	2,068,125.00	2,070,000.00	1.14
20	TENN VALLEY AUTH 3.875% 15/02/21	固定利付債	3.8750	2021/ 2 /15	1,700,000.00	1,847,343.85	1,747,479.30	0.97
21	MORGAN STANLEY 3.7% 23/10/24	固定利付債	3.7000	2024/10/23	1,550,000.00	1,547,303.00	1,641,037.70	0.91
22	FHLB 5% 28/09/29	固定利付債	5.0000	2029/ 9 /28	1,100,000.00	1,117,028.00	1,401,200.90	0.77
23	RIPON 1X A2 FRN 20/08/56	モーゲージ担保 債務証券	1.5605	2056/ 8 /20	1,410,000.00	1,469,095.82	1,306,750.54	0.72
24	US TREASURY N/B 2.7500% 30/06/25	米国財務省証券	2.7500	2025/ 6 /30	1,190,000.00	1,184,776.95	1,264,561.00	0.70
25	FANNIE MAE 6.25% 15/05/29	固定利付債	6.2500	2029/ 5 /15	900,000.00	1,296,672.70	1,244,304.00	0.69
26	US STRIP PRINC 0% 15/05/35	米国財務省証券	0.0000	2035/ 5 /15	1,700,000.00	965,243.00	1,242,460.98	0.69
27	KINDER MORGAN ENER 3.45% 15/02/23	固定利付債	3.4500	2023/ 2 /15	1,200,000.00	1,220,304.00	1,236,202.80	0.68
28	VW CREDIT INC CP 30/03/20	(米国) コマー シャル・ペー パー	0.0000	2020/ 3 /30	1,150,000.00	1,127,436.04	1,135,174.58	0.63
29	PERMM 2018-1A 1A1 FRN 15/07/58	モーゲージ担保 債務証券	2.68338	2058/ 7 /15	1,100,000.00	1,100,000.00	1,102,603.15	0.61
30	AMAZON.COM INC 3.8750% 22/08/37	固定利付債	3.8750	2037/ 8 /22	925,000.00	950,163.00	1,061,078.60	0.59

【投資不動産物件】

該当ありません(2019年9月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当ありません(2019年9月末日現在)。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2019年9月末日前1年間における各月末および下記各会計年度末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当りの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第11会計年度末 (2010年5月末日)	643,677	69,466	9.51	1,026
第12会計年度末 (2011年5月末日)	518,874	55,997	9.65	1,041
第13会計年度末 (2012年5月末日)	433,087	46,739	9.77	1,054
第14会計年度末 (2013年5月末日)	374,519	40,418	9.44	1,019
第15会計年度末 (2014年5月末日)	332,553	35,889	9.12	984
第16会計年度末 (2015年5月末日)	310,962	33,559	8.77	946
第17会計年度末 (2016年5月末日)	258,809	27,931	8.48	915
第18会計年度末 (2017年5月末日)	231,210	24,952	8.20	885
第19会計年度末 (2018年5月末日)	196,716	21,230	7.92	855
第20会計年度 (2019年5月末日)	178,954	19,313	8.12	876
2018年10月末日	181,417	19,579	7.75	836
11月末日	178,478	19,261	7.73	834
12月末日	178,255	19,237	7.83	845
2019年1月末日	179,401	19,361	7.91	854
2月末日	177,651	19,172	7.88	850
3月末日	179,907	19,416	8.02	866
4月末日	178,270	19,239	8.01	864
5月末日	178,954	19,313	8.12	876
6月末日	181,093	19,544	8.22	887
7月末日	180,086	19,435	8.22	887
8月末日	183,211	19,772	8.40	907
9月末日	180,998	19,533	8.34	900

【分配の推移】

1口当りの分配金

	2009年		2010年		2011年		2012年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
2月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
3月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
4月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
5月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
6月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
7月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
8月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
9月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
10月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
11月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
12月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53

	2013年		2014年		2015年		2016年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
2月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
3月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
4月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
5月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
6月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
7月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
8月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
9月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
10月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
11月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53
12月	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53	0.042	4.53

	2017年		2018年		2019年	
	米ドル	円	米ドル	円	米ドル	円
1月	0.042	4.53	0.020	2.16	0.020	2.16
2月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
3月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
4月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
5月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
6月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
7月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
8月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
9月	0.020	2.16	0.020	2.16	0.020	2.16
10月	0.020	2.16	0.020	2.16		
11月	0.020	2.16	0.020	2.16		
12月	0.020	2.16	0.020	2.16		

設定来累計(2019年9月末日現在): 9.529米ドル

【収益率の推移】

会計年度	収益率（％）
第11会計年度	17.40
第12会計年度	6.77
第13会計年度	6.47
第14会計年度	1.78
第15会計年度	1.95
第16会計年度	1.69
第17会計年度	2.44
第18会計年度	1.60
第19会計年度	-0.49
第20会計年度	5.56

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）
2010年	7.66
2011年	6.86
2012年	5.93
2013年	-2.42
2014年	4.48
2015年	0.04
2016年	2.90
2017年	2.97
2018年	-0.74
2019年	8.81

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2019年については9月末日）の1口当りの純資産価格（当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額）

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当りの純資産価格（分配落の額）

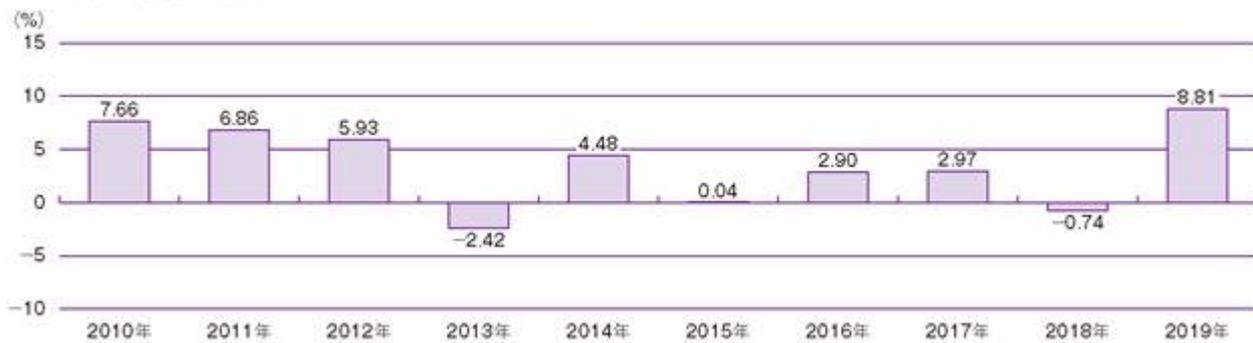
分配金に対する税金は考慮されておりません。

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

純資産総額 181百万米ドル / 1口当たり純資産価格 8.34米ドル(2019年9月末日現在)

**収益率の推移 (暦年ベース)**

(4)【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績、ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第11会計年度	4,954,253 (4,954,253)	19,633,026 (19,633,026)	67,715,935 (67,715,935)
第12会計年度	3,224,311 (3,224,311)	17,162,034 (17,162,034)	53,778,212 (53,778,212)
第13会計年度	1,851,863 (1,851,863)	11,303,814 (11,303,814)	44,326,261 (44,326,261)
第14会計年度	1,790,674 (1,790,674)	6,448,647 (6,448,647)	39,668,288 (39,668,288)
第15会計年度	1,622,007 (1,622,007)	4,824,520 (4,824,520)	36,465,775 (36,465,775)
第16会計年度	1,838,140 (1,838,140)	6,767,612 (6,767,612)	30,518,641 (30,518,641)
第17会計年度	1,838,140 (1,838,140)	6,767,612 (6,767,612)	30,518,641 (30,518,641)
第18会計年度	678,604 (678,604)	3,014,022 (3,014,022)	28,183,223 (28,183,223)
第19会計年度	241,850 (241,850)	3,572,665 (3,572,665)	24,852,408 (24,852,408)
第20会計年度	118,150 (118,150)	2,922,152 (2,922,152)	22,048,406 (22,048,406)

(注) () の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

() 海外における申込(販売)手続等

日本以外の国に居住する投資者によるファンド証券の購入申込みは、管理会社によって受諾されます。

ファンド証券は、ルクセンブルグ、ロンドンおよびニューヨークの銀行営業日でニューヨーク証券取引所の取引日かつ日本における販売会社の営業日(毎年12月24日を除きます。)(「評価日」)に管理会社によって発行されますが、後述のとおり管理会社の裁量により、一時的に発行が停止される場合があります。

管理会社またはその代理人は、記名式でのみファンド証券を発行します。

券面の請求がない場合、投資者は、ファンド証券の券面の発行を請求しなかったものとみなされ、代わりに受益者である旨の確認書が交付されます。券面(発行された場合)には、管理会社またはその代理人および保管受託銀行の署名が記載されますが、当該両署名は複写によることができます。

ファンド証券の券面または確認書は管理会社またはその代理人から取得者またはその取引銀行に、受益者のリスクにおいて、支払日からルクセンブルグの銀行の7営業日以内に郵送されます。

1口当たりの販売価格は、管理会社がファンド証券の申し込みをルクセンブルグ時間午後4時(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間)までに受領した評価日に計算された1口当たりの純資産価格です。そして、当該証券を販売した銀行および金融機関に支払われる純資産価格の3%を上限とする販売手数料が加算されます。

買付代金の支払は、申込みが受諾された日から起算し5評価日以内、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間内に米ドルで行うものとします。5評価日目に米ドル送金の決済ができない場合、米ドル送金決済の可能な直後の日に支払いを行うことができます。

購入単位は500口以上1口単位、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の口数とします。

日本以外の国の居住者の申込は、購入日のルクセンブルグ時間午後4時(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間)までに管理会社が受領した場合、申込が受諾されたものとみなされます。午後4時(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間)以降に受領されたものは、翌評価日に受諾されたものとみなされます。

管理会社は、その自由裁量によりいつでも、国・地域を問わず個人・団体に対し受益証券の販売を中止、制限または受益証券の発行全般を制限できます。管理会社はまた、ファンドおよび受益者の利益のためと判断した場合、特定の個人あるいは団体に対し販売を行わないことができます。

ファンド証券の公衆に対する販売は、EU域内においては行われません。

管理会社は、(a)ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、または(b)ファンド証券の購入または保有を禁止された受益者からいつでもファンド証券を買戻すことができます。

ファンド証券は証券法に基づく登録はなされておらず、またファンドはアメリカ合衆国1940年投資会社法に基づく登録もされていません。ファンド証券は、直接または間接に、アメリカ合衆国、その領土もしくは属領において、または証券法上の登録義務の一定の免除規定に依拠し、管理会社の同意を得た資格あるアメリカ合衆国の機関を除くアメリカ合衆国人(証券法に基づくレギュレーションSに定義されます。)に対して募集、販売、移転または交付することはできません。ファンド証券またはファンド証券上の権利は他のアメリカ合衆国人により実質的に所有されることはできません。アメリカ合衆国人に対するファンド証券の販売および移転は制限されており、管理会社が証券法の遵守を確保するために適切と判断する場合、管理会社はアメリカ合衆国人が保有するファンド証券の買戻しを行い、またアメリカ合衆国人への移転の登録を拒絶することができます。

() 日本における申込(販売)手続等

日本においては、有価証券届出書第一部証券情報、(7)申込期間に記載される期間中、評価日に第一部証券情報に従ってファンド証券の募集が行われます。評価日の午後3時までには申込が行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。販売の単位は、500口以上1口単位です。

ファンド証券1口当りの販売価格は、原則として、管理会社が当該申込みを受領した日の1口当りの純資産価格です。日本における約定日は販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常発注日の日本における翌営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に受渡しを行うものとし、当該払込期日までに、申込金額および申込手数料を支払わなくてはなりません。

買付代金の支払は、円貨の場合、米ドルとの換算レートは、約定日の東京外国為替市場の相場に基づいて販売取扱会社が決定します。また米ドルで支払うこともできます。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券の取引に関する規則中に規定される「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができません。

さらに、管理会社、管理事務代行会社および/または販売会社は時間外取引に従事する者からの買付注文を受け付けず、ファンドの他の投資家を保護するため適切な措置を講じる権利を有します。さらに、管理会社および/または管理事務代行会社は、マーケット・タイミング(不公正な裁定取引)を疑われる投資家によるファンド証券の買付注文を拒絶する権利を有します。

2【買戻し手続等】

() 海外における買戻し手続等

受益者は、いつでも、評価日に書面によりファンド証券の買戻しを請求できます。

ファンド証券1口当り買戻し価格は、管理会社がルクセンブルグ時間午後4時(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間)までに買戻し請求を受領した場合、当該請求を受領した評価日の1口当り純資産価格です。午後4時(または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の時間)以降に受領された買戻し請求は、翌評価日に受諾されたものとみなされます。買戻し手数料はありません。

管理会社は、通常の場合、ファンド証券の買戻しを買戻し請求後遅滞なく行うため、ファンドの流動性を適切な水準に保持することを確保するものとします。

買戻し代金は、買戻し日の純資産価格によって、投資者の買戻し代金を上回る場合も下回る場合もあります。

買戻し代金の支払は、保管受託銀行またはその代理人により、買戻し請求が受諾(ファンド証券の券面が発行されている場合、券面の受領を含みます。)された日から起算して5評価日目までに、または管理会社が単独の裁量で随時決定するその他の期間内に米ドルで行われます。

米ドルによる決済が、当該5評価日目に行うことができない場合、支払は、当該決済の可能な直後の日において行われます。

管理会社は流動性管理システムを用い、ファンドの流動性リスクを監視する手法を実施し、ファンドのため、管理会社が受益者からの買戻し請求に随時応じられるだけのポートフォリオの流動性を通常確保しています。

() 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、評価日に、販売取扱会社を通じ、管理会社に対し、ファンド証券の買戻しを請求することができます。買戻し請求は、手数料なしで、評価日に行うことができます。評価日の午後3時までに申込が行われ、かつ販売取扱会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。

ファンド証券1口当りの買戻し価格は、原則として、管理会社が買戻し請求を受領した日に計算される1口当りの純資産価格とし、支払金額が円貨の場合、米ドルとの換算レートは、販売取扱会社が買戻しの注文の成立を確認した日(「約定日」(通常、申込を受け付けた翌営業日)となります。)の東京外国為替市場の相場に基づいて販売取扱会社が決定します。また米ドルで受け取ることもできます。ファンド証券の買戻しは1口単位とします。

買戻し代金は、約定日から起算して日本の4営業日目からの支払となります。

() 純資産価格の決定及び販売・買戻しの停止

管理会社は、以下の場合において純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売および買戻しを一時的に停止することができます。

イ) ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所もしくは市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または、取引が制限もしくは停止された場合。

ロ) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。

ハ) ファンドの組入証券の評価を行うため通常使用されている通信機能またはコンピューター設備が故障している場合、または何らかの理由でファンドの資産の評価が規定されるとおり迅速かつ正確に確定できない場合。

ニ) 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制の結果、ファンドの組入証券の取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行できない場合。

当該停止は、発行または買戻しを申し込んだ受益者の登録された住所宛に通知され、ルクセンブルグ法に従い、REISAに公告されます。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止

マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達の防止に関してルクセンブルグの法律、規則および告示(2004年11月12日マネー・ロンダリングおよびテロ資金調達防止法(改正済)を含むが、これに限られません。)に基づき、金融セクターのあらゆる専門家に対して、投資信託をマネー・ロンダリングおよびテロ資金調達を目的として使用することを防止する義務が課されています。かかる規定の制定により、ルクセンブルグ籍の投資信託の登録事務代行会社は、ルクセンブルグの法律、規則および告示に従い、購入者の身元確認を行わなければなりません。登録事務代行会社は、購入者に対し、かかる身元確認を実施するために必要とみなす文書の提出を要求することができます。

申請者が、要求された文書の提出を遅延した場合またはかかる文書を提出しなかった場合、購入(または、適宜、買戻し)の申請は受諾されません。管理会社および管理事務代行会社は、いずれも、申請者が文書を提出しなかったことまたは不完全な文書しか提出しなかったことにより、取引の処理が遅延した場合またはかかる取引が処理されなかった場合、一切の責任を負いません。

受益者は、関連する法令に基づく現在の顧客デュー・デリジェンス要件に基づき、随時、追加または最新の身元確認書類の提出を要求されることがあります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの受益証券の1口当り純資産価格、発行価格および買戻価格(「純資産価格」)は、評価日毎に米ドルにより決定されます。

1口当り純資産価格は、評価日にファンドの資産から負債(管理会社はその積立を必要または適切であると判断する準備金を含みます。)を控除した額を純資産価格の決定時における発行済ファンド証券の総口数で除することにより、管理会社により決定されます。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬を含みます。)が日割りで計算されます。

ファンドの資産は、以下を含むものとみなされます。

- (a) すべての手持現金または預金およびそれらの発生済利息。
- (b) すべての手形・小切手および未収金(売却後引渡未了の証券の売却代金も含みます。)
- (c) ファンドのために所有または購入契約済みのすべての債券、確定日払約束手形、株式、ディベンチャー・ストック、新株引受権、ワラント、オプション、先物契約ならびにその他の投資資産および証券。
- (d) ファンドが受領すべきすべての株式、株式配当、現金配当および分配金。(ただし、管理会社は、ファンドのために、配当落ち、権利落ちでの取引、その他類似の実務による証券の市場価格の変動に関し調整することができません。)
- (e) 利息が当該証券の元本金額に含まれているか反映されている場合を除き、ファンドが所有する利付証券から発生するすべての利息。
- (f) すべての為替予約取引または他のヘッジ取引。
- (g) 未償却のファンドの設立費。
- (h) 前払費用を含むあらゆる種類・性質のその他のすべての資産。

ファンドの負債は、以下のものを含むものとみなされます。

- (a) すべての借入金、未払手形および未払金。
- (b) すべての発生済みまたは未払管理費。(管理会社報酬、投資顧問報酬、販売会社報酬、保管報酬、代行協会員報酬、登録・名義書換・支払・管理事務代行会社・発行会社代理人報酬、源泉税およびその他の諸税を含みます。)
- (c) 請求済、未請求のどちらであっても現金または財産の支払義務を負う契約上のすべての期限到来済債務を含むすべての知れたる債務。(評価日が分配金受領権者決定のための基準日以降である場合に管理会社がファンドに代わって宣言した分配金の未払額を含みます。)
- (d) 管理会社が随時決定する評価日における総資産および収益に基づく適切な納税引当金および管理会社の取締役会の授権および承認あるときはその他の準備金。
- (e) ファンドの受益証券により表象される負債を除くあらゆる種類、性質のファンドのその他一切の負債。かかる負債額を決定する際、管理会社は、1年またはその他の期間についての定期的または経常的性質の管理費およびその他の費用を予め計算し、当該期間にその均等割当金額を計上することができます。

上記ファンド資産は、以下の方法によって評価されます。

証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。有価証券が数カ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値により評価されます。

証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価されます。

相場価格が入手できないか、または上記 および / または に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価されます。

現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価されます。

ドル以外の通貨により表示された価格は、当該通貨の入手可能な直近の売買相場の仲値でドルに換算されます。異常な事態により、上記評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、慎重かつ誠実に他の評価方法を用いる権限を付与されています。

評価代理人との評価業務に関する契約が、2013年法に適合するよう、管理会社が責任を負います。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管されます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託した日本の投資者のファンド証券またはその確認書は、保管受託銀行に販売会社名義で保管されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドの信託期間は2029年5月31日までです。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算日は、毎年5月31日とします。

(5) 【その他】

() ファンドの償還

ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意により、いつでも、信託期間の終了前に償還することも、また信託期間を延長することもできます。ファンドは、さらにルクセンブルグの法律が規定する強制清算の場合にも償還されます。ファンドの償還を、受益者、または受益者の相続人もしくは実質的受益者が要求することはできません。償還通知は、RESAおよび管理会社と保管受託銀行が共同で決定する適切な発行部数をもつ少なくとも2つの新聞に公告されるものとします。ただし、そのうち少なくとも1紙はルクセンブルグの新聞でなければなりません。償還の場合、管理会社は、受益者の最善の利益に鑑みファンド資産を換金し、保管受託銀行は、管理会社が発する指示に基づき、受益者にその保有ファンド証券数に応じて純清算手取金(すべての償還費用控除後)を分配します。ルクセンブルグの法律に規定されるとおり、清算終了時に払い戻しのため提出されなかったファンド証券に対応する清算手取金は、規定期間を経過するまで、ルクセンブルグの供託機関に保管されます。ファンドの償還の原因となる事由が発生した場合、ただちに、管理会社によるファンド証券の発行は停止されます。ファンド証券の買戻しは、受益者間の平等な取扱いが確保されている場合、可能です。

受益者への償還金の支払いには、信託期間終了日から半年程度、または監査手続等の進捗によっては、さらに時間を要する場合があります。

() 約款

管理会社は、保管受託銀行の承認を得て、約款の全部または一部をいつでも変更することができます。変更は、約款変更関連書類に別途規定されない限り、ルクセンブルグ商業および法人登記所への変更に関する預託通知が、RESAに公告された5日後に発効します。

() 関係法人との契約の改更等に関する手続き

投資顧問契約

投資顧問契約は、同契約に従い他方当事者に90日以上前の書面による通知をもって、管理会社または投資顧問会社のいずれかにより、違約金なしで解約することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

保管受託契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90日以上前または、当事者が合意する場合はそれより短い期間内に、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を解約することができます。管理会社または保管受託銀行は、保管受託銀行または管理会社が重大な違反を犯しているか、同契約書の条項(同契約書の表明および保証を含みます。)またはルクセンブルグ投信法または2013年法に継続的に違反し、他方当事者による違反是正の要求通知交付後30日以内にかかる違反を是正しなかった場合、即時または後に効力を発する通知をもって、同契約を直ちに終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

投資信託業務契約

各当事者は、相手方当事者に、契約終了の効力発生日の90日前までに、書留郵便で書面による通知を交付または送付することにより、同契約を終了することができます。ただし、一方当事者が同契約に違反した場合で、当該違反の是正を要請する書面による通知の送達後30日以内に当該違反を是正しない場合には、相手方当事者は、同契約を解約することができます。管理会社は、同契約の終了がファンドの受益者の最善の利益になると考える場合、直ちに同契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

評価代理人契約

評価代理人契約は、各当事者が60日以上前までに書面による通知を相手方当事者に行うことで、いつでも終了させることができ、評価代理人契約に基づき通知を正当に送達した日から60日後に終了するものとします。

さらに相手方当事者が、評価代理人契約の条項に関し重大な違反を犯しており、当該違反の是正を要求する通知の送達後30日以内に当該違反を是正しないなどの場合、各当事者は評価代理人契約に基づき相手方当事者に正当に送達した書面による通知により即時に評価代理人契約を終了することができます。

同契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されます。

代行協会員契約

同契約は、他の契約当事者に対し、同契約書記載の住所宛に、3ヶ月前の書面による終了通知がなされるまで有効とします。ただし、日本において代行協会員の指定が要求されている限り、管理会社のための日本における後任の代行協会員が指定されることを条件とします。

同契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈されます。

受益証券販売・買戻契約

同契約は一方の当事者が他の当事者に対し、同契約書記載の住所宛に書面による通知を3ヶ月前になすことによりこれを解約することができます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されます。

4【受益者の権利等】

(1)【受益者の権利等】

受益者が受益権をファンドに対し直接行使するためには、ファンド証券名義人として登録されていなければなりません。従って、販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに対し直接受益権を行使することはできません。これら日本の受益者は口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有します。

買戻請求権

受益者は、ファンド証券の買戻しを、販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有します。

残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はありません。なお、受益者の管理会社または保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じさせる事由発生日の5年後に失効します。

業務提供者に対する受益者の権利

受益者は、投資顧問会社、副投資顧問会社、保管受託銀行、管理事務代行会社、登録・名義書換代行会社、発行会社代理人、支払代行会社、評価代理人、ファンドの監査人、もしくは管理会社により随時任命されたファンドまたは管理会社の他の業務提供者に対する直接の契約上の権利は一切ありません。ルクセンブルグ投信法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われます。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3ヶ月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができます。

(2)【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はありません。

(3)【本邦における代理人】

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

管理会社またはファンドに対するルクセンブルグおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限

日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。

また日本国財務省関東財務局長に対するファンド証券の募集に関する届出および継続開示に関する代理人ならびに金融庁長官に対するファンド証券に関する届出代理人は、

弁護士 三浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=107.92円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【2019年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

GS アメリカン・ボンド・インカム

純資産計算書

2019年5月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 196,908,296米ドル)	2	199,803,711	21,562,816
銀行預金		3,116,940	336,380
先物契約に係る未実現利益	12	552,155	59,589
先渡為替契約に係る未実現利益	11	114,451	12,352
先物契約に係る未収証拠金		67,582	7,293
受益証券発行未収金		64,595	6,971
ブローカーからの未収金		35,235,436	3,802,608
未収収益		1,238,021	133,607
現金および現金等価物に係る利息		249	27
資産合計		240,193,140	25,921,644
負債			
投資有価証券ショート・ポジション - 時価 (取得価額: 5,109,375米ドル)		5,139,063	554,608
金利スワップ契約に係る未実現損失	13	120,551	13,010
先物契約に係る未実現損失	12	178,115	19,222
先渡為替契約に係る未実現損失	11	136	15
金利スワップ契約に係る純未払利息	13	17,816	1,923
受益証券買戻未払金		173,492	18,723
ブローカーへの未払金		55,116,594	5,948,183
未払費用	8	493,203	53,226
負債合計		61,238,970	6,608,910
純資産		178,954,170	19,312,734
発行済受益証券数		22,048,406口	
1口当り純資産価格		8.12米ドル	876円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2019年5月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
預金利息		124,352	13,420
有価証券利息		6,103,289	658,667
金利スワップ契約に係る受領利息		57,694	6,226
その他の収益		2,516	272
収益合計		<u>6,287,851</u>	<u>678,585</u>
費用			
投資顧問報酬	3	732,821	79,086
販売会社報酬および代行協会員報酬	5、6	549,249	59,275
管理事務代行報酬	7	97,143	10,484
保管報酬	4	131,051	14,143
金利スワップ契約に係る支払利息		65,981	7,121
コルレス銀行報酬		14,417	1,556
管理報酬	3	36,641	3,954
法務報酬		5,390	582
海外登録費用		40,000	4,317
現金支出費		36,602	3,950
専門家報酬		47,215	5,095
印刷および公告費		1,076	116
年次税	10	90,159	9,730
その他の費用		11,182	1,207
費用合計		<u>1,858,927</u>	<u>200,615</u>
純投資収益		<u>4,428,924</u>	<u>477,969</u>
投資有価証券に係る実現純損失	14	(154,145)	(16,635)
先物契約に係る実現純利益		432,957	46,725
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益		92,217	9,952
当期実現純利益		<u>371,029</u>	<u>40,041</u>
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	14	5,049,984	544,994
先物契約に係る未実現純損益の変動		60,700	6,551
金利スワップ契約に係る未実現純損益の変動		(113,200)	(12,217)
クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る未実現純損益の変動		(56,559)	(6,104)
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		110,602	11,936
当期末実現純利益		<u>5,051,527</u>	<u>545,161</u>
運用の結果による純資産の純増加		<u>9,851,480</u>	<u>1,063,172</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

純資産変動計算書
2019年5月31日に終了した年度
(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
期首現在純資産		196,715,716	21,229,560
純投資収益		4,428,924	477,969
当期実現純利益		371,029	40,041
当期末実現純利益		5,051,527	545,161
運用の結果による純資産の純増加		9,851,480	1,063,172
受益証券の発行手取金		933,543	100,748
受益証券の買戻支払金		(22,957,624)	(2,477,587)
		(22,024,081)	(2,376,839)
受益者への支払分配金	9	(5,588,945)	(603,159)
期末現在純資産		178,954,170	19,312,734

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2019年5月31日に終了した年度
(無監査)

期首現在発行済受益証券数	24,852,408
発行受益証券数	118,150
買戻受益証券数	(2,922,152)
期末現在発行済受益証券数	<u>22,048,406</u>

統計情報
2019年5月31日現在
(無監査)
(米ドルで表示)

	2019年	2018年	2017年
期末現在純資産	<u>178,954,170</u>	<u>196,715,716</u>	<u>231,210,295</u>
期末現在1口当り純資産価格	8.12	7.92	8.20

G S アメリカン・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2019年5月31日現在

注1 - 組織

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託（*fonds commun de placement*）としてルクセンブルグにおいて設定されたG S アメリカン・ボンド・インカム（以下「ファンド」という。）は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社（*société anonyme*）でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（以下「管理会社」という。）によって、その共有者（以下「受益者」という。）の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律（改正済）（「2013年法」）の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。受益証券の所持人は通常、適用される純資産価格で評価日にいつでも受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律（改正済）（「2010年法」）のパートの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドは当初、2009年5月31日までの存続期間で設定されたが、存続期間は10年延長され2019年5月31日までとなり、更に10年延長され2029年5月31日までとなった。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することである。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行う。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が数ヶ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値が使用される。
- 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a)および/またはb)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

異常な事態により上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建の投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2019年5月31日現在の為替レート

1米ドル = 1.44592 豪ドル

1米ドル = 0.89851 ユーロ

1米ドル = 0.79308 英ポンド

モーゲージ・アセット・バック証券

モーゲージ・アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。当該ファクターは、証券の価格に適用される。ファクターは、資産の対象プールからの償還(「ペイダウン」)に関して適用される割引率を表す。

ペイダウンが行われる時はいつでも、ファクターはそれに応じて調整され、収益に関する変動の割合は、運用計算書に計上される。

証券に関する市場価格実績の変動は、運用計算書の未実現損益として計上される。

「事後告知(TBA)」は、購入または売却されたモーゲージ・アセット・バック証券で、その一般的特徴(クーポン、公正価額、価格および決済日)は取引日に知られているが、特定プールおよびその対象資産が未だ定められていないものである。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。ファンドは契約終了時に、開始時の契約価額と終了時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

金利スワップ契約

年度末現在の未決済金利スワップ契約の評価は、予測される将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいている。評価によって生じた未実現損益は、運用計算書に金利スワップ契約に係る未実現利益または未実現損失として計上される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約(CDSおよびCDX)は、公正価値で表示される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が未決済の期間、未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。本評価によって生じる未実現損益の変動は、運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約で支払われた、または受領されたプレミアムは、クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る実現純損益の一部として運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が終了した場合、プレミアムとクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済から生じた手取金の差額は、クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る実現純損益として運用計算書に計上される。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.02%の管理報酬をファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、投資顧問・運用業務について、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

10億米ドルまでの部分	0.400%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.375%
20億米ドル超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される報酬を支払う。

注4 - 保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.07% (年間最低額20,000米ドル) の保管報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用(電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。)ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.10%の報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、当該四半期中に日本のかかる販売会社が販売し買戻されなかったファンド証券についての日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

10億米ドルまでの部分	0.200%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.225%
20億米ドル超の部分	0.250%

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.05% (年間最低額10,000米ドル) の管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注8 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	178,595
販売会社報酬および代行協会員報酬	133,857
管理事務代行報酬	22,312
保管報酬	31,257
管理報酬	8,930
海外登録費用	49,269
現金支出費	8,920
専門家報酬	44,778
年次税	15,285
未払費用	<u>493,203</u>

注9 - 分配

管理会社は、利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、主に利息収入から、また年1回実現売買益から分配を行う意向である。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2019年5月31日に終了した年度に、ファンドは総額5,588,945米ドルの分配を行った。

分配落日	決済日	1口当り分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2018年6月11日	2018年6月15日	0.020	493,854
2018年7月11日	2018年7月17日	0.020	488,384
2018年8月13日	2018年8月20日	0.020	482,081
2018年9月11日	2018年9月17日	0.020	477,636
2018年10月11日	2018年10月17日	0.020	471,575
2018年11月13日	2018年11月19日	0.020	466,452
2018年12月11日	2018年12月17日	0.020	459,590
2019年1月11日	2019年1月17日	0.020	455,521
2019年2月11日	2019年2月15日	0.020	452,367
2019年3月11日	2019年3月15日	0.020	449,623
2019年4月11日	2019年4月17日	0.020	447,378
2019年5月13日	2019年5月17日	0.020	444,484
			5,588,945

注10 - 税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税（*taxe d'abonnement*）を課され、四半期毎に計算し支払う。現行法によれば、ファンドおよび受益者（ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。）はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2019年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現（損）益 (米ドル)
米ドル	2,976,791	英ポンド	2,265,485	2019年7月8日	114,451
英ポンド	71,000	米ドル	89,841	2019年7月8日	(136)
					114,315

注12 - 先物契約

2019年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)
ロング・ポジション(買持高)					
米ドル	66	FUT US ULTRA BOND	2019年9月	11,566,500	296,937
米ドル	152	10年FUT US NOTE	2019年9月	19,223,250	199,569
米ドル	59	5年FUT US NOTE	2019年9月	6,911,297	25,336
米ドル	25	90日FUT EURODOLLAR	2019年12月	6,115,625	30,313
				43,816,672	552,155
ショート・ポジション(売持高)					
米ドル	(40)	FUT US LONG BOND	2019年9月	(6,135,000)	(80,482)
米ドル	(46)	10年FUT US ULTRA	2019年9月	(6,266,063)	(47,926)
米ドル	(36)	90日FUT EURODOLLAR	2020年6月	(8,835,299)	(41,018)
米ドル	(6)	90日FUT EURODOLLAR	2020年3月	(1,470,750)	(5,850)
米ドル	(1)	90日FUT EURODOLLAR	2020年12月	(245,638)	(884)
米ドル	(2)	90日FUT EURODOLLAR	2019年6月	(487,588)	(1,955)
				(23,440,338)	(178,115)
					374,040

注13 - 金利スワップ契約

2019年5月31日現在、ファンドは以下の未決済金利スワップ契約を有していた。

通貨	額面価額	銘柄	満期日	純未収利息 (米ドル)	未実現損失 (米ドル)
米ドル	2,490,000	受取変動金利(米ドルLIBOR 3ヶ月)-支払固定金利(2.882%)	2025年2月28日	(17,816)	(120,551)
				(17,816)	(120,551)
				(17,816)	(120,551)

注14 - 投資有価証券に係る実現/未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2019年5月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現/未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(米ドル)
投資有価証券に係る実現利益	6,276,050
投資有価証券に係る実現損失	(6,430,195)
投資有価証券に係る実現純損失	(154,145)
	(米ドル)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	6,096,826
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(1,046,842)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	5,049,984

注15 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2019年5月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

【投資有価証券明細表等】

G S アメリカン・ボンド・インカム

投資有価証券明細表

2019年5月31日現在

(米ドルで表示)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション					
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券					
ドイツ					
固定利付債					
USD	2,370,000	KFW 1.5000% 09/09/19	2,368,862	2,364,739	1.32
USD	2,090,000	KFW 2.5000% 15/02/22	2,085,862	2,114,873	1.18
USD	725,000	DEUTSCHE BANK NY 2.7000% 13/07/20	717,953	717,374	0.40
			5,172,677	5,196,986	2.90
		ドイツ合計	5,172,677	5,196,986	2.90
ガーンジー					
固定利付債					
USD	501,000	CRED SUIS GP FUN 4.55% 17/04/26	513,501	530,042	0.29
			513,501	530,042	0.29
		ガーンジー合計	513,501	530,042	0.29
アイルランド					
固定利付債					
USD	500,000	AERCAP IRELAND 4.625% 01/07/22	528,560	518,851	0.29
USD	500,000	GE CAPITAL INTL 3.3730% 15/11/25	459,518	492,741	0.28
USD	150,000	AERCAP IRELAND 4.8750% 16/01/24	149,750	158,222	0.09
			1,137,828	1,169,814	0.66
		アイルランド合計	1,137,828	1,169,814	0.66
スペイン					
固定利付債					
USD	400,000	TELEFONICA EMI 4.103% 08/03/27	411,648	411,042	0.23
			411,648	411,042	0.23
		スペイン合計	411,648	411,042	0.23
イギリス					
変動利付債					
USD	625,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 15/05/23	622,180	621,831	0.34
USD	475,000	HSBC HDGS FRN 13/03/23	475,000	478,001	0.27
			1,097,180	1,099,832	0.61
固定利付債					
USD	300,000	BARCLAYS PLC 4.337% 10/01/28	312,339	299,284	0.17
			312,339	299,284	0.17
		イギリス合計	1,409,519	1,399,116	0.78

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国					
ステップ・アップ/ダウン債					
USD	250,000	EXELON CORP 2.5% 01/06/22	250,757	253,439	0.14
USD	125,000	HP ENTERPRISE CO 4.9% 15/10/25	131,894	132,983	0.07
USD	115,000	HP ENTERPRISE CO 6.35% 15/10/45	117,542	122,936	0.07
			500,193	509,358	0.28
固定利付債					
USD	1,700,000	TENN VALLEY AUTH 3.875% 15/02/21	1,847,343	1,749,401	0.97
USD	1,550,000	MORGAN STANLEY 3.7% 23/10/24	1,547,302	1,599,636	0.89
USD	1,200,000	KINDER MORGAN ENER 3.45% 15/02/23	1,220,303	1,218,302	0.68
USD	975,000	WELLS FARGO & CO 3% 23/10/26	971,203	961,308	0.54
USD	825,000	AT&T INC 3.8% 15/03/22	852,720	846,925	0.47
USD	800,000	CONTINENTAL RES 4.5% 15/04/23	810,232	826,885	0.46
USD	775,000	PLAINS ALL AMER PIP 3.85% 15/10/23	778,902	792,376	0.45
USD	700,000	BANK OF AMERICA 4.125% 22/01/24	699,488	736,930	0.40
USD	679,000	AT&T INC 3.6% 17/02/23	683,531	695,292	0.39
USD	625,000	CVS HEALTH CORP 3.5% 20/07/22	624,730	634,951	0.35
USD	525,000	ARIZONA PUBLIC SVCS 5.05% 01/09/41	605,942	602,934	0.34
USD	600,000	BECTON DICKINSON 2.894% 06/06/22	600,000	601,968	0.34
USD	465,000	ANADARKO PETRO 6.45% 15/09/36	572,203	561,387	0.31
USD	550,000	JPMORGAN CHASE&CO 3.625% 01/12/27	544,732	554,461	0.31
USD	474,000	FLORIDA POWER & LIGHT 4.125% 1/2/42	486,130	510,219	0.29
USD	475,000	AT & T INC 4.25% 01/03/27	487,493	494,157	0.28
USD	425,000	JPMORGAN CHASE & CO 2.95% 01/10/26	421,715	418,668	0.23
USD	400,000	KILROY REALTY CORP 3.8% 15/01/23	399,868	411,068	0.23
USD	293,000	MIDAMERICAN ENERGY 6.125% 01/04/36	387,873	376,861	0.21
USD	350,000	AT&T INC 3% 30/06/22	348,730	352,197	0.20
USD	300,000	ANHEUSER-BUSCH 5.8750% 15/06/35	373,869	347,535	0.19
USD	325,000	CITIGROUP INC 4.6% 09/03/26	344,039	342,879	0.19
USD	325,000	AT & T INC 4.125% 17/02/26	343,804	338,180	0.19
USD	325,000	NATIONAL RETAIL PROP 4% 15/11/25	324,217	337,100	0.19
USD	297,000	VERIZON COMM INC 5.0120% 15/04/49	309,924	334,497	0.19
USD	325,000	CVS CAREMARK CORP 4.125% 15/05/21	351,904	332,408	0.19
USD	325,000	AMERICAN INTL GP 3.9% 01/04/26	314,646	332,389	0.19
USD	330,000	SOUTHERN CO 3.25% 01/07/26	319,212	328,481	0.18
USD	325,000	COLUMBIA PIPELINE 3.3% 01/6/20	324,415	326,781	0.18
USD	300,000	METLIFE INC 3.6% 13/11/25	314,682	311,445	0.17
USD	300,000	MORGAN STANLEY 3.625% 20/01/27	297,762	304,887	0.17
USD	300,000	BECTON DICKINSON 3.363% 06/06/24	300,000	303,843	0.17
USD	300,000	CITIGROUP INC 3.4% 01/05/26	295,323	302,763	0.17
USD	300,000	HEALTHCARE TST AMER 3.375% 15/07/21	297,615	302,508	0.17
USD	300,000	CITIGROUP INC 2.75% 25/04/22	301,023	299,812	0.17
USD	275,000	BANK AMERICA CORP 4.2% 26/08/24	279,840	287,177	0.16
USD	275,000	MORGAN STANLEY 3.875% 29/04/24	282,043	286,250	0.16

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
固定利付債(続き)					
USD	275,000	CVS CAREMARK CORP 3.375% 12/08/24	277,368	277,880	0.16
USD	250,000	CONSTELLATION BR 4.2500% 01/05/23	261,415	262,509	0.15
USD	250,000	AMERICAN EXPRESS 3.625% 05/12/24	248,818	259,024	0.14
USD	250,000	CITIGROUP INC 4.125% 25/07/28	256,320	255,826	0.14
USD	250,000	BANK OF AMERIC 3.248% 21/10/27	250,000	248,633	0.14
USD	200,000	BURLINGTON NORTH 5.4% 01/06/41	249,778	244,637	0.14
USD	200,000	VALERO ENERGY 6.6250% 15/06/37	261,940	241,553	0.13
USD	243,000	SHERWIN-WILLIAMS 4.5000% 01/06/47	240,279	239,542	0.13
USD	225,000	FORD MOTOR CO 5.875% 02/08/21	257,987	235,061	0.13
USD	225,000	PLAINS ALL AMER PIP 4.5% 15/12/26	224,238	234,317	0.13
USD	200,000	UNITEDHEALTH GROUP 4.625% 15/07/35	199,976	223,159	0.12
USD	200,000	AMERICAN CAMPUS CMT 4.125% 01/07/24	199,722	208,290	0.12
USD	190,000	WILLIAMS PART LP 3.6% 15/03/22	193,878	192,956	0.11
USD	185,000	DEVON ENERGY CORP 4.75% 15/05/42	197,710	191,245	0.11
USD	175,000	ENERGY TRANSF PARTN 5.2% 01/02/22	192,403	183,737	0.10
USD	175,000	WILLIAMS PART LP 4% 15/09/25	175,450	181,554	0.10
USD	175,000	SHERWIN WILLIAMS 3.45% 01/06/27	167,727	174,147	0.10
USD	150,000	MARATHON OIL COR 4.4000% 15/07/27	153,665	155,312	0.09
USD	150,000	ENERGY TRANSFER 4.65% 01/06/21	157,865	154,366	0.09
USD	150,000	VERIZON COMM IN 3.3760% 15/02/25	151,695	153,862	0.09
USD	150,000	EQT MIDSTREAM PT 5.5000% 15/07/28	153,746	153,609	0.09
USD	150,000	CVS HEALTH CORP 3.875% 20/07/25	153,340	153,532	0.09
USD	150,000	MARATHON PETRO 3.6250% 15/09/24	148,049	152,937	0.09
USD	150,000	CONSTELLATION BR 3.7000% 06/12/26	144,766	152,759	0.09
USD	125,000	VERIZON COM 5.25% 16/03/37	135,140	143,193	0.08
USD	125,000	GEN MOTORS FIN 4.3000% 13/07/25	127,110	126,228	0.07
USD	125,000	ENERGY TRANSFER PART 5.3% 15/04/47	116,274	124,075	0.07
USD	100,000	ANADARKO PETRO CORP 5.55% 15/03/26	111,204	111,035	0.06
USD	91,000	DEVON ENERGY CORP 5.85% 15/12/25	95,605	105,015	0.06
USD	100,000	GENERAL ELEC CAP 3.1% 09/01/23	98,136	99,782	0.06
USD	95,000	DDR CORP 4.6250% 15/07/22	100,845	98,396	0.05
USD	75,000	AT&T INC 4.9000% 15/08/37	77,780	77,218	0.04
USD	75,000	BANK OF AMERICA 4.183% 25/11/27	73,106	77,198	0.04
USD	75,000	WILLIAMS PARTNERS 3.9% 15/1/25	74,768	77,034	0.04
USD	75,000	CVS HEALTH CORP 5.125% 20/07/45	84,767	76,345	0.04
USD	75,000	GENERAL MOTORS C 4.0000% 01/04/25	75,462	74,536	0.04
USD	50,000	DEVON ENERGY CORP 5.6% 15/07/41	58,411	56,726	0.03
USD	50,000	GEN MOTORS FIN 5.6500% 17/01/29	53,923	52,235	0.03
USD	50,000	GENERAL ELECTRIC CO 2.7% 09/10/22	48,519	49,351	0.03
USD	50,000	WESTERN GAS PARTNERS 5.45% 1/04/44	55,698	46,779	0.03
USD	40,000	PIONEER NATURAL 3.95% 15/07/22	42,915	41,340	0.02
USD	25,000	ANADARKO PETRO CORP 6.6% 15/03/46	34,493	32,079	0.02

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
固定利付債(続き)					
USD	25,000	VERIZON COMMUN 4.862% 21/08/46	25,516	27,502	0.02
USD	25,000	REYNOLDS AMERICA 4.4500% 12/06/25	25,097	25,906	0.01
			26,697,662	26,817,281	14.99
米国財務省証券					
USD	4,000,000	US TREAS NOTE 2.25% 15/02/27	3,846,735	4,042,499	2.26
USD	2,700,000	US TREAS NOTE 3% 15/05/47	2,716,569	2,916,844	1.63
USD	1,820,000	TSY INFL IX N/ 0.7500% 15/07/28	1,781,035	1,903,097	1.06
USD	500,000	US TREAS NOTE 3.75% 15/11/43	526,955	607,266	0.34
USD	420,000	US TREAS NOTE 2.875% 15/11/46	378,918	443,166	0.25
USD	200,000	US TREAS NOTE 2.75% 15/11/42	192,719	206,625	0.12
USD	170,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/02/43	174,383	186,894	0.10
USD	100,000	US TREAS NOTE 2.875% 15/08/45	103,770	105,484	0.06
			9,721,084	10,411,875	5.82
		アメリカ合衆国合計	36,918,939	37,738,514	21.09
		公認の証券取引所への上場を認可された譲渡性のある証券合計	45,564,112	46,445,514	25.95
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
カナダ					
変動利付債					
USD	325,000	ROYAL BK CANADA FRN 30/04/21	325,000	325,842	0.18
			325,000	325,842	0.18
固定利付債					
USD	200,000	CENOVUS ENERGY 4.2500% 15/04/27	191,017	199,023	0.11
			191,017	199,023	0.11
		カナダ合計	516,017	524,865	0.29
イスラエル					
国債					
USD	700,000	AID- ISRAEL 5.5% 18/09/23	934,831	796,450	0.45
USD	400,000	AID- ISRAEL 5.5% 26/04/24	535,140	462,109	0.26
USD	300,000	AID- ISRAEL 5.5% 04/12/23	367,618	343,344	0.19
			1,837,589	1,601,903	0.90
		イスラエル合計	1,837,589	1,601,903	0.90
ヨルダン					
国債					
USD	2,200,000	KINGDOM OF JORDAN 2.503% 30/10/20	2,200,000	2,210,855	1.24
			2,200,000	2,210,855	1.24
		ヨルダン合計	2,200,000	2,210,855	1.24

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
オランダ					
変動利付債					
USD	275,000	COOP RAB UA/NY FRN 26/04/21	275,000	275,800	0.15
			<u>275,000</u>	<u>275,800</u>	<u>0.15</u>
固定利付債					
USD	325,000	COOP RAB UA/NY 3.1250% 26/04/21	324,006	328,324	0.19
			<u>324,006</u>	<u>328,324</u>	<u>0.19</u>
		オランダ合計	<u>599,006</u>	<u>604,124</u>	<u>0.34</u>
イギリス					
モーゲージ担保債務証券					
GBP	1,410,000	RIPON 1X A2 FRN 20/08/56	1,519,135	1,386,023	0.77
USD	1,100,000	PERMM 2018-1A 1A1 FRN 15/07/58	1,100,000	1,099,386	0.61
GBP	700,000	MALTH 2 A FRN 27/11/55	906,579	865,400	0.48
GBP	451,000	HRBN 2017-1X A FRN 20/08/56	478,652	442,557	0.25
GBP	110,000	RIPON 1X A1 FRN 20/08/56	119,145	108,130	0.06
			<u>4,123,511</u>	<u>3,901,496</u>	<u>2.17</u>
変動利付債					
USD	500,000	ROYAL BK SCOTLND FRN 25/06/24	501,138	511,805	0.29
USD	450,000	BARCLAYS PLC FRN 15/02/23	449,915	459,959	0.26
USD	350,000	ROYAL BK SCOTLND FRN 22/03/25	350,000	354,151	0.20
USD	325,000	HSBC HOLDINGS FRN 11/03/25	325,000	331,167	0.19
USD	200,000	HSBC HOLDINGS FRN 18/05/24	200,000	199,510	0.11
			<u>1,826,053</u>	<u>1,856,592</u>	<u>1.05</u>
固定利付債					
USD	525,000	VODAFONE GROUP 3.7500% 16/01/24	521,527	537,380	0.30
			<u>521,527</u>	<u>537,380</u>	<u>0.30</u>
		イギリス合計	<u>6,471,091</u>	<u>6,295,468</u>	<u>3.52</u>
アメリカ合衆国					
アセット・バック証券					
USD	1,550,000	SLMA 2003-7A A5A FRN 15/12/33	741,707	739,671	0.40
USD	52,500,000	CWHEL 04-I A FRN 15/02/34	594,871	584,644	0.33
USD	600,000	SLMA 2008-6 A4 FRN 25/07/23	481,449	483,421	0.27
USD	1,250,000	SLMA 2008-5 A4 FRN 25/07/23	425,055	421,109	0.24
USD	600,000	SLMA 2007-7 A4 FRN 25/01/22	359,645	361,709	0.20
USD	1,400,000	SCHOL 10-A A FRN 28/10/41	323,258	332,749	0.19
USD	2,600,000	NSLT 2006-2 5A FRN 25/01/30	225,872	228,351	0.13
USD	350,000	SLMA 2008-8 A4 FRN 25/04/23	193,134	192,264	0.11
USD	250,000	NEF 2007-1 A1 FRN 28/04/30	102,929	104,562	0.06
USD	6,288,000	SABR 04 OP2 A2 FRN 25/08/34	44,695	42,276	0.02
USD	300,000	WSLT 2005-1 A5 FRN 26/01/26	15,545	15,819	0.01
			<u>3,508,160</u>	<u>3,506,575</u>	<u>1.96</u>

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
モーゲージ担保債務証券					
USD	1,350,000	FNR 2011-99 DB 5% 25/10/41	697,509	693,251	0.38
USD	7,272,000	FNR 96-64 PG 7% 18/01/27	413,360	412,648	0.23
USD	1,275,000	FHR 4273 PD 6.5% 15/11/43	342,523	352,616	0.20
USD	6,000,000	FHR 2019 Z 6.5% 15/12/27	306,586	334,759	0.19
USD	6,920,000	FHR 2257 Z 7% 15/09/30	268,366	297,056	0.17
USD	15,000,000	INDX 04-AR4 1A FRN 25/08/34	246,089	233,583	0.13
USD	4,745,000	FNR 97-15 Z 7.5% 18/04/27	176,629	188,396	0.11
USD	900,000	FNR 2012-153 B 7% 25/07/42	167,321	173,910	0.10
USD	2,000,000	CWALT 05-38 A1 FRN 25/09/35	170,146	167,478	0.09
USD	3,000,000	FHR 1416 Z 7% 15/11/22	101,193	106,062	0.06
USD	10,100,000	CSFB 03-AR9 2A2 FRN 25/03/33	89,741	85,091	0.05
USD	2,000,000	IMM 04-10 2A FRN 25/03/35	86,022	80,167	0.04
USD	1,000,000	FNR 97-13 Z 7% 18/04/27	44,553	47,696	0.03
USD	300,000	FNR 2012-111 B 7% 25/10/42	40,273	41,638	0.02
USD	1,764,706	GNR 02-13 SB FRN 16/02/32	16,322	18,494	0.01
USD	700,000	FHR 1760 ZA FRN 15/04/24	6,302	7,141	0.00
USD	30,900,000	CSFB 03-AR18 2X 10 FRN 25/07/33	3,390	0	0.00
USD	30,900,000	CSFB 03-AR20 2X 10 FRN 25/08/33	0	0	0.00
			3,176,325	3,239,986	1.81
変動利付債					
USD	875,000	JPMORGAN CHASE FRN 05/12/24	874,999	915,370	0.51
USD	480,000	FANNIE MAE FRN 30/01/20	480,000	480,601	0.27
USD	450,000	BANK OF AMER CRP FRN 23/07/24	450,000	465,160	0.26
USD	425,000	JPMORGAN CHASE FRN 29/01/27	425,000	442,264	0.25
USD	400,000	JPMORGAN CHASE FRN 23/01/29	400,000	401,755	0.22
USD	400,000	SEMPRA ENERGY FRN 15/01/21	400,000	398,737	0.22
USD	350,000	BANK OF AMERICA FRN 20/01/28	350,000	359,174	0.20
USD	350,000	CONSTELLATION BR FRN 15/11/21	350,000	350,216	0.20
USD	300,000	BECTON DICKINSON FRN 29/12/20	300,756	300,080	0.17
USD	275,000	BANK OF AMER CRP FRN 23/07/29	275,000	290,335	0.16
USD	275,000	MORGAN STANLEY FRN 24/04/24	275,000	282,839	0.16
USD	225,000	MORGAN STANLEY FRN 23/01/30	233,550	241,064	0.13
USD	192,000	BANK OF AMER CRP FRN 20/12/28	181,005	191,028	0.11
USD	125,000	UNITED TECH CORP FRN 16/08/21	125,000	125,078	0.07
			5,120,310	5,243,701	2.93
モーゲージ・バック証券 - プール					
USD	9,306,649	G2 MA5467 4.5000% 20/09/48	8,985,466	9,032,275	5.06
USD	4,243,206	G2 MA5399 4.5000% 20/08/48	3,909,344	3,925,430	2.20
USD	13,927,915	G2SF POOL MA1376 4% 20/10/43	3,612,307	3,541,437	1.99
USD	2,868,443	G2 MA5712 5.0000% 20/01/49	2,960,063	2,964,949	1.67
USD	1,140,859	G2 MA5597 5.0000% 20/11/48	1,155,515	1,159,766	0.66
USD	1,000,000	FN BJ9253 4.0000% 01/06/48	961,860	986,484	0.55

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
モーゲージ・バック証券 - プール(続き)					
USD	1,006,958	FN BM4054 4.0000% 01/05/48	951,096	974,290	0.54
USD	1,058,166	G2 MA5021 4.5000% 20/02/48	839,857	850,988	0.48
USD	746,668	FN CA1197 4.0000% 01/02/48	699,626	714,859	0.40
USD	1,082,224	FNCL POOL AL6619 4.5% 01/04/45	641,022	613,006	0.34
USD	624,956	FN CA1008 4.0000% 01/01/48	581,336	596,446	0.33
USD	581,858	FN CA1368 4.0000% 01/03/48	544,310	557,498	0.31
USD	7,687,000	FNARM POOL 888503 FRN 01/08/33	515,042	548,510	0.31
USD	842,238	FNCL POOL AB9820 3% 01/07/43	457,026	480,198	0.27
USD	1,155,970	G2SF POOL MA2893 4% 20/06/45	486,303	476,309	0.27
USD	436,541	FN CA1119 4.0000% 01/02/48	407,345	417,214	0.23
USD	15,000,000	FNARM POOL 735199 FRN 01/01/35	388,863	407,966	0.23
USD	393,235	FN BH9288 4.0000% 01/02/48	367,312	376,771	0.21
USD	8,352,793	FNKL POOL 596687 7% 01/11/31	244,120	262,808	0.15
USD	285,271	FN AS9786 4.0000% 01/06/47	252,329	257,490	0.14
USD	4,564,000	FNARM POOL 888514 FRN 01/03/35	240,486	256,271	0.14
USD	1,962,541	FGLMC POOL A96616 5% 01/02/41	248,650	250,287	0.14
USD	465,346	FNCL POOL AB9344 3% 01/05/43	235,934	249,912	0.14
USD	1,071,201	FNCL POOL AD0586 4.5% 01/12/39	214,496	227,341	0.13
USD	392,337	FNCL POOL AB9174 3% 01/05/43	208,111	220,491	0.12
USD	512,196	G2SF POOL MA2962 4% 20/07/45	208,063	203,864	0.11
USD	5,024,195	FNARM POOL 825823 FRN 01/09/35	117,418	123,294	0.07
USD	196,502	FNCL POOL AB8832 3% 01/03/43	100,915	106,906	0.06
USD	4,833,456	FGTW POOL D96291 4.5% 01/09/23	95,909	104,373	0.06
USD	2,435,887	FGLMC POOL C01796 5% 01/03/34	79,828	80,305	0.04
USD	200,828	G2SF POOL MA3174 4% 20/10/45	82,025	80,031	0.04
USD	2,530,898	FGLMC POOL G02759 5% 01/04/37	77,026	77,511	0.04
USD	136,583	FNCL POOL AT0654 3% 01/04/43	72,733	76,057	0.04
USD	136,831	FNCL POOL AQ9317 3% 01/01/43	66,766	69,829	0.04
USD	122,963	FNCL POOL AL7072 4.5% 01/05/45	72,604	69,582	0.04
USD	113,032	FNCL POOL AT1751 3% 01/04/43	65,215	68,203	0.04
USD	411,000	FNCL POOL AH6231 4.5% 01/03/41	68,719	67,997	0.04
USD	5,717,000	FNARM POOL 555566 FRN 01/04/33	66,248	65,563	0.04
USD	224,929	FNCL POOL AI8842 4.5% 01/08/41	57,545	57,811	0.03
USD	2,000,000	FNCL POOL AD0336 5% 01/02/24	58,674	56,798	0.03
USD	112,313	FNCL POOL AT2009 3% 01/04/43	53,280	56,443	0.03
USD	93,570	FNCL POOL AT4000 3% 01/05/43	51,239	54,276	0.03
USD	89,020	FNCL POOL AI0292 3% 01/03/43	44,678	47,322	0.03
USD	5,000,000	FNKL POOL 254360 7% 01/05/32	39,061	42,210	0.02
USD	100,000	G2SF POOL MA2827 4% 20/05/45	39,972	39,435	0.02
USD	94,606	FGLMC POOL G07479 4% 01/02/41	39,013	37,881	0.02
USD	66,112	FNCL POOL AQ4055 3% 01/04/43	35,307	36,927	0.02
USD	63,917	FNCL POOL AQ7146 3% 01/01/43	32,346	33,828	0.02

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
モーゲージ・バック証券 - プール(続き)					
USD	56,231	FNCL POOL AT7610 3% 01/06/43	31,179	32,764	0.02
USD	499,000	FNARM POOL 888509 FRN 01/06/33	30,251	31,852	0.02
USD	39,267	G2 MA4839 4.5000% 20/11/47	29,816	30,158	0.02
USD	50,412	FNCL POOL AQ8656 3% 01/12/42	25,429	26,596	0.01
USD	48,768	FNCL POOL AQ7310 3% 01/01/43	23,364	24,436	0.01
USD	44,130	FNCL POOL AI3173 3% 01/05/43	22,698	24,043	0.01
USD	46,309	FNCL POOL AB9352 3% 01/05/43	20,976	22,221	0.01
USD	45,171	FNCL POOL AT8407 3% 01/06/43	20,922	21,968	0.01
USD	36,859	FNCL POOL AR9653 3% 01/04/43	20,925	21,881	0.01
USD	53,248	FGLMC POOL V80552 4% 01/02/41	21,405	20,786	0.01
USD	98,125	FNCL POOL AC2861 4.5% 01/08/39	18,272	19,424	0.01
USD	7,000,000	FGTW POOL C90568 7% 01/06/22	18,977	18,745	0.01
USD	27,605	FNCL POOL AQ9691 3% 01/01/43	17,589	18,396	0.01
USD	27,162	FNCL POOL AT9647 3% 01/07/43	17,104	17,972	0.01
USD	31,810	FNCL POOL AQ2895 3% 01/12/42	16,078	16,815	0.01
USD	33,578	FNCL POOL AR6313 3% 01/04/43	15,613	16,328	0.01
USD	51,977	FNCL POOL MA2170 5% 01/12/44	13,983	13,520	0.01
USD	4,000,000	FNKL POOL 254107 7% 01/11/31	12,603	13,244	0.01
USD	69,506	FNCL POOL AA4221 4.5% 01/04/39	8,638	9,147	0.01
USD	155,000	FGLMC POOL A47333 5% 01/10/35	7,991	8,054	0.00
USD	1,999,800	FNKL POOL 253974 7% 01/08/31	5,844	6,371	0.00
USD	231,067	FGLMC POOL A23606 5% 01/06/34	6,091	6,114	0.00
USD	27,150	FNCL POOL AA4666 4.5% 01/05/39	5,410	5,734	0.00
USD	150,877	FGLMC POOL G01840 5% 01/07/35	5,452	5,438	0.00
USD	88,606	FGLMC POOL G01981 5% 01/12/35	4,517	5,103	0.00
USD	32,950	FGLMC POOL A93463 5% 01/08/40	4,892	4,891	0.00
USD	46,211	FGLMC POOL Q01536 5% 01/06/41	4,773	4,773	0.00
USD	100,000	FNCL POOL 995432 5.5% 01/01/24	4,351	4,341	0.00
USD	200,000	FNCL POOL 995429 5.5% 01/01/24	3,922	3,910	0.00
USD	198,899	FGLMC POOL A14237 5% 01/10/33	3,515	3,504	0.00
USD	100,000	FNCL POOL 995430 5.5% 01/01/24	2,648	2,644	0.00
USD	4,587,156	FGTW POOL D94554 6.5% 01/03/21	2,428	2,348	0.00
USD	44,281	FGLMC POOL G05250 5% 01/03/38	1,546	1,542	0.00
USD	25,936	FGLMC POOL A97944 5% 01/04/41	845	828	0.00
USD	25,300	FGLMC POOL G01838 5% 01/07/35	825	823	0.00
			32,183,275	32,472,156	18.14
固定利付債					
USD	1,100,000	FHLB 5% 28/09/29	1,117,027	1,340,313	0.76
USD	900,000	FANNIE MAE 6.25% 15/05/29	1,296,672	1,202,419	0.68
USD	925,000	AMAZON.COM INC 3.8750% 22/08/37	950,162	983,776	0.55
USD	900,000	NCUA GTD NOTES 3% 12/06/19	899,045	900,035	0.50
USD	900,000	NORTHROP GRUMMAN 2.9300% 15/01/25	901,232	899,262	0.50

[次へ](#)

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
固定利付債(続き)					
USD	875,000	DELTA AIR LINES 3.4000% 19/04/21	874,579	882,741	0.49
USD	900,000	FANNIE MAE 1.875% 24/09/26	894,302	878,492	0.49
USD	650,000	COMCAST CORP 3.7000% 15/04/24	649,960	677,025	0.38
USD	625,000	CHARTER COMM 4.908% 23/07/25	625,760	660,708	0.37
USD	600,000	EQT MIDSTREAM P 4.7500% 15/07/23	602,508	611,072	0.34
USD	500,000	SABINE PASS LIQ 5.625% 1/03/25	541,322	548,224	0.31
USD	515,000	CELGENE CORP 3.875% 15/08/25	521,810	539,824	0.30
USD	525,000	CITIBANK NA 3.0500% 01/05/20	524,759	526,741	0.29
USD	500,000	UNITED TECH CORP 3.9500% 16/08/25	504,903	526,426	0.29
USD	500,000	CHARTER COMM 4.464% 23/07/22	528,131	518,490	0.29
USD	475,000	APPLE INC 2.9000% 12/09/27	449,664	473,694	0.26
USD	475,000	DUKE ENERGY COR 3.1500% 15/08/27	473,665	470,561	0.26
USD	475,000	CARDINAL HEALTH 2.6160% 15/06/22	475,000	470,338	0.26
USD	450,000	BRDCOM CRP / FIN 3.0000% 15/01/22	448,164	446,844	0.25
USD	445,000	BRDCOM CRP / FIN 3.6250% 15/01/24	428,662	440,545	0.25
USD	425,000	COMPASS BANK 3.5000% 11/06/21	423,742	430,240	0.24
USD	400,000	ANHEUSER-BUSCH 4.0000% 13/04/28	396,864	416,216	0.23
USD	400,000	COMCAST CORP 3.15% 01/03/26	405,660	404,032	0.23
USD	375,000	CENTERPOINT ENER 3.8500% 01/02/24	374,730	390,484	0.22
USD	375,000	ABBVIE INC 3.3750% 14/11/21	374,355	379,812	0.21
USD	375,000	AMERICAN TOWER 3.3750% 15/05/24	373,886	379,757	0.21
USD	375,000	BAT CAPITAL CORP 3.2220% 15/08/24	375,000	370,329	0.21
USD	350,000	ALTRIA GROUP INC 3.8000% 14/02/24	349,290	358,614	0.20
USD	325,000	SABINE PASS LIQ 6.25% 15/03/22	365,567	350,409	0.20
USD	350,000	AIR LEASE CORP 3.7500% 01/06/26	345,975	347,249	0.19
USD	325,000	AMERICAN HOMES 4 4.9000% 15/02/29	323,741	344,921	0.19
USD	325,000	HUNTINGTON BANCS 4.0000% 15/05/25	323,980	342,716	0.19
USD	325,000	STARBUCKS CORP 3.8000% 15/08/25	324,964	339,860	0.19
USD	325,000	ENERGY TRANSFER 4.2000% 15/09/23	325,144	335,324	0.19
USD	325,000	PHILLIPS 66 3.9000% 15/03/28	324,675	333,827	0.19
USD	325,000	BP CAP MKTS AMER 3.2240% 14/04/24	320,255	331,281	0.19
USD	300,000	FED HOME LOAN BK 3.375% 08/12/23	298,830	317,491	0.18
USD	300,000	CHARTER COMM O 4.5000% 01/02/24	299,823	313,555	0.18
USD	274,000	VERIZON COMM INC 4.3290% 21/09/28	254,165	296,149	0.17
USD	275,000	PRUDENTIAL FIN 3.8780% 27/03/28	275,000	293,142	0.16
USD	275,000	VEREIT OPERATING 4.6250% 01/11/25	273,152	289,564	0.16
USD	275,000	DOWDUPONT 4.2050% 15/11/23	275,000	288,863	0.16
USD	250,000	CENTERPOINT ENER 4.2500% 01/11/28	248,998	265,963	0.15
USD	250,000	ANHEUSER-BUSCH 4.1500% 23/01/25	261,578	263,281	0.15
USD	250,000	ANHEUSER-BUSCH 4.7000% 01/02/36	275,288	257,749	0.14
USD	250,000	ABBVIE INC 3.7500% 14/11/23	249,680	257,195	0.14
USD	250,000	BOEING CO 3.4500% 01/11/28	243,871	257,123	0.14

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
固定利付債(続き)					
USD	250,000	HUBBELL INC 3.5000% 15/02/28	248,595	249,253	0.14
USD	250,000	CARDINAL HEALTH 3.0790% 15/06/24	250,000	248,263	0.14
USD	250,000	ANHEUSER-BUSCH 4.6000% 15/04/48	249,605	247,766	0.14
USD	225,000	STANLEY BLACK 4.2500% 15/11/28	224,834	244,628	0.14
USD	225,000	ENERGY TRANSFER 5.2500% 15/04/29	224,525	241,881	0.14
USD	225,000	MARSH & MCLENNAN 4.3750% 15/03/29	224,921	241,659	0.14
USD	225,000	COMCAST CORP 4.1500% 15/10/28	224,888	241,086	0.13
USD	225,000	GILEAD SCIENCES 4.75% 01/03/46	234,280	240,740	0.13
USD	200,000	APPLE INC 4.4500% 06/05/44	218,030	218,104	0.12
USD	200,000	COMCAST CORP 4.2500% 15/10/30	199,886	215,910	0.12
USD	200,000	BP CAP MKTS AMER 4.2340% 06/11/28	200,000	215,125	0.12
USD	200,000	CONSTELLATION BR 4.4000% 15/11/25	203,699	214,452	0.12
USD	200,000	SABINE PASS LIQU 5.0000% 15/03/27	213,413	213,035	0.12
USD	200,000	DIAMOND 1/2 FIN 5.45% 15/06/23	213,028	212,242	0.12
USD	200,000	FISERV INC 4.2000% 01/10/28	199,610	210,974	0.12
USD	200,000	TYSON FOODS INC 3.9000% 28/09/23	199,722	208,408	0.12
USD	200,000	NISOURCE INC 3.6500% 15/06/23	199,708	205,783	0.11
USD	200,000	CENTERPOINT ENER 3.6000% 01/11/21	199,942	204,368	0.11
USD	200,000	MICROCHIP TEC 3.9220% 01/06/21	200,000	202,328	0.11
USD	200,000	NORTHROP GRUMMAN 4.0300% 15/10/47	198,858	201,869	0.11
USD	200,000	CONSTELLATION BR 3.6000% 15/02/28	192,374	200,869	0.11
USD	200,000	CVS HEALTH CORP 4.7800% 25/03/38	201,052	198,828	0.11
USD	175,000	KILROY REALTY LP 4.7500% 15/12/28	174,360	190,915	0.11
USD	175,000	SOUTHERN CAL ED 4.2000% 01/03/29	174,298	182,368	0.10
USD	175,000	AMER INTL GROUP 4.2000% 01/04/28	173,182	181,438	0.10
USD	175,000	DOLLAR TREE 4.0000% 15/05/25	174,823	179,662	0.10
USD	175,000	IBM CORP 3.3000% 15/05/26	174,675	176,711	0.10
USD	150,000	DOWDUPONT 4.4930% 15/11/25	150,000	160,814	0.09
USD	150,000	MIDAMERICAN ENER 3.6500% 15/04/29	149,867	157,832	0.09
USD	150,000	ANHEUSER-BUSCH 4.9000% 01/02/46	160,374	154,973	0.09
USD	150,000	HUNTSMAN INT LLC 4.5000% 01/05/29	148,305	151,357	0.08
USD	150,000	DOLLAR TREE 4.2000% 15/05/28	149,604	151,306	0.08
USD	150,000	COMCAST CORP 3.1500% 15/02/28	139,093	149,564	0.08
USD	150,000	NORTHROP GRUMMAN 2.5500% 15/10/22	149,979	149,189	0.08
USD	150,000	BRDCOM CRP / FIN 2.6500% 15/01/23	149,984	146,045	0.08
USD	125,000	WALMART INC 4.0500% 29/06/48	123,374	135,547	0.08
USD	125,000	ALEXANDRIA REAL 3.8000% 15/04/26	124,866	129,367	0.07
USD	125,000	UNITED TECH CORP 3.3500% 16/08/21	124,848	127,037	0.07
USD	125,000	VEREIT OPERATING 3.9500% 15/08/27	120,284	125,677	0.07
USD	125,000	APPLE INC 2.45% 04/08/26	116,244	121,235	0.07
USD	125,000	BRDCOM CRP / FIN 3.1250% 15/01/25	115,801	119,050	0.07
USD	125,000	MPLX LP 4.5000% 15/04/38	123,514	118,443	0.07

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
固定利付債(続き)					
USD	115,000	COMCAST CORP 3.3% 01/02/27	108,604	116,256	0.06
USD	105,000	MPLX LP 5.5000% 15/02/49	101,619	110,515	0.06
USD	100,000	ENERGY TRANSFE 6.0000% 15/06/48	95,868	107,625	0.06
USD	100,000	HOME DEPOT INC 3.9000% 06/12/28	99,313	107,500	0.06
USD	100,000	MPLX LP 4.8000% 15/02/29	98,165	106,403	0.06
USD	100,000	CELGENE CORP 3.9000% 20/02/28	97,225	104,695	0.06
USD	100,000	VERIZON COMM INC 3.8750% 08/02/29	99,811	104,402	0.06
USD	100,000	FISERV INC 3.8000% 01/10/23	99,954	103,728	0.06
USD	100,000	CVS HEALTH CORP 5.0500% 25/03/48	100,189	101,346	0.06
USD	100,000	MARATHON PETRO 3.8000% 01/04/28	92,261	99,629	0.06
USD	75,000	WELLS FARGO CO 4.1500% 24/01/29	76,910	78,930	0.04
USD	75,000	BERKSHIRE HATHA 3.2500% 15/04/28	74,723	75,628	0.04
USD	50,000	DOWDUPONT 5.4190% 15/11/48	53,258	56,488	0.03
USD	50,000	ONEOK INC 4.5500% 15/07/28	49,582	52,570	0.03
USD	50,000	TIME WARNER CABLE 5.875% 15/11/40	49,530	51,550	0.03
USD	48,000	TIME WARNER CABLE 5.5% 01/09/41	52,836	47,400	0.03
USD	45,000	ECOLAB INC 3.9500% 01/12/47	40,721	47,114	0.03
USD	50,000	WESTERN GAS PART 5.3000% 01/03/48	54,974	46,654	0.03
USD	25,000	VALERO ENERGY 4.3500% 01/06/28	25,070	26,085	0.01
USD	25,000	CONTINENTAL RES 4.3750% 15/01/28	23,652	25,897	0.01
			31,523,250	32,409,192	18.11
T B A (事後告知)					
USD	8,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 4.5000% 22/07/19	8,308,125	8,297,499	4.63
USD	8,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 3.5000% 20/06/19	8,155,000	8,215,000	4.59
USD	6,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 4.5000% 20/06/19	6,217,701	6,225,000	3.48
USD	2,000,000	FNCL MBS 30YR TBA 4.5000% 13/06/19	2,075,625	2,088,750	1.17
USD	2,000,000	FNCL MBS 30YR TBA 4.5000% 15/07/19	2,084,375	2,088,125	1.17
USD	1,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 5.0000% 20/06/19	1,044,844	1,045,313	0.58
USD	1,000,000	FNCL MBS 30YR TBA 4.0000% 13/06/19	1,027,148	1,031,563	0.58
			28,912,818	28,991,250	16.20
(米国) コマーシャル・ペーパー					
USD	1,150,000	VOLKSWAGEN AG CP 08/07/19	1,130,737	1,145,933	0.64
USD	650,000	VW CREDIT INC CP 06/12/19	634,227	639,080	0.36
			1,764,964	1,785,013	1.00
米国財務省証券					
USD	14,230,000	US TREASURY N/B 2.1250% 31/07/24	14,289,751	14,323,384	8.01
USD	3,100,000	US STRIP PRINC 0% 15/05/35	1,760,149	2,084,508	1.16
USD	1,190,000	US TREASURY N/B 2.7500% 30/06/25	1,184,777	1,238,158	0.69
USD	1,110,000	US TREASURY N/B 2.8750% 15/08/28	1,141,503	1,176,253	0.66
USD	1,560,000	STRIPS 0.0000% 15/02/40	801,091	911,869	0.51
USD	600,000	US TREASURY N/B 3.0000% 15/02/48	595,319	647,625	0.36
USD	640,000	US TREAS NOTE 1.75% 31/05/22	617,702	636,000	0.36

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
米国財務省証券(続き)					
USD	780,000	STRIPS 0.0000% 15/11/40	392,231	445,270	0.25
USD	780,000	STRIPS 0.0000% 15/08/41	381,997	433,997	0.24
			21,164,520	21,897,064	12.24
		アメリカ合衆国合計	127,353,622	129,544,937	72.39
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	138,977,325	140,782,152	78.68
最近発行された譲渡性のある証券					
ケイマン諸島					
固定利付債					
USD	150,000	AVOLON HDGS 3.9500% 01/07/24	149,187	148,748	0.08
			149,187	148,748	0.08
		ケイマン諸島合計	149,187	148,748	0.08
フランス					
固定利付債					
USD	375,000	BPCE 4.0000% 12/09/23	372,618	385,939	0.21
USD	250,000	BPCE 4.6250% 12/09/28	248,538	266,758	0.15
			621,156	652,697	0.36
		フランス合計	621,156	652,697	0.36
アイルランド					
固定利付債					
USD	450,000	AIB GROUP PLC 4.7500% 12/10/23	448,970	465,325	0.26
			448,970	465,325	0.26
		アイルランド合計	448,970	465,325	0.26
イギリス					
変動利付債					
USD	400,000	STANDARD CHART FRN 20/01/23	400,000	407,056	0.23
			400,000	407,056	0.23
		イギリス合計	400,000	407,056	0.23
アメリカ合衆国					
固定利付債					
USD	800,000	HALFMOON PARE 3.7500% 15/07/23	799,575	821,056	0.45
USD	450,000	WALT DISNEY C 6.1500% 01/03/37	557,248	588,730	0.33
USD	525,000	SMITHFIELD FO 2.6500% 03/10/21	523,340	512,093	0.29
USD	425,000	BROADCOM INC 3.1250% 15/10/22	423,058	422,949	0.24
USD	350,000	GLENCORE FDG 4.1250% 12/03/24	348,345	356,383	0.20
USD	325,000	BROADCOM INC 3.6250% 15/10/24	322,459	318,270	0.18
USD	300,000	ELANCO ANIMAL 3.9120% 27/08/21	300,000	305,873	0.17
USD	250,000	NRG ENERGY IN 3.7500% 15/06/24	250,226	252,908	0.14

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
最近発行された譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国(続き)					
固定利付債(続き)					
USD	250,000	BROADCOM INC 4.2500% 15/04/26	248,153	246,373	0.14
USD	200,000	BAYER US FIN 4.4000% 15/07/44	207,990	174,659	0.10
USD	150,000	MARS INC 3.2000% 01/04/30	149,558	151,501	0.08
USD	125,000	FOX CORP 4.0300% 25/01/24	125,000	130,980	0.07
USD	125,000	ELANCO ANIMAL 4.2720% 28/08/23	125,000	130,972	0.07
USD	100,000	FOX CORP 4.7090% 25/01/29	100,000	109,085	0.06
USD	100,000	MARS INC 2.7000% 01/04/25	99,934	100,286	0.06
USD	75,000	NUVEEN LLC 4.0000% 01/11/28	74,552	81,678	0.05
			4,654,438	4,703,796	2.63
		アメリカ合衆国合計	4,654,438	4,703,796	2.63
		最近発行された譲渡性のある証券合計	6,273,751	6,377,622	3.56
その他の譲渡性のある証券					
フランス					
固定利付債					
USD	775,000	BNP PARIBAS 3.5000% 01/03/23	768,947	784,474	0.43
			768,947	784,474	0.43
		フランス合計	768,947	784,474	0.43
ジャージー					
固定利付債					
USD	550,000	UBS GROUP FDG 3% 15/04/21	549,588	551,391	0.31
			549,588	551,391	0.31
		ジャージー合計	549,588	551,391	0.31
オランダ					
固定利付債					
USD	600,000	NXP BV/NXP FD 4.125% 01/06/21	623,750	609,240	0.34
USD	510,000	SYNGENTA FINA 3.9330% 23/04/21	510,000	516,399	0.29
USD	440,000	SYNGENTA FINA 3.6980% 24/04/20	440,000	441,675	0.25
USD	325,000	ENEL FINANCE INTL 2.875% 25/05/22	324,025	320,850	0.18
USD	275,000	SYNGENTA FINA 4.8920% 24/04/25	275,000	283,456	0.16
			2,172,775	2,171,620	1.22
		オランダ合計	2,172,775	2,171,620	1.22
スイス					
固定利付債					
USD	300,000	CREDIT SUISSE GP 3.574% 09/01/23	307,251	303,158	0.17
			307,251	303,158	0.17
		スイス合計	307,251	303,158	0.17

通貨	額面価額 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に占める割合(%)
ロング・ポジション(続き)					
その他の譲渡性のある証券(続き)					
アメリカ合衆国					
固定利付債					
USD	500,000	PENSKE TRUCK LEAS 3.375% 1/2/22	499,784	505,820	0.28
USD	475,000	BAYER US FIN 4.2500% 15/12/25	474,102	487,227	0.27
USD	350,000	BAYER US FIN 3.8750% 15/12/23	348,859	355,215	0.20
USD	300,000	KEURIG DR PEP 4.0570% 25/05/23	300,000	311,315	0.17
USD	135,000	TEACHERS INS & ANN 4.9% 15/9/44	134,874	156,454	0.09
USD	125,000	GREAT-WEST LI 4.0470% 17/05/28	125,000	134,759	0.08
USD	125,000	ALLIANT ENERG 3.7500% 15/06/23	124,938	128,630	0.07
USD	100,000	KEURIG DR PEP 4.4170% 25/05/25	100,000	105,289	0.06
USD	75,000	DIAMOND 1 FIN 8.3500% 15/07/46	84,418	89,947	0.05
USD	50,000	DIAMOND 1/2 FIN 6.02% 15/06/26	52,620	54,163	0.03
USD	25,000	NORTHWESTERN MU 6.063% 30/3/40	25,000	32,790	0.02
USD	25,000	ALLIANT ENERG 4.2500% 15/06/28	24,952	26,171	0.01
			2,294,547	2,387,780	1.33
		アメリカ合衆国合計	2,294,547	2,387,780	1.33
		その他の譲渡性のある証券合計	6,093,108	6,198,423	3.46
		ロング・ポジション合計	196,908,296	199,803,711	111.65
ショート・ポジション					
他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券					
アメリカ合衆国					
T B A (事後告知)					
USD	(1,000,000)	FNCL MBS 30YR TBA 3.0000% 13/06/19	(990,313)	(1,002,813)	(0.56)
USD	(4,000,000)	G2SF MBS 30YR TBA 4.0000% 20/06/19	(4,119,062)	(4,136,250)	(2.31)
			(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)
		アメリカ合衆国合計	(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)
		他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある証券合計	(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)
		ショート・ポジション合計	(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)

(1) 額面価額は証券の原通貨で表示される。

通貨のUSDは米ドルを、GBPは英ポンドを表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

投資有価証券の業種別および地域別分布表

2019年5月31日現在

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
カナダ	
金融	0.18
エネルギー	0.11
	<u>0.29</u>
ケイマン諸島	
金融	0.08
	<u>0.08</u>
フランス	
金融	0.79
	<u>0.79</u>
ドイツ	
金融	2.90
	<u>2.90</u>
ガーンジー	
金融	0.29
	<u>0.29</u>
アイルランド	
金融	0.92
	<u>0.92</u>
イスラエル	
中央、州、地方政府	0.90
	<u>0.90</u>
ジャージー	
金融	0.31
	<u>0.31</u>
ヨルダン	
中央、州、地方政府	1.24
	<u>1.24</u>
オランダ	
金融	1.22
情報技術	0.34
	<u>1.56</u>
スペイン	
電気通信サービス	0.23
	<u>0.23</u>
スイス	
金融	0.17
	<u>0.17</u>
イギリス	
金融	4.23
電気通信サービス	0.30
	<u>4.53</u>

業種別および地域別	純資産に占める割合(%)
アメリカ合衆国	
金融	51.60
中央、州、地方政府	19.94
ヘルスケア	3.28
情報技術	3.27
資本財・サービス	2.97
公益事業	2.55
生活必需品	2.53
エネルギー	2.51
一般消費財・サービス	2.37
電気通信サービス	2.24
非営利団体	0.97
素材	0.34
	<hr/>
	94.57
	<hr/>
投資合計	108.78
	<hr/> <hr/>

[次へ](#)

GS American Bond Income

Statement of Net Assets

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value <i>(at cost: USD 196,908,296)</i>	2	199,803,711
Cash at banks		3,116,940
Unrealised gain on future contracts	12	552,155
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	11	114,451
Margin receivable on future contracts		67,582
Receivable for subscriptions		64,595
Due from brokers		35,235,436
Accrued income		1,238,021
Interest on cash and cash equivalents		249
Total Assets		<u>240,193,140</u>
LIABILITIES		
Short portfolio at market value <i>(at cost: USD 5,109,375)</i>		5,139,063
Unrealised loss on interest rate swap contracts	13	120,551
Unrealised loss on future contracts	12	178,115
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	11	136
Net interest payable on interest rate swap contracts	13	17,816
Payable for repurchases		173,492
Payable to brokers		55,116,594
Accrued expenses	8	493,203
Total Liabilities		<u>61,238,970</u>
NET ASSETS		<u>178,954,170</u>
Number of Units Outstanding		22,048,406
Net Asset Value per Unit		8.12

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Statement of Operations
for the year ended May 31, 2019
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		124,352
Interest on securities		6,103,289
Interest received on interest rate swap contracts		57,694
Other income		2,516
Total Income		<u>6,287,851</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	3	732,821
Distributor and Agent Company fees	5, 6	549,249
Administration fees	7	97,143
Depository fees	4	131,051
Interest paid on interest rate swap contracts		65,981
Correspondent bank fees		14,417
Management Company fees	3	36,641
Legal fees		5,390
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		36,602
Professional fees		47,215
Printing and publication fees		1,076
Subscription tax	10	90,159
Other expenses		11,182
Total Expenses		<u>1,858,927</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>4,428,924</u>
Net realised loss on investments	14	(154,145)
Net realised profit on future contracts		432,957
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		92,217
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>371,029</u>
Change in net unrealised result on investments	14	5,049,984
Change in net unrealised result on future contracts		60,700
Change in net unrealised result on interest rate swaps contracts		(113,200)
Change in net unrealised result on credit default swap contracts		(56,559)
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		110,602
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		<u>5,051,527</u>
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u>9,851,480</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

 Statement of Changes in Net Assets
 for the year ended May 31, 2019
 (expressed in US Dollars)

	Notes	
Net assets at the beginning of the year		196,715,716
NET INVESTMENT INCOME		4,428,924
NET REALISED PROFIT FOR THE YEAR		371,029
NET UNREALISED PROFIT FOR THE YEAR		5,051,527
NET INCREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		9,851,480
Proceeds from subscriptions of units		933,543
Payments for repurchase of units		(22,957,624)
		(22,024,081)
Dividend paid to unitholders	9	(5,588,945)
NET ASSETS AT THE END OF THE YEAR		178,954,170

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Statement of Changes in Units Outstanding

for the year ended May 31, 2019

(Unaudited)

Number of units outstanding at the beginning of the year	24,852,408
Number of units issued	118,150
Number of units repurchased	(2,922,152)
Number of units outstanding at the end of the year	<u>22,048,406</u>

Statistical Information

as at May 31, 2019

*(Unaudited)**(expressed in US Dollars)*

	2019	2018	2017
Net Assets at the end of the year	178,954,170	196,715,716	231,210,295
Net Asset Value per unit at the end of the year	8.12	7.92	8.20

GS American Bond Income

Notes to the Financial Statements as at May 31, 2019

Note 1 - Organisation

GS American Bond Income (hereinafter referred to as the "Fund") organized in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the "Unitholders") by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the "Management Company"), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the "2013 Law").

The ownership of a Unit in the Fund affords the Unitholder the opportunity of having its investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividend, repurchase, and proceeds in a liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of Unitholders. Holders of Units may normally request repurchase of all or part of their Units at any time on any Valuation Day at their applicable net asset value.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualified under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the "2010 Law"), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund was initially established for a period expiring on May 31, 2009. The duration of the Fund was however extended for the first time for a period of ten (10) years to expire on May 31, 2019 and was re-extended for a further period of ten (10) years to expire on May 31, 2029. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

The Fund's investment objective is to seek a high level of total return consisting of capital appreciation and income. The Fund will seek to achieve its objective, in accordance with the policies and guidelines established by the Board of Directors of the Management Company, by investing primarily in fixed-income transferable securities that are considered by the Investment Manager or its affiliates to have the potential to provide a high level of total return and diversification to reduce overall risks or otherwise to meet the Fund's investment objective.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used;
- b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 31, 2019:

1 USD	=	1.44592	AUD
1 USD	=	0.89851	EUR
1 USD	=	0.79308	GBP

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

MORTGAGE ASSET BACKED SECURITIES

Mortgage Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. This factor is applied to the price of the security. The factor represents the discount that is applied for the repayments from the underlying pool of assets (the "paydown").

Whenever paydowns are made, the factor is adjusted accordingly and the proportions of the change relating to income are recorded in the Statements of Operations.

Change in market price results for the securities are recorded as unrealised gains or losses in the Statement of Operations.

"To be announced" securities ("TBA") are mortgage asset backed securities that have been purchased, or sold, and for which the general characteristics coupon, fair value, price and settlement date are known at the time of the trade, but for which the specific pool, and its underlying assets, have not yet been defined.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

INTEREST RATE SWAP CONTRACTS

The valuation of the interest rate swap contracts open at year-end is based on the present value of its anticipated future cash flows. The unrealised gains and losses resulting from the valuations are recorded as unrealised gains or losses on interest rate swap contracts in the Statement of Operations.

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

CREDIT DEFAULT SWAP CONTRACTS

Credit default swap contracts (CDS and CDX) are stated at fair value. During the period for which the credit default swap contracts are open, the unrealised profits are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. The change in unrealised profits or losses resulting from this valuation is recognised in the Statement of Operations. Premiums paid and received on the credit default swap contracts are recognised in the Statement of Operations as incurred as part of the net realised profit or loss on the credit default swap contracts. When a credit default swap contract is terminated, the difference between the premium and the proceeds from the settlement of the credit default swap contract is recognised in the Statement of Operations as net realised profit or loss on the credit default swap contracts.

Note 3 - Management Company and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a Management fee, payable out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.02% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.400%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.375%
For a portion over USD 2 billion	0.350%

The Investment Manager pays to the Investment Advisor, a fee as from time to time agreed between themselves.

Note 4 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a depositary fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily net asset value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 20,000 p.a.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to be paid out of assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.10% of the average daily total net assets during the relevant quarter.

Note 6 - Distributor fees

Each Distributor in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.200%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.225%
For a portion over USD 2 billion	0.250%

Note 7 - Administration fees

The Administrator is entitled to an administration fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily net asset value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 10,000 p.a.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Manager fees	178,595
Distributor and Agent Company fees	133,857
Administration fees	22,312
Depository fees	31,257
Management Company fees	8,930
Overseas registration fees	49,269
Out-of-pocket expenses	8,920
Professional fees	44,778
Subscription tax	15,285
Accrued expenses	<u>493,203</u>

Note 9 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of net investment income and net realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders mainly from net investment income as of the 10th day of each month and from net realised capital gains once a year.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum provided by the 2010 Law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended May 31, 2019, the Fund distributed a total amount of USD 5,588,945.

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit <i>USD</i>	Total Dividend <i>USD</i>
June 11, 2018	June 15, 2018	0.020	493,854
July 11, 2018	July 17, 2018	0.020	488,384
August 13, 2018	August 20, 2018	0.020	482,081
September 11, 2018	September 17, 2018	0.020	477,636
October 11, 2018	October 17, 2018	0.020	471,575
November 13, 2018	November 19, 2018	0.020	466,452
December 11, 2018	December 17, 2018	0.020	459,590
January 11, 2019	January 17, 2019	0.020	455,521
February 11, 2019	February 15, 2019	0.020	452,367
March 11, 2019	March 15, 2019	0.020	449,623
April 11, 2019	April 17, 2019	0.020	447,378
May 13, 2019	May 17, 2019	0.020	444,484
			<u>5,588,945</u>

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 11 - Forward foreign exchange contracts

As at May 31, 2019, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	2,976,791	GBP	2,265,485	July 08, 2019	114,451
GBP	71,000	USD	89,841	July 08, 2019	(136)
					114,315

Note 12 - Future contracts

As at May 31, 2019, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
<i>Long Positions</i>					
USD	66	FUT US ULTRA BOND	Sep 2019	11,566,500	296,937
USD	152	FUT US 10YR NOTE	Sep 2019	19,223,250	199,569
USD	59	FUT US 5YR NOTE	Sep 2019	6,911,297	25,336
USD	25	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Dec 2019	6,115,625	30,313
				43,816,672	552,155
<i>Short Positions</i>					
USD	(40)	FUT US LONG BOND	Sep 2019	(6,135,000)	(80,482)
USD	(46)	FUT US 10YR ULTRA	Sep 2019	(6,266,063)	(47,926)
USD	(36)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Jun 2020	(8,835,299)	(41,018)
USD	(6)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Mar 2020	(1,470,750)	(5,850)
USD	(1)	FUT 90DAY EURODOLLAR	Dec 2020	(245,638)	(884)
USD	(2)	FUT 90DAY EURODOLLAR	Jun 2019	(487,588)	(1,955)
				(23,440,338)	(178,115)
					374,040

Note 13 - Interest rate swap contracts

As at May 31, 2019, the Fund had the following open interest rate swap contracts:

Currency	Face Value	Description	Maturity date	Net accrued Interest in USD	Unrealised (Loss) in USD
USD	2,490,000	Receive Floating (USD LIBOR 3 M) - Pay Fixed (2.882%)	Feb 28, 2025	(17,816)	(120,551)
	<u>2,490,000</u>			<u>(17,816)</u>	<u>(120,551)</u>

Note 14 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended May 31, 2019, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>USD</i>
Realised profit on investments	6,276,050
Realised loss on investments	<u>(6,430,195)</u>
Net realised loss on investments	<u>(154,145)</u>
	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	6,096,826
Change in unrealised loss on investments	<u>(1,046,842)</u>
Change in net unrealised result on investments	<u>5,049,984</u>

Note 15 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 31, 2019, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

[次へ](#)

GS American Bond Income

Statement of Investments

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions					
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING					
GERMANY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	2,370,000	KFW 1.5000% 09/09/19	2,368,862	2,364,739	1.32
USD	2,090,000	KFW 2.5000% 15/02/22	2,085,862	2,114,873	1.18
USD	725,000	DEUTSCHE BANK NY 2.7000% 13/07/20	717,953	717,374	0.40
			<u>5,172,677</u>	<u>5,196,986</u>	<u>2.90</u>
		Total GERMANY	<u>5,172,677</u>	<u>5,196,986</u>	<u>2.90</u>
GUERNSEY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	501,000	CRED SUIS GP FUN 4.55% 17/04/26	513,501	530,042	0.29
			<u>513,501</u>	<u>530,042</u>	<u>0.29</u>
		Total GUERNSEY	<u>513,501</u>	<u>530,042</u>	<u>0.29</u>
IRELAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	500,000	AERCAP IRELAND 4.625% 01/07/22	528,560	518,851	0.29
USD	500,000	GE CAPITAL INTL 3.3730% 15/11/25	459,518	492,741	0.28
USD	150,000	AERCAP IRELAND 4.8750% 16/01/24	149,750	158,222	0.09
			<u>1,137,828</u>	<u>1,169,814</u>	<u>0.66</u>
		Total IRELAND	<u>1,137,828</u>	<u>1,169,814</u>	<u>0.66</u>
SPAIN					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	400,000	TELEFONICA EMI 4.103% 08/03/27	411,648	411,042	0.23
			<u>411,648</u>	<u>411,042</u>	<u>0.23</u>
		Total SPAIN	<u>411,648</u>	<u>411,042</u>	<u>0.23</u>
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	625,000	ROYAL BK SCOTLAND FRN 15/05/23	622,180	621,831	0.34
USD	475,000	HSBC HDGS FRN 13/03/23	475,000	478,001	0.27
			<u>1,097,180</u>	<u>1,099,832</u>	<u>0.61</u>
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	300,000	BARCLAYS PLC 4.337% 10/01/28	312,339	299,284	0.17
			<u>312,339</u>	<u>299,284</u>	<u>0.17</u>
		Total UNITED KINGDOM	<u>1,409,519</u>	<u>1,399,116</u>	<u>0.78</u>

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA					
STEP-UP/DOWN BOND					
USD	250,000	EXELON CORP 2.5% 01/06/22	250,757	253,439	0.14
USD	125,000	HP ENTERPRISE CO 4.9% 15/10/25	131,894	132,983	0.07
USD	115,000	HP ENTERPRISE CO 6.35% 15/10/45	117,542	122,936	0.07
			500,193	509,358	0.28
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,700,000	TENN VALLEY AUTH 3.875% 15/02/21	1,847,343	1,749,401	0.97
USD	1,550,000	MORGAN STANLEY 3.7% 23/10/24	1,547,302	1,599,636	0.89
USD	1,200,000	KINDER MORGAN ENER 3.45% 15/02/23	1,220,303	1,218,302	0.68
USD	975,000	WELLS FARGO & CO 3% 23/10/26	971,203	961,308	0.54
USD	825,000	AT&T INC 3.8% 15/03/22	852,720	846,925	0.47
USD	800,000	CONTINENTAL RES 4.5% 15/04/23	810,232	826,885	0.46
USD	775,000	PLAINS ALL AMER PIP 3.85% 15/10/23	778,902	792,376	0.45
USD	700,000	BANK OF AMERICA 4.125% 22/01/24	699,488	736,930	0.40
USD	679,000	AT&T INC 3.6% 17/02/23	683,531	695,292	0.39
USD	625,000	CVS HEALTH CORP 3.5% 20/07/22	624,730	634,951	0.35
USD	525,000	ARIZONA PUBLIC SVCS 5.05% 01/09/41	605,942	602,934	0.34
USD	600,000	BECTON DICKINSON 2.894% 06/06/22	600,000	601,968	0.34
USD	465,000	ANADARKO PETRO 6.45% 15/09/36	572,203	561,387	0.31
USD	550,000	JPMORGAN CHASE&CO 3.625% 01/12/27	544,732	554,461	0.31
USD	474,000	FLORIDA POWER & LIGHT 4.125% 1/2/42	486,130	510,219	0.29
USD	475,000	AT & T INC 4.25% 01/03/27	487,493	494,157	0.28
USD	425,000	JPMORGAN CHASE & CO 2.95% 01/10/26	421,715	418,668	0.23
USD	400,000	KILROY REALTY CORP 3.8% 15/01/23	399,868	411,068	0.23
USD	293,000	MIDAMERICAN ENERGY 6.125% 01/04/36	387,873	376,861	0.21
USD	350,000	AT&T INC 3% 30/06/22	348,730	352,197	0.20
USD	300,000	ANHEUSER-BUSCH 5.8750% 15/06/35	373,869	347,535	0.19
USD	325,000	CITIGROUP INC 4.6% 09/03/26	344,039	342,879	0.19
USD	325,000	AT & T INC 4.125% 17/02/26	343,804	338,180	0.19
USD	325,000	NATIONAL RETAIL PROP 4% 15/11/25	324,217	337,100	0.19
USD	297,000	VERIZON COMM INC 5.0120% 15/04/49	309,924	334,497	0.19
USD	325,000	CVS CAREMARK CORP 4.125% 15/05/21	351,904	332,408	0.19
USD	325,000	AMERICAN INTL GP 3.9% 01/04/26	314,646	332,389	0.19
USD	330,000	SOUTHERN CO 3.25% 01/07/26	319,212	328,481	0.18
USD	325,000	COLUMBIA PIPELINE 3.3% 01/6/20	324,415	326,781	0.18
USD	300,000	METLIFE INC 3.6% 13/11/25	314,682	311,445	0.17

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	300,000	MORGAN STANLEY 3.625% 20/01/27	297,762	304,887	0.17
USD	300,000	BECTON DICKINSON 3.363% 06/06/24	300,000	303,843	0.17
USD	300,000	CITIGROUP INC 3.4% 01/05/26	295,323	302,763	0.17
USD	300,000	HEALTHCARE TST AMER 3.375% 15/07/21	297,615	302,508	0.17
USD	300,000	CITIGROUP INC 2.75% 25/04/22	301,023	299,812	0.17
USD	275,000	BANK AMERICA CORP 4.2% 26/08/24	279,840	287,177	0.16
USD	275,000	MORGAN STANLEY 3.875% 29/04/24	282,043	286,250	0.16
USD	275,000	CVS CAREMARK CORP 3.375% 12/08/24	277,368	277,880	0.16
USD	250,000	CONSTELLATION BR 4.2500% 01/05/23	261,415	262,509	0.15
USD	250,000	AMERICAN EXPRESS 3.625% 05/12/24	248,818	259,024	0.14
USD	250,000	CITIGROUP INC 4.125% 25/07/28	256,320	255,826	0.14
USD	250,000	BANK OF AMERIC 3.248% 21/10/27	250,000	248,633	0.14
USD	200,000	BURLINGTON NORTH 5.4% 01/06/41	249,778	244,637	0.14
USD	200,000	VALERO ENERGY 6.6250% 15/06/37	261,940	241,553	0.13
USD	243,000	SHERWIN-WILLIAMS 4.5000% 01/06/47	240,279	239,542	0.13
USD	225,000	FORD MOTOR CO 5.875% 02/08/21	257,987	235,061	0.13
USD	225,000	PLAINS ALL AMER PIP 4.5% 15/12/26	224,238	234,317	0.13
USD	200,000	UNITEDHEALTH GROUP 4.625% 15/07/35	199,976	223,159	0.12
USD	200,000	AMERICAN CAMPUS CMT 4.125% 01/07/24	199,722	208,290	0.12
USD	190,000	WILLIAMS PART LP 3.6% 15/03/22	193,878	192,956	0.11
USD	185,000	DEVON ENERGY CORP 4.75% 15/05/42	197,710	191,245	0.11
USD	175,000	ENERGY TRANSF PARTN 5.2% 01/02/22	192,403	183,737	0.10
USD	175,000	WILLIAMS PART LP 4% 15/09/25	175,450	181,554	0.10
USD	175,000	SHERWIN WILLIAMS 3.45% 01/06/27	167,727	174,147	0.10
USD	150,000	MARATHON OIL COR 4.4000% 15/07/27	153,665	155,312	0.09
USD	150,000	ENERGY TRANSFER 4.65% 01/06/21	157,865	154,366	0.09
USD	150,000	VERIZON COMM IN 3.3760% 15/02/25	151,695	153,862	0.09
USD	150,000	EQT MIDSTREAM PT 5.5000% 15/07/28	153,746	153,609	0.09
USD	150,000	CVS HEALTH CORP 3.875% 20/07/25	153,340	153,532	0.09
USD	150,000	MARATHON PETRO 3.6250% 15/09/24	148,049	152,937	0.09
USD	150,000	CONSTELLATION BR 3.7000% 06/12/26	144,766	152,759	0.09
USD	125,000	VERIZON COM 5.25% 16/03/37	135,140	143,193	0.08
USD	125,000	GEN MOTORS FIN 4.3000% 13/07/25	127,110	126,228	0.07
USD	125,000	ENERGY TRANSFER PART 5.3% 15/04/47	116,274	124,075	0.07
USD	100,000	ANADARKO PETRO CORP 5.55% 15/03/26	111,204	111,035	0.06
USD	91,000	DEVON ENERGY CORP 5.85% 15/12/25	95,605	105,015	0.06

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	100,000	GENERAL ELEC CAP 3.1% 09/01/23	98,136	99,782	0.06
USD	95,000	DDR CORP 4.6250% 15/07/22	100,845	98,396	0.05
USD	75,000	AT&T INC 4.9000% 15/08/37	77,780	77,218	0.04
USD	75,000	BANK OF AMERICA 4.183% 25/11/27	73,106	77,198	0.04
USD	75,000	WILLIAMS PARTNERS 3.9% 15/1/25	74,768	77,034	0.04
USD	75,000	CVS HEALTH CORP 5.125% 20/07/45	84,767	76,345	0.04
USD	75,000	GENERAL MOTORS C 4.0000% 01/04/25	75,462	74,536	0.04
USD	50,000	DEVON ENERGY CORP 5.6% 15/07/41	58,411	56,726	0.03
USD	50,000	GEN MOTORS FIN 5.6500% 17/01/29	53,923	52,235	0.03
USD	50,000	GENERAL ELECTRIC CO 2.7% 09/10/22	48,519	49,351	0.03
USD	50,000	WESTERN GAS PARTNERS 5.45% 1/04/44	55,698	46,779	0.03
USD	40,000	PIONEER NATURAL 3.95% 15/07/22	42,915	41,340	0.02
USD	25,000	ANADARKO PETRO CORP 6.6% 15/03/46	34,493	32,079	0.02
USD	25,000	VERIZON COMMUN 4.862% 21/08/46	25,516	27,502	0.02
USD	25,000	REYNOLDS AMERICA 4.4500% 12/06/25	25,097	25,906	0.01
			26,697,662	26,817,281	14.99
US TREASURY BONDS					
USD	4,000,000	US TREAS NOTE 2.25% 15/02/27	3,846,735	4,042,499	2.26
USD	2,700,000	US TREAS NOTE 3% 15/05/47	2,716,569	2,916,844	1.63
USD	1,820,000	TSY INFL IX N/ 0.7500% 15/07/28	1,781,035	1,903,097	1.06
USD	500,000	US TREAS NOTE 3.75% 15/11/43	526,955	607,266	0.34
USD	420,000	US TREAS NOTE 2.875% 15/11/46	378,918	443,166	0.25
USD	200,000	US TREAS NOTE 2.75% 15/11/42	192,719	206,625	0.12
USD	170,000	US TREAS NOTE 3.125% 15/02/43	174,383	186,894	0.10
USD	100,000	US TREAS NOTE 2.875% 15/08/45	103,770	105,484	0.06
			9,721,084	10,411,875	5.82
		Total UNITED STATES OF AMERICA	36,918,939	37,738,514	21.09
		Total TRANSFERABLE SECURITIES ADMITTED TO OFFICIAL EXCHANGE LISTING	45,564,112	46,445,514	25.95
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
CANADA					
FLOATING RATE NOTE					
USD	325,000	ROYAL BK CANADA FRN 30/04/21	325,000	325,842	0.18
			325,000	325,842	0.18

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
CANADA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	200,000	CENOVUS ENERGY 4.2500% 15/04/27	191,017	199,023	0.11
			191,017	199,023	0.11
		Total CANADA	516,017	524,865	0.29
ISRAEL					
GOVERNMENT BOND					
USD	700,000	AID-ISRAEL 5.5% 18/09/23	934,831	796,450	0.45
USD	400,000	AID-ISRAEL 5.5% 26/04/24	535,140	462,109	0.26
USD	300,000	AID-ISRAEL 5.5% 04/12/23	367,618	343,344	0.19
			1,837,589	1,601,903	0.90
		Total ISRAEL	1,837,589	1,601,903	0.90
JORDAN					
GOVERNMENT BOND					
USD	2,200,000	KINGDOM OF JORDAN 2.503% 30/10/20	2,200,000	2,210,855	1.24
			2,200,000	2,210,855	1.24
		Total JORDAN	2,200,000	2,210,855	1.24
NETHERLANDS					
FLOATING RATE NOTE					
USD	275,000	COOP RAB UA/NY FRN 26/04/21	275,000	275,800	0.15
			275,000	275,800	0.15
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	325,000	COOP RAB UA/NY 3.1250% 26/04/21	324,006	328,324	0.19
			324,006	328,324	0.19
		Total NETHERLANDS	599,006	604,124	0.34
UNITED KINGDOM					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
GBP	1,410,000	RIPON 1X A2 FRN 20/08/56	1,519,135	1,386,023	0.77
USD	1,100,000	PERMM 2018-1A 1A1 FRN 15/07/58	1,100,000	1,099,386	0.61
GBP	700,000	MALTH 2 A FRN 27/11/55	906,579	865,400	0.48
GBP	451,000	HRBN 2017-1X A FRN 20/08/56	478,652	442,557	0.25
GBP	110,000	RIPON 1X A1 FRN 20/08/56	119,145	108,130	0.06
			4,123,511	3,901,496	2.17
FLOATING RATE NOTE					
USD	500,000	ROYAL BK SCOTLND FRN 25/06/24	501,138	511,805	0.29
USD	450,000	BARCLAYS PLC FRN 15/02/23	449,915	459,959	0.26

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED KINGDOM (CONTINUED)					
FLOATING RATE NOTE (CONTINUED)					
USD	350,000	ROYAL BK SCOTLND FRN 22/03/25	350,000	354,151	0.20
USD	325,000	HSBC HOLDINGS FRN 11/03/25	325,000	331,167	0.19
USD	200,000	HSBC HOLDINGS FRN 18/05/24	200,000	199,510	0.11
			1,826,053	1,856,592	1.05
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	525,000	VODAFONE GROUP 3.7500% 16/01/24	521,527	537,380	0.30
			521,527	537,380	0.30
		Total UNITED KINGDOM	6,471,091	6,295,468	3.52
UNITED STATES OF AMERICA					
ASSET BACKED SECURITY					
USD	1,550,000	SLMA 2003-7A A5A FRN 15/12/33	741,707	739,671	0.40
USD	52,500,000	CWHEL 04- I A FRN 15/02/34	594,871	584,644	0.33
USD	600,000	SLMA 2008-6 A4 FRN 25/07/23	481,449	483,421	0.27
USD	1,250,000	SLMA 2008-5 A4 FRN 25/07/23	425,055	421,109	0.24
USD	600,000	SLMA 2007-7 A4 FRN 25/01/22	359,645	361,709	0.20
USD	1,400,000	SCHOL 10-A A FRN 28/10/41	323,258	332,749	0.19
USD	2,600,000	NSLT 2006-2 5A FRN 25/01/30	225,872	228,351	0.13
USD	350,000	SLMA 2008-8 A4 FRN 25/04/23	193,134	192,264	0.11
USD	250,000	NEF 2007-1 A1 FRN 28/04/30	102,929	104,562	0.06
USD	6,288,000	SABR 04 OP2 A2 FRN 25/08/34	44,695	42,276	0.02
USD	300,000	WSLT 2005-1 A5 FRN 26/01/26	15,545	15,819	0.01
			3,508,160	3,506,575	1.96
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS					
USD	1,350,000	FNR 2011-99 DB 5% 25/10/41	697,509	693,251	0.38
USD	7,272,000	FNR 96-64 PG 7% 18/01/27	413,360	412,648	0.23
USD	1,275,000	FHR 4273 PD 6.5% 15/11/43	342,523	352,616	0.20
USD	6,000,000	FHR 2019 Z 6.5% 15/12/27	306,586	334,759	0.19
USD	6,920,000	FHR 2257 Z 7% 15/09/30	268,366	297,056	0.17
USD	15,000,000	INDX 04-AR4 1A FRN 25/08/34	246,089	233,583	0.13
USD	4,745,000	FNR 97-15 Z 7.5% 18/04/27	176,629	188,396	0.11
USD	900,000	FNR 2012-153 B 7% 25/07/42	167,321	173,910	0.10
USD	2,000,000	CWALT 05-38 A1 FRN 25/09/35	170,146	167,478	0.09
USD	3,000,000	FHR 1416 Z 7% 15/11/22	101,193	106,062	0.06
USD	10,100,000	CSFB 03-AR9 2A2 FRN 25/03/33	89,741	85,091	0.05
USD	2,000,000	IMM 04-10 2A FRN 25/03/35	86,022	80,167	0.04

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
COLLATERALISED MORTGAGE OBLIGATIONS (CONTINUED)					
USD	1,000,000	FNR 97-13 Z 7% 18/04/27	44,553	47,696	0.03
USD	300,000	FNR 2012-111 B 7% 25/10/42	40,273	41,638	0.02
USD	1,764,706	GNR 02-13 SB FRN 16/02/32	16,322	18,494	0.01
USD	700,000	FHR 1760 ZA FRN 15/04/24	6,302	7,141	0.00
USD	30,900,000	CSFB 03-AR18 2X 10 FRN 25/07/33	3,390	0	0.00
USD	30,900,000	CSFB 03-AR20 2X 10 FRN 25/08/33	0	0	0.00
			3,176,325	3,239,986	1.81
FLOATING RATE NOTE					
USD	875,000	JPMORGAN CHASE FRN 05/12/24	874,999	915,370	0.51
USD	480,000	FANNIE MAE FRN 30/01/20	480,000	480,601	0.27
USD	450,000	BANK OF AMER CRP FRN 23/07/24	450,000	465,160	0.26
USD	425,000	JPMORGAN CHASE FRN 29/01/27	425,000	442,264	0.25
USD	400,000	JPMORGAN CHASE FRN 23/01/29	400,000	401,755	0.22
USD	400,000	SEMPRA ENERGY FRN 15/01/21	400,000	398,737	0.22
USD	350,000	BANK OF AMER ICA FRN 20/01/28	350,000	359,174	0.20
USD	350,000	CONSTELLATION BR FRN 15/11/21	350,000	350,216	0.20
USD	300,000	BECTON DICKINSON FRN 29/12/20	300,756	300,080	0.17
USD	275,000	BANK OF AMER CRP FRN 23/07/29	275,000	290,335	0.16
USD	275,000	MORGAN STANLEY FRN 24/04/24	275,000	282,839	0.16
USD	225,000	MORGAN STANLEY FRN 23/01/30	233,550	241,064	0.13
USD	192,000	BANK OF AMER CRP FRN 20/12/28	181,005	191,028	0.11
USD	125,000	UNITED TECH CORP FRN 16/08/21	125,000	125,078	0.07
			5,120,310	5,243,701	2.93
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS					
USD	9,306,649	G2 MA5467 4.5000% 20/09/48	8,985,466	9,032,275	5.06
USD	4,243,206	G2 MA5399 4.5000% 20/08/48	3,909,344	3,925,430	2.20
USD	13,927,915	G2SF POOL MA1376 4% 20/10/43	3,612,307	3,541,437	1.99
USD	2,868,443	G2 MA5712 5.0000% 20/01/49	2,960,063	2,964,949	1.67
USD	1,140,859	G2 MA5597 5.0000% 20/11/48	1,155,515	1,159,766	0.66
USD	1,000,000	FN BJ9253 4.0000% 01/06/48	961,860	986,484	0.55
USD	1,006,958	FN BM4054 4.0000% 01/05/48	951,096	974,290	0.54
USD	1,058,166	G2 MA5021 4.5000% 20/02/48	839,857	850,988	0.48
USD	746,668	FN CA1197 4.0000% 01/02/48	699,626	714,859	0.40
USD	1,082,224	FNCL POOL AL6619 4.5% 01/04/45	641,022	613,006	0.34
USD	624,956	FN CA1008 4.0000% 01/01/48	581,336	596,446	0.33
USD	581,858	FN CA1368 4.0000% 01/03/48	544,310	557,498	0.31

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	7,687,000	FNARM POOL 888503 FRN 01/08/33	515,042	548,510	0.31
USD	842,238	FNCL POOL AB9820 3% 01/07/43	457,026	480,198	0.27
USD	1,155,970	G2SF POOL MA2893 4% 20/06/45	486,303	476,309	0.27
USD	436,541	FN CA1119 4.0000% 01/02/48	407,345	417,214	0.23
USD	15,000,000	FNARM POOL 735199 FRN 01/01/35	388,863	407,966	0.23
USD	393,235	FN BH9288 4.0000% 01/02/48	367,312	376,771	0.21
USD	8,352,793	FNKL POOL 596687 7% 01/11/31	244,120	262,808	0.15
USD	285,271	FN AS9786 4.0000% 01/06/47	252,329	257,490	0.14
USD	4,564,000	FNARM POOL 888514 FRN 01/03/35	240,486	256,271	0.14
USD	1,962,541	FGLMC POOL A96616 5% 01/02/41	248,650	250,287	0.14
USD	465,346	FNCL POOL AB9344 3% 01/05/43	235,934	249,912	0.14
USD	1,071,201	FNCL POOL AD0586 4.5% 01/12/39	214,496	227,341	0.13
USD	392,337	FNCL POOL AB9174 3% 01/05/43	208,111	220,491	0.12
USD	512,196	G2SF POOL MA2962 4% 20/07/45	208,063	203,864	0.11
USD	5,024,195	FNARM POOL 825823 FRN 01/09/35	117,418	123,294	0.07
USD	196,502	FNCL POOL AB8832 3% 01/03/43	100,915	106,906	0.06
USD	4,833,456	FGTW POOL D96291 4.5% 01/09/23	95,909	104,373	0.06
USD	2,435,887	FGLMC POOL C01796 5% 01/03/34	79,828	80,305	0.04
USD	200,828	G2SF POOL MA3174 4% 20/10/45	82,025	80,031	0.04
USD	2,530,898	FGLMC POOL G02759 5% 01/04/37	77,026	77,511	0.04
USD	136,583	FNCL POOL AT0654 3% 01/04/43	72,733	76,057	0.04
USD	136,831	FNCL POOL AQ9317 3% 01/01/43	66,766	69,829	0.04
USD	122,963	FNCL POOL AL7072 4.5% 01/05/45	72,604	69,582	0.04
USD	113,032	FNCL POOL AT1751 3% 01/04/43	65,215	68,203	0.04
USD	411,000	FNCL POOL AH6231 4.5% 01/03/41	68,719	67,997	0.04
USD	5,717,000	FNARM POOL 555566 FRN 01/04/33	66,248	65,563	0.04
USD	224,929	FNCL POOL AI8842 4.5% 01/08/41	57,545	57,811	0.03
USD	2,000,000	FNCL POOL AD0336 5% 01/02/24	58,674	56,798	0.03
USD	112,313	FNCL POOL AT2009 3% 01/04/43	53,280	56,443	0.03
USD	93,570	FNCL POOL AT4000 3% 01/05/43	51,239	54,276	0.03
USD	89,020	FNCL POOL AI0292 3% 01/03/43	44,678	47,322	0.03
USD	5,000,000	FNKL POOL 254360 7% 01/05/32	39,061	42,210	0.02
USD	100,000	G2SF POOL MA2827 4% 20/05/45	39,972	39,435	0.02
USD	94,606	FGLMC POOL G07479 4% 01/02/41	39,013	37,881	0.02
USD	66,112	FNCL POOL AQ4055 3% 01/04/43	35,307	36,927	0.02
USD	63,917	FNCL POOL AQ7146 3% 01/01/43	32,346	33,828	0.02

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
MORTGAGE BACKED SECURITIES - POOLS (CONTINUED)					
USD	56,231	FNCL POOL AT7610 3% 01/06/43	31,179	32,764	0.02
USD	499,000	FNARM POOL 888509 FRN 01/06/33	30,251	31,852	0.02
USD	39,267	G2 MA4839 4.5000% 20/11/47	29,816	30,158	0.02
USD	50,412	FNCL POOL AQ8656 3% 01/12/42	25,429	26,596	0.01
USD	48,768	FNCL POOL AQ7310 3% 01/01/43	23,364	24,436	0.01
USD	44,130	FNCL POOL AI3173 3% 01/05/43	22,698	24,043	0.01
USD	46,309	FNCL POOL AB9352 3% 01/05/43	20,976	22,221	0.01
USD	45,171	FNCL POOL AT8407 3% 01/06/43	20,922	21,968	0.01
USD	36,859	FNCL POOL AR9653 3% 01/04/43	20,925	21,881	0.01
USD	53,248	FGLMC POOL V80552 4% 01/02/41	21,405	20,786	0.01
USD	98,125	FNCL POOL AC2861 4.5% 01/08/39	18,272	19,424	0.01
USD	7,000,000	FGTW POOL C90568 7% 01/06/22	18,977	18,745	0.01
USD	27,605	FNCL POOL AQ9691 3% 01/01/43	17,589	18,396	0.01
USD	27,162	FNCL POOL AT9647 3% 01/07/43	17,104	17,972	0.01
USD	31,810	FNCL POOL AQ2895 3% 01/12/42	16,078	16,815	0.01
USD	33,578	FNCL POOL AR6313 3% 01/04/43	15,613	16,328	0.01
USD	51,977	FNCL POOL MA2170 5% 01/12/44	13,983	13,520	0.01
USD	4,000,000	FNKL POOL 254107 7% 01/11/31	12,603	13,244	0.01
USD	69,506	FNCL POOL AA4221 4.5% 01/04/39	8,638	9,147	0.01
USD	155,000	FGLMC POOL A47333 5% 01/10/35	7,991	8,054	0.00
USD	1,999,800	FNKL POOL 253974 7% 01/08/31	5,844	6,371	0.00
USD	231,067	FGLMC POOL A23606 5% 01/06/34	6,091	6,114	0.00
USD	27,150	FNCL POOL AA4666 4.5% 01/05/39	5,410	5,734	0.00
USD	150,877	FGLMC POOL G01840 5% 01/07/35	5,452	5,438	0.00
USD	88,606	FGLMC POOL G01981 5% 01/12/35	4,517	5,103	0.00
USD	32,950	FGLMC POOL A93463 5% 01/08/40	4,892	4,891	0.00
USD	46,211	FGLMC POOL Q01536 5% 01/06/41	4,773	4,773	0.00
USD	100,000	FNCL POOL 995432 5.5% 01/01/24	4,351	4,341	0.00
USD	200,000	FNCL POOL 995429 5.5% 01/01/24	3,922	3,910	0.00
USD	198,899	FGLMC POOL A14237 5% 01/10/33	3,515	3,504	0.00
USD	100,000	FNCL POOL 995430 5.5% 01/01/24	2,648	2,644	0.00
USD	4,587,156	FGTW POOL D94554 6.5% 01/03/21	2,428	2,348	0.00
USD	44,281	FGLMC POOL G05250 5% 01/03/38	1,546	1,542	0.00
USD	25,936	FGLMC POOL A97944 5% 01/04/41	845	828	0.00
USD	25,300	FGLMC POOL G01838 5% 01/07/35	825	823	0.00
			32,183,275	32,472,156	18.14

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	1,100,000	FHLB 5% 28/09/29	1,117,027	1,340,313	0.76
USD	900,000	FANNIE MAE 6.25% 15/05/29	1,296,672	1,202,419	0.68
USD	925,000	AMAZON.COM INC 3.8750% 22/08/37	950,162	983,776	0.55
USD	900,000	NCUA GTD NOTES 3% 12/06/19	899,045	900,035	0.50
USD	900,000	NORTHROP GRUMMAN 2.9300% 15/01/25	901,232	899,262	0.50
USD	875,000	DELTA AIR LINES 3.4000% 19/04/21	874,579	882,741	0.49
USD	900,000	FANNIE MAE 1.875% 24/09/26	894,302	878,492	0.49
USD	650,000	COMCAST CORP 3.7000% 15/04/24	649,960	677,025	0.38
USD	625,000	CHARTER COMM 4.908% 23/07/25	625,760	660,708	0.37
USD	600,000	EQT MIDSTREAM P 4.7500% 15/07/23	602,508	611,072	0.34
USD	500,000	SABINE PASS LIQ 5.625% 1/03/25	541,322	548,224	0.31
USD	515,000	CELGENE CORP 3.875% 15/08/25	521,810	539,824	0.30
USD	525,000	CITIBANK NA 3.0500% 01/05/20	524,759	526,741	0.29
USD	500,000	UNITED TECH CORP 3.9500% 16/08/25	504,903	526,426	0.29
USD	500,000	CHARTER COMM 4.464% 23/07/22	528,131	518,490	0.29
USD	475,000	APPLE INC 2.9000% 12/09/27	449,664	473,694	0.26
USD	475,000	DUKE ENERGY COR 3.1500% 15/08/27	473,665	470,561	0.26
USD	475,000	CARDINAL HEALTH 2.6160% 15/06/22	475,000	470,338	0.26
USD	450,000	BRDCOM CRP / FIN 3.0000% 15/01/22	448,164	446,844	0.25
USD	445,000	BRDCOM CRP / FIN 3.6250% 15/01/24	428,662	440,545	0.25
USD	425,000	COMPASS BANK 3.5000% 11/06/21	423,742	430,240	0.24
USD	400,000	ANHEUSER-BUSCH 4.0000% 13/04/28	396,864	416,216	0.23
USD	400,000	COMCAST CORP 3.15% 01/03/26	405,660	404,032	0.23
USD	375,000	CENTERPOINT ENER 3.8500% 01/02/24	374,730	390,484	0.22
USD	375,000	ABBVIE INC 3.3750% 14/11/21	374,355	379,812	0.21
USD	375,000	AMERICAN TOWER 3.3750% 15/05/24	373,886	379,757	0.21
USD	375,000	BAT CAPITAL CORP 3.2220% 15/08/24	375,000	370,329	0.21
USD	350,000	ALTRIA GROUP INC 3.8000% 14/02/24	349,290	358,614	0.20
USD	325,000	SABINE PASS LIQ 6.25% 15/03/22	365,567	350,409	0.20
USD	350,000	AIR LEASE CORP 3.7500% 01/06/26	345,975	347,249	0.19
USD	325,000	AMERICAN HOMES 4 4.9000% 15/02/29	323,741	344,921	0.19
USD	325,000	HUNTINGTON BANCS 4.0000% 15/05/25	323,980	342,716	0.19
USD	325,000	STARBUCKS CORP 3.8000% 15/08/25	324,964	339,860	0.19
USD	325,000	ENERGY TRANSFER 4.2000% 15/09/23	325,144	335,324	0.19
USD	325,000	PHILLIPS 66 3.9000% 15/03/28	324,675	333,827	0.19
USD	325,000	BP CAP MKTS AMER 3.2240% 14/04/24	320,255	331,281	0.19

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	300,000	FED HOME LOAN BK 3.375% 08/12/23	298,830	317,491	0.18
USD	300,000	CHARTER COMM O 4.5000% 01/02/24	299,823	313,555	0.18
USD	274,000	VERIZON COMM INC 4.3290% 21/09/28	254,165	296,149	0.17
USD	275,000	PRUDENTIAL FIN 3.8780% 27/03/28	275,000	293,142	0.16
USD	275,000	VEREIT OPERATING 4.6250% 01/11/25	273,152	289,564	0.16
USD	275,000	DOWDUPONT 4.2050% 15/11/23	275,000	288,863	0.16
USD	250,000	CENTERPOINT ENER 4.2500% 01/11/28	248,998	265,963	0.15
USD	250,000	ANHEUSER-BUSCH 4.1500% 23/01/25	261,578	263,281	0.15
USD	250,000	ANHEUSER-BUSCH 4.7000% 01/02/36	275,288	257,749	0.14
USD	250,000	ABBVIE INC 3.7500% 14/11/23	249,680	257,195	0.14
USD	250,000	BOEING CO 3.4500% 01/11/28	243,871	257,123	0.14
USD	250,000	HUBBELL INC 3.5000% 15/02/28	248,595	249,253	0.14
USD	250,000	CARDINAL HEALTH 3.0790% 15/06/24	250,000	248,263	0.14
USD	250,000	ANHEUSER-BUSCH 4.6000% 15/04/48	249,605	247,766	0.14
USD	225,000	STANLEY BLACK 4.2500% 15/11/28	224,834	244,628	0.14
USD	225,000	ENERGY TRANSFER 5.2500% 15/04/29	224,525	241,881	0.14
USD	225,000	MARSH & MCLENNAN 4.3750% 15/03/29	224,921	241,659	0.14
USD	225,000	COMCAST CORP 4.1500% 15/10/28	224,888	241,086	0.13
USD	225,000	GILEAD SCIENCES 4.75% 01/03/46	234,280	240,740	0.13
USD	200,000	APPLE INC 4.4500% 06/05/44	218,030	218,104	0.12
USD	200,000	COMCAST CORP 4.2500% 15/10/30	199,886	215,910	0.12
USD	200,000	BP CAP MKTS AMER 4.2340% 06/11/28	200,000	215,125	0.12
USD	200,000	CONSTELLATION BR 4.4000% 15/11/25	203,699	214,452	0.12
USD	200,000	SABINE PASS LIQU 5.0000% 15/03/27	213,413	213,035	0.12
USD	200,000	DIAMOND 1/2 FIN 5.45% 15/06/23	213,028	212,242	0.12
USD	200,000	FISERV INC 4.2000% 01/10/28	199,610	210,974	0.12
USD	200,000	TYSON FOODS INC 3.9000% 28/09/23	199,722	208,408	0.12
USD	200,000	NISOURCE INC 3.6500% 15/06/23	199,708	205,783	0.11
USD	200,000	CENTERPOINT ENER 3.6000% 01/11/21	199,942	204,368	0.11
USD	200,000	MICROCHIP TEC 3.9220% 01/06/21	200,000	202,328	0.11
USD	200,000	NORTHROP GRUMMAN 4.0300% 15/10/47	198,858	201,869	0.11
USD	200,000	CONSTELLATION BR 3.6000% 15/02/28	192,374	200,869	0.11
USD	200,000	CVS HEALTH CORP 4.7800% 25/03/38	201,052	198,828	0.11
USD	175,000	KILROY REALTY LP 4.7500% 15/12/28	174,360	190,915	0.11
USD	175,000	SOUTHERN CAL ED 4.2000% 01/03/29	174,298	182,368	0.10
USD	175,000	AMER INTL GROUP 4.2000% 01/04/28	173,182	181,438	0.10

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	175,000	DOLLAR TREE 4.0000% 15/05/25	174,823	179,662	0.10
USD	175,000	IBM CORP 3.3000% 15/05/26	174,675	176,711	0.10
USD	150,000	DOWDUPONT 4.4930% 15/11/25	150,000	160,814	0.09
USD	150,000	MIDAMERICAN ENER 3.6500% 15/04/29	149,867	157,832	0.09
USD	150,000	ANHEUSER-BUSCH 4.9000% 01/02/46	160,374	154,973	0.09
USD	150,000	HUNTSMAN INT LLC 4.5000% 01/05/29	148,305	151,357	0.08
USD	150,000	DOLLAR TREE 4.2000% 15/05/28	149,604	151,306	0.08
USD	150,000	COMCAST CORP 3.1500% 15/02/28	139,093	149,564	0.08
USD	150,000	NORTHROP GRUMMAN 2.5500% 15/10/22	149,979	149,189	0.08
USD	150,000	BRDCOM CRP / FIN 2.6500% 15/01/23	149,984	146,045	0.08
USD	125,000	WALMART INC 4.0500% 29/06/48	123,374	135,547	0.08
USD	125,000	ALEXANDRIA REAL 3.8000% 15/04/26	124,866	129,367	0.07
USD	125,000	UNITED TECH CORP 3.3500% 16/08/21	124,848	127,037	0.07
USD	125,000	VEREIT OPERATING 3.9500% 15/08/27	120,284	125,677	0.07
USD	125,000	APPLE INC 2.45% 04/08/26	116,244	121,235	0.07
USD	125,000	BRDCOM CRP / FIN 3.1250% 15/01/25	115,801	119,050	0.07
USD	125,000	MPLX LP 4.5000% 15/04/38	123,514	118,443	0.07
USD	115,000	COMCAST CORP 3.3% 01/02/27	108,604	116,256	0.06
USD	105,000	MPLX LP 5.5000% 15/02/49	101,619	110,515	0.06
USD	100,000	ENERGY TRANSFE 6.0000% 15/06/48	95,868	107,625	0.06
USD	100,000	HOME DEPOT INC 3.9000% 06/12/28	99,313	107,500	0.06
USD	100,000	MPLX LP 4.8000% 15/02/29	98,165	106,403	0.06
USD	100,000	CELGENE CORP 3.9000% 20/02/28	97,225	104,695	0.06
USD	100,000	VERIZON COMM INC 3.8750% 08/02/29	99,811	104,402	0.06
USD	100,000	FISERV INC 3.8000% 01/10/23	99,954	103,728	0.06
USD	100,000	CVS HEALTH CORP 5.0500% 25/03/48	100,189	101,346	0.06
USD	100,000	MARATHON PETRO 3.8000% 01/04/28	92,261	99,629	0.06
USD	75,000	WELLS FARGO CO 4.1500% 24/01/29	76,910	78,930	0.04
USD	75,000	BERKSHIRE HATHA 3.2500% 15/04/28	74,723	75,628	0.04
USD	50,000	DOWDUPONT 5.4190% 15/11/48	53,258	56,488	0.03
USD	50,000	ONEOK INC 4.5500% 15/07/28	49,582	52,570	0.03
USD	50,000	TIME WARNER CABLE 5.875% 15/11/40	49,530	51,550	0.03
USD	48,000	TIME WARNER CABLE 5.5% 01/09/41	52,836	47,400	0.03
USD	45,000	ECOLAB INC 3.9500% 01/12/47	40,721	47,114	0.03
USD	50,000	WESTERN GAS PART 5.3000% 01/03/48	54,974	46,654	0.03
USD	25,000	VALERO ENERGY 4.3500% 01/06/28	25,070	26,085	0.01

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	25,000	CONTINENTAL RES 4.3750% 15/01/28	23,652	25,897	0.01
			31,523,250	32,409,192	18.11
TO BE ANNOUNCED					
USD	8,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 4.5000% 22/07/19	8,308,125	8,297,499	4.63
USD	8,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 3.5000% 20/06/19	8,155,000	8,215,000	4.59
USD	6,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 4.5000% 20/06/19	6,217,701	6,225,000	3.48
USD	2,000,000	FNCL MBS 30YR TBA 4.5000% 13/06/19	2,075,625	2,088,750	1.17
USD	2,000,000	FNCL MBS 30YR TBA 4.5000% 15/07/19	2,084,375	2,088,125	1.17
USD	1,000,000	G2SF MBS 30YR TBA 5.0000% 20/06/19	1,044,844	1,045,313	0.58
USD	1,000,000	FNCL MBS 30YR TBA 4.0000% 13/06/19	1,027,148	1,031,563	0.58
			28,912,818	28,991,250	16.20
(US) COMMERCIAL PAPER					
USD	1,150,000	VOLKSWAGEN AG CP 08/07/19	1,130,737	1,145,933	0.64
USD	650,000	VW CREDIT INC CP 06/12/19	634,227	639,080	0.36
			1,764,964	1,785,013	1.00
US TREASURY BONDS					
USD	14,230,000	US TREASURY N/B 2.1250% 31/07/24	14,289,751	14,323,384	8.01
USD	3,100,000	US STRIP PRINC 0% 15/05/35	1,760,149	2,084,508	1.16
USD	1,190,000	US TREASURY N/B 2.7500% 30/06/25	1,184,777	1,238,158	0.69
USD	1,110,000	US TREASURY N/B 2.8750% 15/08/28	1,141,503	1,176,253	0.66
USD	1,560,000	STRIPS 0.0000% 15/02/40	801,091	911,869	0.51
USD	600,000	US TREASURY N/B 3.0000% 15/02/48	595,319	647,625	0.36
USD	640,000	US TREAS NOTE 1.75% 31/05/22	617,702	636,000	0.36
USD	780,000	STRIPS 0.0000% 15/11/40	392,231	445,270	0.25
USD	780,000	STRIPS 0.0000% 15/08/41	381,997	433,997	0.24
			21,164,520	21,897,064	12.24
		Total UNITED STATES OF AMERICA	127,353,622	129,544,937	72.39
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	138,977,325	140,782,152	78.68

[次へ](#)

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES					
CAYMAN ISLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	150,000	AVOLON HDGS 3.9500% 01/07/24	149,187	148,748	0.08
			149,187	148,748	0.08
		Total CAYMAN ISLANDS	149,187	148,748	0.08
FRANCE					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	375,000	BPCE 4.0000% 12/09/23	372,618	385,939	0.21
USD	250,000	BPCE 4.6250% 12/09/28	248,538	266,758	0.15
			621,156	652,697	0.36
		Total FRANCE	621,156	652,697	0.36
IRELAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	450,000	AIB GROUP PLC 4.7500% 12/10/23	448,970	465,325	0.26
			448,970	465,325	0.26
		Total IRELAND	448,970	465,325	0.26
UNITED KINGDOM					
FLOATING RATE NOTE					
USD	400,000	STANDARD CHART FRN 20/01/23	400,000	407,056	0.23
			400,000	407,056	0.23
		Total UNITED KINGDOM	400,000	407,056	0.23
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	800,000	HALFMOON PARE 3.7500% 15/07/23	799,575	821,056	0.45
USD	450,000	WALT DISNEY C 6.1500% 01/03/37	557,248	588,730	0.33
USD	525,000	SMITHFIELD FO 2.6500% 03/10/21	523,340	512,093	0.29
USD	425,000	BROADCOM INC 3.1250% 15/10/22	423,058	422,949	0.24
USD	350,000	GLENCORE FDG 4.1250% 12/03/24	348,345	356,383	0.20
USD	325,000	BROADCOM INC 3.6250% 15/10/24	322,459	318,270	0.18
USD	300,000	ELANCO ANIMAL 3.9120% 27/08/21	300,000	305,873	0.17
USD	250,000	NRG ENERGY IN 3.7500% 15/06/24	250,226	252,908	0.14
USD	250,000	BROADCOM INC 4.2500% 15/04/26	248,153	246,373	0.14
USD	200,000	BAYER US FIN 4.4000% 15/07/44	207,990	174,659	0.10
USD	150,000	MARS INC 3.2000% 01/04/30	149,558	151,501	0.08
USD	125,000	FOX CORP 4.0300% 25/01/24	125,000	130,980	0.07
USD	125,000	ELANCO ANIMAL 4.2720% 28/08/23	125,000	130,972	0.07

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA (CONTINUED)					
STRAIGHT FIXED BOND (CONTINUED)					
USD	100,000	FOX CORP 4.7090% 25/01/29	100,000	109,085	0.06
USD	100,000	MARS INC 2.7000% 01/04/25	99,934	100,286	0.06
USD	75,000	NUVEEN LLC 4.0000% 01/11/28	74,552	81,678	0.05
			4,654,438	4,703,796	2.63
		Total UNITED STATES OF AMERICA	4,654,438	4,703,796	2.63
		Total RECENTLY ISSUED TRANSFERABLE SECURITIES	6,273,751	6,377,622	3.56
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES					
FRANCE					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	775,000	BNP PARIBAS 3.5000% 01/03/23	768,947	784,474	0.43
			768,947	784,474	0.43
		Total FRANCE	768,947	784,474	0.43
JERSEY					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	550,000	UBS GROUP FDG 3% 15/04/21	549,588	551,391	0.31
			549,588	551,391	0.31
		Total JERSEY	549,588	551,391	0.31
NETHERLANDS					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	600,000	NXP BV/NXP FD 4.125% 01/06/21	623,750	609,240	0.34
USD	510,000	SYNGENTA FINA 3.9330% 23/04/21	510,000	516,399	0.29
USD	440,000	SYNGENTA FINA 3.6980% 24/04/20	440,000	441,675	0.25
USD	325,000	ENEL FINANCE INTL 2.875% 25/05/22	324,025	320,850	0.18
USD	275,000	SYNGENTA FINA 4.8920% 24/04/25	275,000	283,456	0.16
			2,172,775	2,171,620	1.22
		Total NETHERLANDS	2,172,775	2,171,620	1.22
SWITZERLAND					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	300,000	CREDIT SUISSE GP 3.574% 09/01/23	307,251	303,158	0.17
			307,251	303,158	0.17
		Total SWITZERLAND	307,251	303,158	0.17

GS American Bond Income

Statement of Investments (continued)

as at May 31, 2019

(expressed in US Dollars)

Ccy	Nominal Value ⁽¹⁾	Description	Cost	Market Value	In % of Net Assets
Long Positions (continued)					
OTHER TRANSFERABLE SECURITIES (CONTINUED)					
UNITED STATES OF AMERICA					
STRAIGHT FIXED BOND					
USD	500,000	PENSKE TRUCK LEAS 3.375% 1/2/22	499,784	505,820	0.28
USD	475,000	BAYER US FIN 4.2500% 15/12/25	474,102	487,227	0.27
USD	350,000	BAYER US FIN 3.8750% 15/12/23	348,859	355,215	0.20
USD	300,000	KEURIG DR PEP 4.0570% 25/05/23	300,000	311,315	0.17
USD	135,000	TEACHERS INS & ANN 4.9% 15/9/44	134,874	156,454	0.09
USD	125,000	GREAT-WEST LI 4.0470% 17/05/28	125,000	134,759	0.08
USD	125,000	ALLIANT ENERG 3.7500% 15/06/23	124,938	128,630	0.07
USD	100,000	KEURIG DR PEP 4.4170% 25/05/25	100,000	105,289	0.06
USD	75,000	DIAMOND 1 FIN 8.3500% 15/07/46	84,418	89,947	0.05
USD	50,000	DIAMOND 1/2 FIN 6.02% 15/06/26	52,620	54,163	0.03
USD	25,000	NORTHWESTERN MU 6.063% 30/3/40	25,000	32,790	0.02
USD	25,000	ALLIANT ENERG 4.2500% 15/06/28	24,952	26,171	0.01
			2,294,547	2,387,780	1.33
		Total UNITED STATES OF AMERICA	2,294,547	2,387,780	1.33
		Total OTHER TRANSFERABLE SECURITIES	6,093,108	6,198,423	3.46
		Total Long Positions	196,908,296	199,803,711	111.65
Short Positions					
TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET					
UNITED STATES OF AMERICA					
TO BE ANNOUNCED					
USD	(1,000,000)	FNCL MBS 30YR TBA 3.0000% 13/06/19	(990,313)	(1,002,813)	(0.56)
USD	(4,000,000)	G2SF MBS 30YR TBA 4.0000% 20/06/19	(4,119,062)	(4,136,250)	(2.31)
			(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)
		Total UNITED STATES OF AMERICA	(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)
		Total TRANSFERABLE SECURITIES DEALT ON ANOTHER REGULATED MARKET	(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)
		Total Short Positions	(5,109,375)	(5,139,063)	(2.87)

(1) Nominal value is expressed in security original currency.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Economic and Geographical Division of Investments

as at May 31, 2019

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
CANADA	
Financials	0.18
Energy	0.11
	<u>0.29</u>
CAYMAN ISLANDS	
Financials	0.08
	<u>0.08</u>
FRANCE	
Financials	0.79
	<u>0.79</u>
GERMANY	
Financials	2.90
	<u>2.90</u>
GUERNSEY	
Financials	0.29
	<u>0.29</u>
IRELAND	
Financials	0.92
	<u>0.92</u>
ISRAEL	
Central, State, Local Governments	0.90
	<u>0.90</u>
JERSEY	
Financials	0.31
	<u>0.31</u>
JORDAN	
Central, State, Local Governments	1.24
	<u>1.24</u>
NETHERLANDS	
Financials	1.22
Information Technology	0.34
	<u>1.56</u>
SPAIN	
Telecommunication Services	0.23
	<u>0.23</u>
SWITZERLAND	
Financials	0.17
	<u>0.17</u>
UNITED KINGDOM	
Financials	4.23
Telecommunication Services	0.30
	<u>4.53</u>

Economic and Geographical Division	In % of Net Assets
UNITED STATES OF AMERICA	
Financials	51.60
Central, State, Local Governments	19.94
Health Care	3.28
Information Technology	3.27
Industrials	2.97
Utilities	2.55
Consumer Staples	2.53
Energy	2.51
Consumer Discretionary	2.37
Telecommunication Services	2.24
Non Profit Org.	0.97
Materials	0.34
	<u>94.57</u>
Total Investments	<u>108.78</u>

(2)【2018年5月31日終了年度】

【貸借対照表】

GS アメリカン・ボンド・インカム

純資産計算書

2018年5月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産			
投資有価証券 - 時価 (取得価額: 192,577,704米ドル)	2	190,402,197	20,548,205
銀行預金		26,393,135	2,848,347
先物契約に係る未実現利益	12	318,286	34,349
先渡為替契約に係る未実現利益	11	6,160	665
クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る 未実現利益	14	56,559	6,104
受益証券発行未収金		22,657	2,445
ブローカーからの未収金		14,096,424	1,521,286
未収収益		1,069,607	115,432
現金および現金等価物に係る利息		992	107
資産合計		232,366,017	25,076,941
負債			
投資有価証券ショート・ポジション - 時価 (取得価額961,250米ドル)	2	970,000	104,682
金利スワップ契約に係る未実現損失	13	7,351	793
先物契約に係る未実現損失	12	4,946	534
先渡為替契約に係る未実現損失	11	2,447	264
デリバティブに係る未払証拠金		159,020	17,161
受益証券買戻未払金		536,172	57,864
ブローカーへの未払金		33,444,842	3,609,367
未払費用	8	525,523	56,714
負債合計		35,650,301	3,847,380
純資産		196,715,716	21,229,560
発行済受益証券数		24,852,408口	
1口当り純資産価格		7.92米ドル	855円

添付の注記は当財務書類の一部である。

【損益計算書】

運用計算書

2018年5月31日に終了した年度

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
収益			
預金利息		158,812	17,139
債券利息(源泉徴収税控除後)		6,453,359	696,447
その他の収益		1,661	179
収益合計		<u>6,613,832</u>	<u>713,765</u>
費用			
投資顧問報酬	3	856,680	92,453
販売会社報酬および代行協会会員報酬	5、6	642,082	69,293
管理事務代行報酬	7	113,380	12,236
保管報酬	4	152,441	16,451
預金に係る支払利息		125	13
コルレス銀行報酬		12,267	1,324
管理報酬	3	42,834	4,623
法務報酬		12,907	1,393
海外登録費用		40,000	4,317
現金支出費		42,789	4,618
専門家報酬		47,479	5,124
印刷および公告費		2,290	247
年次税	10	106,215	11,463
その他の費用		7,518	811
費用合計		<u>2,079,007</u>	<u>224,366</u>
純投資収益		<u>4,534,825</u>	<u>489,398</u>
投資有価証券に係る実現純損失	15	(1,696,619)	(183,099)
先物契約に係る実現純損失		(173,391)	(18,712)
外貨および先渡為替契約に係る実現純利益		64,704	6,983
金利スワップ契約に係る実現純利益		93,796	10,122
当期実現純損失		<u>(1,711,510)</u>	<u>(184,706)</u>
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	15	(4,207,013)	(454,021)
先物契約に係る未実現純損益の変動		254,052	27,417
金利スワップ契約に係る未実現純損益の変動		(108,092)	(11,665)
クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る未実現純損益の変動		56,559	6,104
先渡為替契約に係る未実現純損益の変動		3,713	401
当期末実現純損失		<u>(4,000,781)</u>	<u>(431,764)</u>
運用の結果による純資産の純減少		<u>(1,177,466)</u>	<u>(127,072)</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

G S アメリカン・ボンド・インカム

財務書類に対する注記

2018年5月31日現在

注1 - ファンド

ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて共有持分型投資信託 (*fonds commun de placement*) としてルクセンブルグにおいて設定されたG S アメリカン・ボンド・インカム(以下「ファンド」という。)は、ルクセンブルグ大公国の法律に基づいて設立された株式会社 (*société anonyme*) でありルクセンブルグ大公国エスペランジュに登録上の事務所を有するグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下「管理会社」という。)によって、その共有者(以下「受益者」という。)の利益のために管理運用される、譲渡性のある証券その他の資産からなる非法人形態の共有体である。ファンドの資産は、管理会社の資産および管理会社によって管理運用されるその他の投資信託の資産から分別されている。

管理会社は、2013年7月12日のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する法律(改正済)(「2013年法」)の第1条第46項に定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社である。

ファンドの受益証券の所有権は、ファンドが保有する広範囲にわたる有価証券に投資する機会を受益者に与える。すべての受益証券は、分配、買戻しおよび清算手取金に関して同等の権利を有する。約款は受益者集会について規定していない。受益証券の所持人は通常、適用される純資産価格で評価日にいつでも受益証券の全部または一部の買戻しを請求できる。

ファンドは、ルクセンブルグ大公国において設定され、2010年12月17日の投資信託に関する法律(改正済)(「2010年法」)のパートの下で適格性を有し、また2013年法の第1条第39項に定義されるオルタナティブ投資ファンドとしての資格を有している。

ファンドは当初、2009年5月31日までの存続期間で設定されたが、存続期間は10年延長され2019年5月31日までとなり、更に10年延長され2029年5月31日までとなった。ファンドは、管理会社と保管受託銀行との合意によりいつでも存続期間の終了前に償還することも、また存続期間を延長することもできる。

ファンドの投資目的は、元本の増大とインカム・ゲインからなる高水準のトータル・リターンを追求することである。ファンドは投資目的の達成のために、管理会社の取締役会が決定する方針およびガイドラインに従い、主に高水準のトータル・リターンおよび分散投資によるリスクの低減をもたらす可能性がある、またはファンドの投資目的に適合すると投資顧問会社またはその関連会社が考える債券へ投資を行う。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券は、当該取引所または当該市場において入手可能な直近の取引値により評価される。有価証券が数ヵ所の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場において入手可能な直近の取引値が使用される。
- 証券取引所に上場されておらず、または他の規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、それらの入手可能な直近の市場価格によって評価される。
- 相場価格が入手できないか、または上記a)および/またはb)に記載される価格が当該有価証券の公正な市場価格を反映していない場合には、当該有価証券は、慎重かつ誠実な立場から合理的に予測できる将来の売買価格で評価される。
- 現金およびその他の流動資産は、額面金額に発生利息を加えた価額で評価される。

異常な事態により上記のような評価が実行不可能または不適切になった場合には、管理会社は、ファンド資産の公正な評価のため、他の評価方法を用いて慎重かつ誠実に評価を行う権限を付与されている。

投資有価証券取引および投資収益

投資有価証券取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得原価に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は当該通貨で表示される。米ドル以外の通貨建の資産および負債は、年度末現在で適用される為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建の収益および費用は、取引日の適正な実勢為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建の投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を区分しない。かかる変動は、投資有価証券に係る実現・未実現純損益に計上される。

2018年5月31日現在の為替レート

1米ドル = 1.32284 豪ドル

1米ドル = 0.85734 ユーロ

1米ドル = 0.75174 英ポンド

モーゲージ・アセット・バック証券

モーゲージ・アセット・バック証券は、既知のペイダウン・ファクターの基準で会計処理される。当該ファクターは、証券の価格に適用される。ファクターは、資産の対象プールからの償還(「ペイダウン」)に関して適用される割引率を表す。

ペイダウンが行われる時はいつでも、ファクターはそれに応じて調整され、収益に関する変動の割合は、運用計算書に計上される。

証券に関する市場価格実績の変動は、運用計算書の未実現損益として計上される。

「事後告知(TBA)」は、購入または売却されたモーゲージ・アセット・バック証券で、その一般的特徴(クーポン、公正価額、価格および決済日)は取引日に知られているが、特定プールおよびその対象資産が未だ定められていないものである。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して年度末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現利益は資産として計上され、未実現損失は負債として計上される。

先物契約

当初証拠金の預託は、先物契約を締結する際に行われ、現金または有価証券のいずれかで行うことができる。先物契約の継続期間中、契約価額の変動は各評価日の終了時の契約価額を反映するように先物契約を値洗いすることによって未実現損益として認識される。

変動証拠金の支払いは、未実現損益の有無により、支払われるかまたは受領される。未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。ファンドは契約終了時に、開始時の契約価額と終了時の評価額との差額に等しい実現損益を計上する。

金利スワップ契約

年度末現在の未決済金利スワップ契約の評価は、予測される将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいている。評価によって生じた未実現損益は、運用計算書に金利スワップ契約に係る未実現利益または未実現損失として計上される。

クレジット・デフォルト・スワップ契約

クレジット・デフォルト・スワップ契約(CDSおよびCDX)は、公正価値で表示される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が未決済の期間、未実現利益は資産として、また未実現損失は負債として純資産計算書に計上される。本評価によって生じる未実現損益の変動は、運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約で支払われた、または受領されたプレミアムは、クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る実現純損益の一部として運用計算書に計上される。クレジット・デフォルト・スワップ契約が終了した場合、プレミアムとクレジット・デフォルト・スワップ契約の決済から生じた手取金の差額は、クレジット・デフォルト・スワップ契約に係る実現純損益として運用計算書に計上される。

注3 - 管理報酬および投資顧問報酬

管理会社は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.02%の管理報酬をファンドの純資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

投資顧問会社は、投資顧問・運用業務について、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する。

10億米ドルまでの部分	0.400%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.375%
20億米ドル超の部分	0.350%

投資顧問会社は副投資顧問会社に対し、随時当事者間で合意される報酬を支払う。

注4 - 保管報酬

保管受託銀行は、当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.07%（年間最低額20,000米ドル）の保管報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにファンド資産の保管を委託された銀行および金融機関の保管費用は、ファンドが負担する。

注5 - 代行協会員報酬

代行協会員は、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.10%の報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注6 - 販売会社報酬

日本における各販売会社は、当該四半期中に日本のかかる販売会社が販売し買戻されなかったファンド証券についての日々の平均純資産総額の以下の年率の報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

10億米ドルまでの部分	0.200%
10億米ドル超20億米ドルまでの部分	0.225%
20億米ドル超の部分	0.250%

注7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、当該四半期中のファンド資産の日々の平均純資産額の年率0.05%（年間最低額10,000米ドル）の管理事務代行報酬をファンドの資産から四半期末毎に後払で受領する権利を有する。

注8 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問報酬	199,635
販売会社報酬および代行協会員報酬	149,626
管理事務代行報酬	24,941
保管報酬	34,940
管理報酬	9,982
海外登録費用	34,348
現金支出費	9,970
専門家報酬	45,416
年次税	16,665
未払費用	<u>525,523</u>

注9 - 分配

管理会社は、利息収入および実現売買益から毎月の分配、場合によっては中間分配を宣言することができるが、分配金を合理的な水準に維持する必要がある場合には分配可能なその他の資産からも分配を行うことができる。

管理会社は、毎月10日現在の受益者に対して、主に利息収入から、また年1回実現売買益から分配を行う意向である。

分配の結果、ファンドの純資産総額が2010年法に規定された最低額の米ドル相当額を下回る場合には、分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅しファンドに帰属する。

2018年5月31日に終了した年度に、ファンドは総額6,351,515米ドルの分配を行った。

分配落日	決済日	1口当り分配金 (米ドル)	分配金合計 (米ドル)
2017年6月12日	2017年6月16日	0.020	562,776
2017年7月11日	2017年7月17日	0.020	554,204
2017年8月11日	2017年8月18日	0.020	550,309
2017年9月11日	2017年9月15日	0.020	547,539
2017年10月11日	2017年10月17日	0.020	535,156
2017年11月13日	2017年11月17日	0.020	528,615
2017年12月11日	2017年12月15日	0.020	523,090
2018年1月11日	2018年1月18日	0.020	519,654
2018年2月12日	2018年2月16日	0.020	512,763
2018年3月12日	2018年3月16日	0.020	510,376
2018年4月11日	2018年4月17日	0.020	505,470
2018年5月11日	2018年5月17日	0.020	501,563
			6,351,515

注10 - 税金

ファンドは、税制に関してルクセンブルグの法律を課される。ルクセンブルグの現行法規に従い、ファンドは純資産に対し年率0.05%の年次税 (*taxe d'abonnement*) を課され、四半期毎に計算し支払う。現行法によれば、ファンドおよび受益者(ルクセンブルグに住所、登記された事務所または恒久的施設を保有しているか、または一定の状況下でかつて保有していた個人もしくは法人を除く。)はいずれも、ルクセンブルグの所得税、キャピタル・ゲイン税または源泉税もしくは相続税を課されない。ファンドは、投資国において支払う源泉税控除後の有価証券投資収益を取得する。

注11 - 先渡為替契約

2018年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先渡為替契約を有していた。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現(損)益 (米ドル)
米ドル	1,416,104	英ポンド	1,056,718	2018年8月14日	5,174
米ドル	371,372	英ポンド	277,401	2018年8月14日	986
米ドル	609,858	英ポンド	457,477	2018年8月14日	(965)
英ポンド	146,000	米ドル	196,420	2018年8月14日	(1,482)
					3,713

注12 - 先物契約

2018年5月31日現在、ファンドは以下の未決済先物契約を有していた。

通貨	約定数	銘柄	満期日	市場価格 (米ドル)	未実現(損)益 (米ドル)
ロング・ポジション(買持高)					
米ドル	26	20年FUT US LONG BD 6%	2018年9月	3,759,438	61,345
米ドル	18	10年FUT US NOTE 6%	2018年9月	2,165,344	17,173
米ドル	88	2年FUT US NOTE 6%	2018年9月	18,679,374	26,742
米ドル	86	5年FUT US NOTE 6%	2018年9月	9,793,250	49,599
米ドル	46	30年FUT US ULTRA BOND 6%	2018年9月	7,299,625	147,151
				41,697,031	302,010
ショート・ポジション(売持高)					
米ドル	(3)	90日FUT EURODOLLAR	2018年12月	(730,988)	4,690
米ドル	(94)	90日FUT EURODOLLAR	2019年12月	(22,833,775)	11,586
米ドル	(4)	10年FUT US ULTRA NOTE 6%	2018年9月	(512,375)	(4,946)
				(24,077,138)	11,330
					313,340

注13 - 金利スワップ契約

2018年5月31日現在、ファンドは以下の未決済金利スワップ契約を有していた。

通貨	額面価額	銘柄	満期日	純未収利息 (米ドル)	未実現損失 (米ドル)
米ドル	2,490,000	米ドルLIBOR 3ヶ月/2.882%	2025年2月28日	0	(7,351)
				0	(7,351)
				0	(7,351)

注14 - クレジット・デフォルト・スワップ契約

2018年5月31日現在、ファンドは以下の未決済クレジット・デフォルト・スワップ契約を有していた。

通貨	額面価額	銘柄	満期日	未実現利益 (米ドル)
米ドル	3,125,000	CDX MARKIT NA IG S29 1%	2022年12月20日	56,559
				56,559
				56,559

注15 - 投資有価証券に係る実現/未実現損益の内訳

ファンドの運用計算書に記載されている、2018年5月31日に終了した年度の投資有価証券に係る実現/未実現純損益の内訳は、以下のとおりである。

	(米ドル)
投資有価証券に係る実現利益	2,478,645
投資有価証券に係る実現損失	(4,175,264)
投資有価証券に係る実現純損失	(1,696,619)
	(米ドル)
投資有価証券に係る未実現利益の変動	1,408,212
投資有価証券に係る未実現損失の変動	(5,615,225)
投資有価証券に係る未実現純損益の変動	(4,207,013)

注16 - 取引費用

取引費用は、ブローカーへの手数料、地方税、譲渡税、証券取引所税、ならびに投資有価証券の売買に関連するその他の一切の経費および手数料であると定義される。スプレッドの適用によるものまたは投資有価証券の価格から直接差し引かれた取引費用については、当該取引費用から除外される。

投資対象証券または投資対象証券が取引される市場の性質により、2018年5月31日に終了した年度中に、投資有価証券の売買に関して、ファンドが計上した取引費用はなかった。

[次へ](#)

GS American Bond Income

Statement of Net Assets
as at May 31, 2018
(expressed in US Dollars)

	Notes	
ASSETS		
Investment in securities at market value (at cost: USD 192,577,704)	2	190,402,197
Cash at banks		26,393,135
Unrealised gain on future contracts	12	318,286
Unrealised gain on forward foreign exchange contracts	11	6,160
Unrealised gain on credit default swap contracts	14	56,559
Receivable for subscriptions		22,657
Due from brokers		14,096,424
Accrued income		1,069,607
Interest on cash and cash equivalents		992
Total Assets		<u>232,366,017</u>
LIABILITIES		
Short portfolio at market value (at cost: USD 961,250)	2	970,000
Unrealised loss on interest rate swap contracts	13	7,351
Unrealised loss on future contracts	12	4,946
Unrealised loss on forward foreign exchange contracts	11	2,447
Margin payable on derivatives		159,020
Payable for repurchases		536,172
Payable to brokers		33,444,842
Accrued expenses	8	525,523
Total Liabilities		<u>35,650,301</u>
NET ASSETS		<u>196,715,716</u>
Number of Units Outstanding		24,852,408
Net Asset Value per Unit		7.92

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Statement of Operations
for the year ended May 31, 2018
(expressed in US Dollars)

	Notes	
INCOME		
Interest on bank accounts		158,812
Interest on bonds (net of withholding tax)		6,453,359
Other income		1,661
Total Income		<u>6,613,832</u>
EXPENSES		
Investment Manager fees	3	856,680
Distributor and Agent Company fees	5, 6	642,082
Administration fees	7	113,380
Depository fees	4	152,441
Interest paid on bank accounts		125
Correspondent bank fees		12,267
Management Company fees	3	42,834
Legal fees		12,907
Overseas registration fees		40,000
Out-of-pocket expenses		42,789
Professional fees		47,479
Printing and publication fees		2,290
Subscription tax	10	106,215
Other expenses		7,518
Total Expenses		<u>2,079,007</u>
NET INVESTMENT INCOME		<u>4,534,825</u>
Net realised loss on investments	15	(1,696,619)
Net realised loss on future contracts		(173,391)
Net realised profit on foreign currencies and on forward foreign exchange contracts		64,704
Net realised profit on interest rate swap contracts		93,796
NET REALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(1,711,510)</u>
Change in net unrealised result on investments	15	(4,207,013)
Change in net unrealised result on future contracts		254,052
Change in net unrealised result on interest rate swaps contracts		(108,092)
Change in net unrealised result on credit default swap contracts		56,559
Change in net unrealised result on forward foreign exchange contracts		3,713
NET UNREALISED LOSS FOR THE YEAR		<u>(4,000,781)</u>
NET DECREASE IN NET ASSETS AS A RESULT OF OPERATIONS		<u><u>(1,177,466)</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GS American Bond Income

Notes to the Financial Statements as at May 31, 2018

Note 1 - The Fund

GS American Bond Income (hereinafter referred to as the “Fund”) organized in and under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as a mutual investment fund (*fonds commun de placement*), is an unincorporated co-proprietorship of its transferable securities and other assets, managed in the interest of its co-owners (hereinafter referred to as the “Unitholders”) by Global Funds Management S.A. (hereinafter referred to as the “Management Company”), a société anonyme incorporated under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg and having its registered office in Hesperange, Grand-Duchy of Luxembourg. The assets of the Fund are segregated from those of the Management Company and from those of other funds managed by the Management Company.

The Management Company is an alternative investment fund manager within the meaning of article 1(46) of the law of July 12, 2013 on alternative investment fund managers, as amended (the “2013 Law”).

The ownership of a Unit in the Fund affords the Unitholder the opportunity of having its investment spread over the whole range of securities held by the Fund. All Units have equal rights as to dividend, repurchase, and proceeds in a liquidation. The Management Regulations do not provide for meetings of Unitholders. Holders of Units may normally request repurchase of all or part of their Units at any time on any Valuation Day at their applicable net asset value.

The Fund is organised in the Grand-Duchy of Luxembourg and qualified under Part II of the law of December 17, 2010 on undertakings for collective investment, as amended (the “2010 Law”), as well as an alternative investment fund within the meaning of article 1(39) of the 2013 Law.

The Fund was initially established for a period expiring on May 31, 2009. The duration of the Fund was however extended for the first time for a period of ten (10) years to expire on May 31, 2019 and was re-extended for a further period of ten (10) years to expire on May 31, 2029. The Fund may be dissolved at any time prior to the end of its life or may be extended for a further period by mutual agreement between the Management Company and the Depositary.

The Fund's investment objective is to seek a high level of total return consisting of capital appreciation and income. The Fund will seek to achieve its objective, in accordance with the policies and guidelines established by the Board of Directors of the Management Company, by investing primarily in fixed-income transferable securities that are considered by the Investment Manager or its affiliates to have the potential to provide a high level of total return and diversification to reduce overall risks or otherwise to meet the Fund's investment objective.

Note 2 - Significant Accounting Policies

The financial statements have been prepared in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to investment funds and include the following significant accounting policies:

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

INVESTMENTS IN SECURITIES

- a) Securities listed on a stock exchange or traded on any other regulated market are valued at the last available price on such exchange or market. If a security is listed on several stock exchanges or markets, the last available price on the stock exchange or market which constitutes the main market for such security is used;
- b) Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market are valued at their last available market price;
- c) Securities for which no price quotation is available or for which the price referred to in (a) and/or (b) is not representative of the fair market value, are valued prudently, and in good faith on the basis of their reasonably foreseeable sale prices;
- d) Cash and other liquid assets are valued at their face value with interest accrued.

In the event that extraordinary circumstances render valuations as aforesaid impracticable or inadequate, the Management Company is authorised, prudently and in good faith, to follow other rules in order to achieve a fair valuation of the assets of the Fund.

INVESTMENT TRANSACTIONS AND INVESTMENT INCOME

Investment transactions are accounted for on the trade date. Interest income is recognised on an accrual basis. Dividends are recorded on the ex-dividend date. Realised gains or losses on security transactions are determined on the basis of the average cost of securities sold.

CONVERSION OF FOREIGN CURRENCIES

The Fund maintains its accounting records in US Dollars ("USD") and its financial statements are expressed in this currency. Assets and liabilities expressed in currencies other than USD are translated into USD at applicable exchange rates at the year-end. Income and expenses in currencies other than USD are translated into USD at appropriate exchange rates ruling at the date of transaction.

Investment transactions in currencies other than USD are translated into USD at the exchange rate applicable at the transaction date.

The Fund does not isolate the portion of the results of operations resulting from changes in foreign exchange rates on investments from the fluctuations arising from changes in market prices of securities held. Such fluctuations are included with the net realised and unrealised gain or loss from investments.

Currency rates as at May 31, 2018:

1 USD	=	1.32284	AUD
1 USD	=	0.85734	EUR
1 USD	=	0.75174	GBP

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

MORTGAGE ASSET BACKED SECURITIES

Mortgage Asset Backed Securities are accounted for on the basis of known paydown factors. This factor is applied to the price of the security. The factor represents the discount that is applied for the repayments from the underlying pool of assets (the "paydown").

Whenever paydowns are made, the factor is adjusted accordingly and the proportions of the change relating to income are recorded in the Statements of Operations.

Change in market price results for the securities are recorded as unrealised gains or losses in the Statement of Operations.

"To be announced" securities ("TBA") are mortgage asset backed securities that have been purchased, or sold, and for which the general characteristics coupon, fair value, price and settlement date are known at the time of the trade, but for which the specific pool, and its underlying assets, have not yet been defined.

FORWARD FOREIGN EXCHANGE CONTRACTS

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the year-end date for the remaining period until maturity. Gains or losses resulting from forward foreign exchange contracts are recognised in the Statement of Operations. Unrealised gains are reported as an asset and unrealised losses are reported as a liability in the Statement of Net Assets.

FUTURE CONTRACTS

Initial margin deposits are made upon entering into future contracts and can be made either in cash or securities. During the period for which the future contract is open, changes in the value of the contract are recognised as unrealised gains or losses by marking to market the future contract to reflect the value of the contract at the end of each valuation day.

Variation margin payments are made or received, depending on whether unrealised losses or gains are incurred. Unrealised gains are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. When the contract is closed, the Fund records a realised gain or loss equal to the difference between the value of the contract at the time it was opened and the value at the time it was closed.

INTEREST RATE SWAP CONTRACTS

The valuation of the interest rate swap contracts open at year-end is based on the present value of its anticipated future cash flows. The unrealised gains and losses resulting from the valuations are recorded as unrealised gains or losses on interest rate swap contracts in the Statement of Operations.

Note 2 - Significant Accounting Policies (continued)

CREDIT DEFAULT SWAP CONTRACTS

Credit default swap contracts (CDS and CDX) are stated at fair value. During the period for which the credit default swap contracts are open, the unrealised profits are recorded as an asset and unrealised losses as a liability in the Statement of Net Assets. The change in unrealised profits or losses resulting from this valuation is recognised in the Statement of Operations. Premiums paid and received on the credit default swap contracts are recognised in the Statement of Operations as incurred as part of the net realised profit or loss on the credit default swap contracts. When a credit default swap contract is terminated, the difference between the premium and the proceeds from the settlement of the credit default swap contract is recognised in the Statement of Operations as net realised profit or loss on the credit default swap contracts.

Note 3 - Management Company and Investment Manager fees

The Management Company is entitled to a Management fee, payable out of the net assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate of 0.02% of the average daily net assets of the Fund during the relevant quarter.

The Investment Manager receives for its management and advisory services a fee out of the assets of the Fund at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.400%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.375%
For a portion over USD 2 billion	0.350%

The Investment Manager pays to the Investment Advisor, a fee as from time to time agreed between themselves.

Note 4 - Depositary fees

The Depositary is entitled to a depositary fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.07% of the average daily net asset value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 20,000 p.a.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, telex, cable and postage expenses) incurred by the Depositary, and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted, will be borne by the Fund.

Note 5 - Agent Company fees

The Agent Company is entitled to be paid out of assets of the Fund at the end of each quarter at an annual rate of 0.10% of the average daily total net assets during the relevant quarter.

Note 6 - Distributor fees

Each Distributor in Japan is entitled to a fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter, at an annual rate set forth below of the average daily total net assets distributed by such Distributor in Japan and not repurchased during the relevant quarter.

For a portion up to USD 1 billion	0.200%
For a portion over USD 1 billion up to USD 2 billion	0.225%
For a portion over USD 2 billion	0.250%

Note 7 - Administration fees

The Administrator is entitled to an administration fee payable, out of the assets of the Fund, at the end of each quarter at an annual rate of 0.05% of the average daily net asset value of the assets of the Fund during the relevant quarter with a minimum fee of USD 10,000 p.a.

Note 8 - Accrued expenses

	<i>USD</i>
Investment Manager fees	199,635
Distributor and Agent Company fees	149,626
Administration fees	24,941
Depositary fees	34,940
Management Company fees	9,982
Overseas registration fees	34,348
Out-of-pocket expenses	9,970
Professional fees	45,416
Subscription tax	16,665
Accrued expenses	<u>525,523</u>

Note 9 - Distributions

The Management Company may declare monthly or other interim distributions of net investment income and net realised capital gains and, if considered necessary to maintain a reasonable level of dividends, out of any other funds available for distribution.

The Management Company has the intention to make distributions to Unitholders mainly from net investment income as of the 10th day of each month and from net realised capital gains once a year.

No distribution may be made as a result of which the total net assets of the Fund would fall below the equivalent in USD of the minimum provided by the 2010 Law.

Distributions not claimed within five years from their due date will lapse and will revert to the Fund.

For the year ended May 31, 2018, the Fund distributed a total amount of USD 6,351,515.

Ex-Dividend date	Settlement Date	Dividend per unit <i>USD</i>	Total Dividend <i>USD</i>
June 12, 2017	June 16, 2017	0.020	562,776
July 11, 2017	July 17, 2017	0.020	554,204
August 11, 2017	August 18, 2017	0.020	550,309
September 11, 2017	September 15, 2017	0.020	547,539
October 11, 2017	October 17, 2017	0.020	535,156
November 13, 2017	November 17, 2017	0.020	528,615
December 11, 2017	December 15, 2017	0.020	523,090
January 11, 2018	January 18, 2018	0.020	519,654
February 12, 2018	February 16, 2018	0.020	512,763
March 12, 2018	March 16, 2018	0.020	510,376
April 11, 2018	April 17, 2018	0.020	505,470
May 11, 2018	May 17, 2018	0.020	501,563
			<u>6,351,515</u>

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (*taxe d'abonnement*) on its net assets at an annual rate of 0.05% calculated and payable quarterly. Under present law neither the Fund nor the Unitholders (except persons or companies who have or, in certain limited circumstances, formerly had their residence, registered office or a permanent establishment in Luxembourg) are subject to any Luxembourg tax on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income received from the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

Note 11 - Forward foreign exchange contracts

As at May 31, 2018, the Fund had the following open forward foreign exchange contracts:

Currency Bought	Amount Bought	Currency Sold	Amount Sold	Maturity Date	Unrealised Gain / (Loss) in USD
USD	1,416,104	GBP	1,056,718	August 14, 2018	5,174
USD	371,372	GBP	277,401	August 14, 2018	986
USD	609,858	GBP	457,477	August 14, 2018	(965)
GBP	146,000	USD	196,420	August 14, 2018	(1,482)
					3,713

Note 12 - Future contracts

As at May 31, 2018, the Fund had the following open future contracts:

Currency	Number of contracts	Description	Maturity date	Market value in USD	Unrealised Gain / (Loss) in USD
<i>Long Positions</i>					
USD	26	FUT US LONG BD 20YR 6%	Sep 2018	3,759,438	61,345
USD	18	FUT US NOTE 10YR 6%	Sep 2018	2,165,344	17,173
USD	88	FUT US NOTE 2YR 6%	Sep 2018	18,679,374	26,742
USD	86	FUT US NOTE 5YR 6%	Sep 2018	9,793,250	49,599
USD	46	FUT US ULTRA BOND 30YR 6%	Sep 2018	7,299,625	147,151
				41,697,031	302,010
<i>Short Positions</i>					
USD	(3)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Dec 2018	(730,988)	4,690
USD	(94)	FUT 90 DAY EURODOLLAR	Dec 2019	(22,833,775)	11,586
USD	(4)	FUT US ULTRA NOTE 10YR 6%	Sep 2018	(512,375)	(4,946)
				(24,077,138)	11,330
					313,340

Note 13 - Interest rate swap contracts

As at May 31, 2018, the Fund had the following open interest rate swap contracts:

Currency	Face Value	Description	Maturity date	Net accrued Interest in USD	Unrealised (Loss) in USD
USD	2,490,000	USD LIBOR 3 M / 2.882%	Feb 28, 2025	0	(7,351)
	<u>2,490,000</u>			<u>0</u>	<u>(7,351)</u>

Note 14 - Credit default swap contracts

As at May 31, 2018, the Fund had the following open credit default swap contracts:

Currency	Face Value	Description	Maturity date	Unrealised Gain in USD
USD	3,125,000	CDX MARKIT NA IG S29 1%	December 20, 2022	56,559
				<u>56,559</u>
				<u>56,559</u>

Note 15 - Breakdown of the realised/unrealised results on investments

For the year ended May 31, 2018, the breakdown of the Net realised/unrealised results on investments, as set out in the Statement of Operations of the Fund, is as follows:

	<i>USD</i>
Realised profit on investments	2,478,645
Realised loss on investments	<u>(4,175,264)</u>
Net realised loss on investments	<u>(1,696,619)</u>

	<i>USD</i>
Change in unrealised profit on investments	1,408,212
Change in unrealised loss on investments	<u>(5,615,225)</u>
Change in net unrealised result on investments	<u>(4,207,013)</u>

Note 16 - Transaction costs

Transaction costs are defined as any broker commission fees, local, transfer and stock exchanges taxes and any other charges and fees linked to the purchase and sale of investments. Transaction costs applied to a specific investment transaction through the use of spreads or directly deducted from the price of the investments are excluded from the transaction costs calculation.

The Fund did not record any transaction costs relating to the purchase or sale of its investments during the year ended May 31, 2018, due to the nature of its investments or the markets where these were traded.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2019年9月末日現在)

	米ドル	千円(、Vを除く)
資産総額	227,945,920.91	24,599,924
負債総額	46,947,516.35	5,066,576
純資産額(-)	180,998,404.56	19,533,348
発行済口数	21,702,652口	
1口当り純資産価格 $\left[\frac{\text{III}}{\text{IV}}\right]$	8.34	900円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンド記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は徴収されません。

(ロ) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は米国人をはじめその他のいかなる者によるファンド証券の取得も制限することができます。

適用あるアメリカ合衆国の法令に基づく例外を利用する場合を除いて、アメリカ合衆国、その領土、または属領の市民もしくは居住者、または、アメリカ合衆国法または州法を準拠法として設立され、存続する法人、パートナーシップ、信託もしくはその他の者に対しては発行または譲渡をしません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

払込済資本金は375,000ユーロ(約4,426万円)で、2019年9月末日現在全額払込済です。なお、1株25,000ユーロ(約295万円)の記名株式15株を発行済です。過去5年間の資本の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役で構成される取締役会が管理会社を運営します。取締役は管理会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は、次の年次株主総会終了時までであり、後任者が選任され就任するまでは、その地位に留まりますが、株主総会の決議により理由の如何を問わずいつでも解任されることがあります。取締役は再選任されることがあります。

死亡、退職その他の事由により取締役に欠員を生じた場合には、残余の取締役は、合議により次の株主総会までの欠員を補充するための人員を多数決により選任することができます。

いかなる会合においても、決議の議決権数が可否同数のときは、議長が、決定投票権を有します。

取締役会は、取締役の互選により会長1名を選任し、さらに、副会長1名ないし数名を選任することができます。取締役会は、さらに、秘書役1名(取締役であることを要しません。)を選任し、取締役会および株主総会の議事録を保管する責に任ずることができます。取締役会は、会長または取締役2名の招集により、招集通知に指定された場所で開催されます。

取締役会長は、すべての株主総会および取締役会の議長を務めるものとします。会長不在の場合は、株主総会および取締役会においては他の取締役に、また株主総会においては、当該株主総会の出席者の多数決でその他の者を、暫定的議長として選任することができます。

取締役会は、随時管理会社の業務運営および経営に必要であると考えられるジェネラル・マネジャー1名、ジェネラル・マネジャー補佐、または他の役員数名を含む管理会社の役員を任命することができます。より詳細に述べると、ルクセンブルグ投信法第102条第1項(c)および2013年法第7条第1項(c)の要件に従い、取締役会は、管理会社の業務を効率的に行うために少なくとも2名の役員(「授権された業務遂行役員」)を任命します。当該任命は、取締役会によりいつでも取り消すことができます。授権された業務遂行役員は管理会社の取締役または株主であることを要しません。授権された業務遂行役員は、管理会社の定款に別段の規定がある場合を除き、取締役会により付与された権限を有し、義務を負うものとします。

取締役会の書面による招集通知は、緊急の場合を除き、遅くとも開催時の24時間前に取締役全員に送付されます。緊急の場合、招集通知に当該緊急事態の内容を記載します。かかる通知は、口頭による同意もしくは書面、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたはその他の証明可能な電子的手段により各取締役の同意が得られた場合には、省略することができます。取締役会の決議により予め採択された予定表に明記された時間および場所で開催されるものについては、各々について個別の通知をする必要はありません。

取締役は、取締役会において、代理権を証明することのできる書面、電子メール、ケーブル、電報、テレックス、ファックスまたは、その他の電子的手段により、他の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができます。取締役は、当該取締役であることを確認できる電話会議またはテレビ会議により、取締役会に出席することができます。当該手段は、当該取締役会の審議が中断されることなく接続された状態であり、取締役会への有効な参加を確保する技術上の特性を満たすものとします。当該通信手段により離れた場所で開催される当該会議は、管理会社の登記上の事務所で開催されたものとみなされるものとします。

取締役会は、少なくとも取締役の半数が出席または代理の他の取締役が代理出席した場合のみ、取締役会において適法に審議しまたは行為することができます。

決議は、出席または代理出席している取締役の議決権の多数決で行われます。

当該取締役であることを確認できるビデオ会議またはその他の通信手段により取締役会に出席する取締役は、定足数および多数決の計算において出席したものとみなされるものとします。

全取締役の合意により、全取締役が参加している電話会議は、本項のその他の規定に基づき有効な会議であるとみなされるものとします。

取締役会は、ルクセンブルグ国内外で開催することができます。

前述の規定にかかわらず、取締役会の決議は、書面により行うことができ、これは、決議事項が記載され、各取締役が署名した1件の書類とするかまたは数件の書類とすることができます。かかる決議の日付は、最後の署名の日とします。これらすべてが議事録を形成し、決議の証拠となります。

投資顧問会社は管理会社に投資顧問・運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役会の指図に従います。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社(その単独株主はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.)は1991年7月8日付公正証書(1991年8月16日に官報である「メモリアル」に公告)によりルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立されました。管理会社の定款は、ルクセンブルグの商業および法人登記所(同課にて、閲覧および写しの入手が可能)に預託されました。管理会社は期間を無期限として設立されました。その登記上の事務所および本店は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟です。管理会社は、商業登記簿を登録第B37 359号としてルクセンブルグ地方裁判所に登録しています。

管理会社は、ルクセンブルグ投信法第15章に定義される管理会社および2013年法第1条第46項に定義されるAIFMです。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

- ・ ルクセンブルグ投信法の第101条第2項および同法別紙 に基づき、EU指令2009/65/ECに従い認可されルクセンブルグ国内外において設立されたUCITSの管理、およびEU指令2009/65/ECに従い認可されていないルクセンブルグ国内外において設立されたUCIの付加的な管理を行うこと
- ・ ルクセンブルグ国内外において設立された、AIFMDに定義されるAIFに関し、2013年法第5条第2項および同法別紙 に基づくAIFの資産に関する運用、管理、販売およびその他の業務を行うこと

なお、管理会社は、(a)顧客ごとのポートフォリオの一任運用、(b)投資助言、(c)投資信託の受益証券の保管および管理または(d)2013年法第5条第4項に企図される金融商品に関する注文の受理および送信のサービスを提供しません。

管理会社はまた、自らが業務(所在地および管理支援サービスを含みます。)を行うUCITS、UCIおよびAIFの子会社に対しても上記の運用、管理および販売業務を行うことができます。

管理会社は、業務の無償提供および/または支店開設を通じ、ルクセンブルグ国外において許可を受けた活動を行うことができます。

管理会社は、ルクセンブルグ投信法および2013年法の定める範囲内であれば、これらにより認められる最大限の範囲まで、その目的の達成に直接もしくは間接的に関連し、ならびに/またはこれに有益および/もしくは必要とみなされるあらゆることを実行することができます。

管理会社は、ルクセンブルグ投信法の第15章に定義される管理会社および2013年法に定義されるAIFMとして認可されています。

管理会社は、ファンド証券の発行および買戻を含むファンドの運営およびファンドの管理に従事しています。管理会社は、投資顧問・運用業務の提供を投資顧問会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)に委託しており、またファンド資産の保管業務、純資産価格の計算その他の管理業務を保管受託銀行ならびに登録・名義書換・支払管理事務代行会社および発行会社代理人および評価代理人であるノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に委託しています。

管理会社は2019年9月末日現在以下78本の投資信託の管理・運用を行っています。なお、すべてのファンドは、契約型オープン・エンド型です。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産額の合計(通貨別)
ルクセンブルグ	MMF	2	3,927,421,629.50米ドル
		2	2,643,799,428.92豪ドル
		1	102,400,259.89カナダ・ドル
		2	540,355,468.60ニュージーランド・ドル
		1	57,443,976.78英ポンド
	その他	17	949,816,911.56米ドル
		5	52,631,860.41ユーロ
		14	151,363,564,341円
		8	472,644,523.36豪ドル
		3	4,610,220.42カナダ・ドル
		4	150,791,831.05ニュージーランド・ドル
		2	1,639,942.97英ポンド
		1	10,917,954.74メキシコ・ペソ
		1	109,415,367.88トルコ・リラ
ケイマン諸島	その他	7	477,975,591.43米ドル
		2	105,497,167.71ユーロ
		3	436,402,581.53豪ドル
		3	131,820,202.64ニュージーランド・ドル

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2019年9月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝118.02円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1)【貸借対照表】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2019年3月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2019年3月31日		2018年3月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1年以内期限到来		409,832	48,368	307,943	36,343
銀行預金および手許現金	9	9,345,239	1,102,925	8,922,986	1,053,091
		<u>9,755,071</u>	<u>1,151,293</u>	<u>9,230,929</u>	<u>1,089,434</u>
前払金		<u>26,250</u>	<u>3,098</u>	<u>26,250</u>	<u>3,098</u>
		26,250	3,098	26,250	3,098
資産合計		<u><u>9,781,321</u></u>	<u><u>1,154,392</u></u>	<u><u>9,257,179</u></u>	<u><u>1,092,532</u></u>
資本金、準備金および負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	44,258	375,000	44,258
準備金		1,132,500	133,658	767,500	90,580
1. 法定準備金	4	37,500	4,426	37,500	4,426
4. 公正価値準備金を含むその他の準備金					
b) その他の配当不能準備金	4	1,095,000	129,232	730,000	86,155
繰越(損)益	4	7,160,310	845,060	7,343,211	866,646
当期(損)益		<u>366,919</u>	<u>43,304</u>	<u>182,099</u>	<u>21,491</u>
		<u>9,034,729</u>	<u>1,066,279</u>	<u>8,667,810</u>	<u>1,022,975</u>
引当金					
納税引当金	5	<u>514,096</u>	<u>60,674</u>	<u>373,240</u>	<u>44,050</u>
		514,096	60,674	373,240	44,050
債務					
買掛金					
a) 1年以内期限到来	6	188,096	22,199	177,802	20,984
その他の債務					
a) 税金債務		9,874	1,165	9,997	1,180
b) 社会保障債務		<u>34,526</u>	<u>4,075</u>	<u>28,330</u>	<u>3,344</u>
		<u>232,496</u>	<u>27,439</u>	<u>216,129</u>	<u>25,508</u>
資本金、準備金および負債合計		<u><u>9,781,321</u></u>	<u><u>1,154,392</u></u>	<u><u>9,257,179</u></u>	<u><u>1,092,532</u></u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

(2) 【損益計算書】

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
 損益計算書
 2019年3月31日に終了した年度
 (ユーロで表示)

	注記	2019年		2018年	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
1 から5. 総利益(損失)	7、9	1,426,701	168,379	1,161,839	137,120
6. 人件費		(866,522)	(102,267)	(841,274)	(99,287)
a) 賃金および給与	8	(793,000)	(93,590)	(768,591)	(90,709)
b) 社会保障費	8	(73,522)	(8,677)	(72,683)	(8,578)
) 年金に関するもの		(45,536)	(5,374)	(44,339)	(5,233)
) その他の社会保障費		(27,986)	(3,303)	(28,344)	(3,345)
8. その他の営業費用		(35,000)	(4,131)	(35,024)	(4,134)
10. 固定資産の一部を構成する投資 および貸付からの収益					
b) その他の収益		-	-	2,567	303
11. その他の未収利息および類似の収益					
b) その他の利息および類似の収益		42,827	5,054	54,658	6,451
14. 未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(13,934)	(1,644)	(15,650)	(1,847)
b) その他の利息および類似の費用		(41,214)	(4,864)	(73,801)	(8,710)
15. 損益に係る税金	5	(145,939)	(17,224)	(66,535)	(7,852)
16. 税引後利益(損失)		366,919	43,304	186,780	22,044
17. 1 から16 の科目に含まれない その他の税金		-	-	(4,681)	(552)
18. 当期利益		<u>366,919</u>	<u>43,304</u>	<u>182,099</u>	<u>21,491</u>

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2019年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(「当社」)は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社(「Société Anonyme」)としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登記上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「総利益(損失)」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可を2014年2月14日付で得ている。さらに当社は、2010年12月17日法(修正済)第15章に基づく認可を2017年11月16日付でC S S Fから得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結決算の対象になっている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記の段落で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結決算の対象にもなっており、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の要約

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、またルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に従って作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針は、以下のように要約される。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨建のすべての取引は、取引日の実勢為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在で有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、本年度の損益計算書に計上される。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算した評価額、または貸借対照表日現在の実勢為替レートにより算定された評価額のうち資産については低価な方、負債については高価な方を用いて、それぞれ個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

債権

未収債権は、額面価額で計上される。回収の可能性が低くなった場合には、評価調整が課される。評価調整は、行われた事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実もしくはその可能性が高いが、その金額もしくは発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

債務

債務には、当事業年度に関連する費用で、翌事業年度に支払われるものが含まれている。

総利益および損失

総利益および損失には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。

売上高は、発生主義に基づいて計上される。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2019年3月31日および2018年3月31日現在、当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自社株を購入していない。

注4 - 準備金および繰越利益または損失

年度中の増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他の準備金 (ユーロ)	繰越(損)益 (ユーロ)
2018年3月31日現在残高	37,500	730,000	7,343,211
前期の(損)益	-	-	182,099
富裕税準備金の取毀し純額	-	(80,000)	80,000
富裕税準備金	-	445,000	(445,000)
2019年3月31日現在残高	37,500	1,095,000	7,160,310

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他の準備金

2016年から富裕税を減額するための基準を定めた2016年6月16日付第47-3号通達に基づき、ルクセンブルグ税務当局は、企業が適用されるべき(前年度の法人税を控除した)最低富裕税額を決定し、当該金額と統合ベースに基づく富裕税額とを比較することにより、当該年度における富裕税額を減額することができることを示した第51号通達を2016年7月25日に発行した。富裕税の目的のため、企業は当該減額後の最低富裕税額または統合ベースに基づく富裕税額のいずれか高い方の金額を支払わなければならない。ルクセンブルグ税務当局が2018年5月17日に新たに発行した第47-4号通達にしたがうと、2017年度の富裕税準備金は承認済の2016年度の損益から割当てすべきである。したがって、当社は、当社の2016年度の損益は2017年3月31日現在の繰延損益の一部であり、すなわち2017年度の富裕税準備金は当社の2016年度の損益から割当てられている事実を明確にすることを決定した。

上記の適用を受けるために、当社は、その年の富裕税額の5倍に相当する制限的準備金を設定しなければならない。

この準備金は、設定された翌年から5年間維持されなければならない。制限的準備金を配当の対象とする場合には、配当が行われた年度に税額控除は廃止される。当社は、この制限的準備金を「その他の準備金」として計上することを決定した。

2019年3月31日現在、分配不能準備金は1,095,000ユーロであり、これは2013年から2019年までの年度の富裕税の5倍に相当する。(2018年3月31日:730,000ユーロ)

2018年6月12日に開催された年次総会により、2012年の富裕税準備金(80,000ユーロ)が全額取り毀され、2018年の富裕税準備金として215,000ユーロおよび2019年の富裕税準備金として230,000ユーロが設定された。

注5 - 税金

2019年1月1日付で、法人税率は18%から17%に、エスペランジュの地方事業税率は7.5%から6.75%に引き下げられた。

注6 - 買掛金

2019年3月31日および2018年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬、税務コンサルタント料、給与関連拠出金および所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 総利益または損失

2019年3月31日および2018年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2019年 (ユーロ)	2018年 (ユーロ)
管理報酬	1,549,545	1,308,526
リスク管理報酬	55,625	67,083
その他の報酬	53,000	52,000
その他の外部費用	(231,469)	(265,770)
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

2019年3月31日現在、その他の外部費用は、所在地事務報酬97,175ユーロ(2018年3月31日現在:94,981ユーロ)、海外規制費用14,531ユーロ(2018年3月31日現在:21,679ユーロ)、内部および外部の監査報酬54,004ユーロ(2018年3月31日現在:53,952ユーロ)、法務報酬3,941ユーロ(2018年3月31日現在:法務報酬の払戻し5,894ユーロ)およびその他の費用61,818ユーロ(2018年3月31日現在:101,052ユーロ)で構成されている。

注8 - スタッフ

2019年3月31日に終了した年度に、当社が雇用していた従業員は7名(2018年3月31日に終了した年度:6名)であった。

注9 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する(ルクセンブルグにおいて設立された)ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.によって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業の一環として、関連会社との間で多くの銀行取引が行われている。これらには、当座預金口座、短期定期預金および為替取引が含まれる。

2019年3月31日および2018年3月31日に終了した年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.(「銀行」と)当社は、経営モデルに沿って事業活動を行うために一定のサービスを提供することを銀行に委任する2014年2月14日付でサービス水準合意書(随時改正済)に署名した。2019年3月31日に終了した年度に、銀行により請求された年額92,500ユーロ(付加価値税抜き)(2018年3月31日に終了した年度:92,500ユーロ)を比例按分した金額は、損益計算書の「総利益(損失)」において控除されている。

注10 - 運用資産

当社が投資運用の責任を有するが受益者として所有していない運用資産は、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2019年3月31日現在、約9,054百万ユーロ(2018年:9,767百万ユーロ)である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Balance Sheet at March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		409,832	307,943
Cash at bank and in hand	9	9,345,239	8,922,986
		<u>9,755,071</u>	<u>9,230,929</u>
PREPAYMENTS			
		<u>26,250</u>	<u>26,250</u>
		26,250	26,250
TOTAL (ASSETS)		<u><u>9,781,321</u></u>	<u><u>9,257,179</u></u>
	Note(s)	March 31, 2019	March 31, 2018
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves		1,132,500	767,500
1. Legal reserve	4	37,500	37,500
4. Other reserves, including the fair value reserve			
b) other non available reserves	4	1,095,000	730,000
Profit or loss brought forward	4	7,160,310	7,343,211
Profit or loss for the financial year		366,919	182,099
		<u>9,034,729</u>	<u>8,667,810</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	514,096	373,240
		<u>514,096</u>	<u>373,240</u>
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	6	188,096	177,802
Other creditors			
a) Tax authorities		9,874	9,997
b) Social security authorities		34,526	28,330
		<u>232,496</u>	<u>216,129</u>
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u><u>9,781,321</u></u>	<u><u>9,257,179</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2019
(expressed in Euro)

	Note(s)	2019	2018
1. to 5. Gross profit or loss	7, 9	1,426,701	1,161,839
6. Staff costs		(866,522)	(841,274)
a) salaries and wages	8	(793,000)	(768,591)
b) social security costs	8	(73,522)	(72,683)
<i>i) relating to pensions</i>		(45,536)	(44,339)
<i>ii) other social security costs</i>		(27,986)	(28,344)
8. Other operating expenses		(35,000)	(35,024)
10. Income from other investments and loans forming part of the fixed assets			
b) other income		---	2,567
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		42,827	54,658
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(13,934)	(15,650)
b) other interest and similar expenses		(41,214)	(73,801)
15. Tax on profit or loss	5	(145,939)	(66,535)
16. Profit or loss after taxation		366,919	186,780
17. Other taxes not shown under items 1 to 16		---	(4,681)
18. Profit for the financial year		<u>366,919</u>	<u>182,099</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2019

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification: Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss Account as “Gross profit or loss”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014. Moreover the Company has been granted with Chapter 15 of the modified law of December 17, 2010 license by the CSSF on November 16, 2017.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts (continued)
for the year ended March 31, 2019

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Creditors

Creditors include expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Interest income and interest expenses

Interest income and interest expenses are recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2019 and 2018, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit or loss brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2018	37,500	730,000	7,343,211
Previous year's profit or loss	---	---	182,099
Net release of net wealth tax ("NWT") reserve	---	(80,000)	80,000
NWT reserve	---	445,000	(445,000)
Balance as at March 31, 2019	37,500	1,095,000	7,160,310

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts (continued)

for the year ended March 31, 2019

Note 4 – Reserves and Profit or loss brought forward (continued)

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Based on the Circular Fort. N° 47ter dated June 16, 2016, which determines the criteria for the reduction of the NWT as from 2016, the Luxembourg direct tax authorities issued on July 25, 2016 a circular I.Fort N° 51 (the “Circular”) indicating that a company may reduce its NWT for a given year by determining the minimum NWT that should be subject to (subtracting the Corporate Income Tax (“CIT”) for the precedent year), and by comparing this amount with the NWT that is due based on the unitary value. For the NWT purpose, the company should be liable to the highest of the said amounts (the minimum NWT after reduction) or the NWT due based on the unitary value. According to the new Luxembourg Circular I. Fort. N° 47quater issued by the Luxembourg tax authorities on 17 May 2018, the creation of the 2017 NWT reserve should have been decided upon the approval of the 2016 financial statements and allocated out of its 2016 result of the year. In this respect, it has been decided to clarify the fact that the 2017 NWT reserve has been created via an allocation made out the 2016 result of the year of the Company, such a 2016 result of the year being part of the result brought forward of the Company as at March 31, 2017.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the NWT credited.

This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2019, the non-distributable reserve amounted EUR 1,095,000 representing five times the NWT credited for the years from 2013 to 2019 (March 31, 2018: EUR 730,000).

As per Annual General Meeting held on June 12, 2018, the 2012 NWT reserve was fully released for an amount of EUR 80,000, a NWT reserve of EUR 215,000 was constituted for 2018 and a NWT reserve of EUR 230,000 was constituted for 2019.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts (continued)
for the year ended March 31, 2019

Note 5 – Taxes

The Corporate Income Tax (“ CIT ”) rate has decreased from 18% to 17% and the Municipal Business tax rate has decreased in Hesperange from 7.5% to 6.75%, both effective as of January 1, 2019.

Note 6 – Trade Creditors

As at March 31, 2019 and 2018, the balances were constituted of audit and tax consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Gross profit or loss

As at March 31, 2019 and 2018, this caption can be analysed as follows:

	<i>2019</i>	<i>2018</i>
	<i>EUR</i>	<i>EUR</i>
Management fees	1,549,545	1,308,526
Risk Management fees	55,625	67,083
Other fees	53,000	52,000
Other external charges	<u>(231,469)</u>	<u>(265,770)</u>
	<u>1,426,701</u>	<u>1,161,839</u>

As at March 31, 2019, Other external charges consist of domiciliation fees for an amount of EUR 97,175 (March 31, 2018: EUR 94,981), overseas regulation fees for EUR 14,531 (March 31, 2018: EUR 21,679), internal and external audit fees for EUR 54,004 (March 31, 2018: EUR 53,952), legal fees for EUR 3,941 (March 31, 2018: legal fees reimbursement for EUR 5,894) and other charges for EUR 61,818 (March 31, 2018: EUR 101,052).

Note 8 – Staff

For the year ended March 31, 2019, the Company has employed 7 persons (March 31, 2018: 6 persons).

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.

Notes to the Annual Accounts (continued)
for the year ended March 31, 2019

Note 9 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg), which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2019 and March 31, 2018. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement on February 14, 2014, as amended from time to time, whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its operating model. The annual amount of EUR 92,500 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the year ended March 31, 2019 (March 31, 2018: EUR 92,500) is recorded in deduction of the caption "Gross profit or loss" in the profit and loss account.

Note 10 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 9,054 million as at March 31, 2019 (2018: EUR 9,767 million).

4【利害関係人との取引制限】

約款により、管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の勘定でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンド証券を除きます。)の売買もしくは貸付けをなし、または金銭の貸与を受けてはなりません。ただし、当該取引が約款に定められた諸制限を遵守し、かつ国際的に承認された証券市場または国際的に承認された金融市場における、その時々、()公に入手可能な相場に基づき決定された価格、または()競争価格もしくは実勢利率によって行われる場合を除きます。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款の変更または管理会社の解散に関しては、株主総会において、ルクセンブルグの法律に規定される要件に基づき、決議が行われなくてはなりません。

(2) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの法令の規定に基づき、UCITSおよびAIFを管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその業務を譲渡することができます。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は3月31日に終了する1年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、定款変更に必要な方法により採択される株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)(「投資顧問会社」) (Goldman Sachs Asset Management, L.P.)

(1) 資本金の額

2018年12月末日現在、39百万米ドル(約42億円)

(2) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAMニューヨーク)は、米国において、内外の有価証券等に係る投資顧問・運用業務およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいます。

2. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「副投資顧問会社」)

(1) 資本金の額

2019年9月末日現在、4億9,000万円

(2) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得しています。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けています。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録されました。2019年3月末日現在のゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の国内投信運用資産総額は、約2兆1,571億円です。

3. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A. (「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社」、「発行会社代理人」および「評価代理人」)

(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2019年9月末日現在、2,800万ユーロ(約33億円)

(2) 事業の内容

1990年、ルクセンブルグの法律に基づき株式会社としてルクセンブルグにおいて設立され、銀行業務に従事していません。

4. 野村證券株式会社(日本における「代行協会員」および「販売会社」)

(1) 資本金の額

2019年9月末日現在、100億円

(2) 事業の内容

日本において第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他金融商品取引業に関する業務を行っています。同社は2019年9月末日現在、日本国内に131の本支店を有し、顧客に金融商品取引業に関するサービスを提供しています。なお、野村アセットマネジメント株式会社およびその他の投資運用業者発行の投資信託について、指定金融商品取引業者として、また、外国投資信託について、販売会社および代行協会員として、それぞれの証券(株式)の販売・買戻しの取扱いを行っています。

2【関係業務の概要】

1. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）（「投資顧問会社」）
(Goldman Sachs Asset Management, L.P.)
ファンドに関する投資顧問・運用業務を行います。
2. ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社（「副投資顧問会社」）
ファンドに関する副投資助言・代理業/投資運用業務を行います。
3. ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（「保管受託銀行」、「登録・名義書換・支払・管理事務代行会社」、「発行会社代理人」および「評価代理人」）
(Nomura Bank (Luxembourg) S.A.)
管理会社との契約に基づき、ファンド資産の保管業務ならびに登録・名義書換・支払・管理事務代行、発行会社代理人および評価代理人業務を行います。
4. 野村證券株式会社（日本における「代行協会員」および「販売会社」）
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行います。

3【資本関係】

管理会社の株式の100%を、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.が保有しています。

第3【投資信託制度の概要】

(2019年5月1日付)

. 定義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する随時改正される2016年7月23日法
A I F	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
A I F M	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
A I F M D	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU
A I F M R	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No.231/2013
B M Rまたは ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011
C E S R	欧州証券市場監督局によって代替された欧州証券規制委員会(ESMA)
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
C S S F	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
E C	欧州共同体
E E C	欧州経済共同体
E S M A	欧州証券市場監督局
E U	欧州連合(E E Cの継承機関であるE Cを吸収)
F C P	契約型投資信託
K I Dまたは P R I I P s K I D	規則1286/2014において言及される主要情報文書
K I I Dまたは U C I T S K I I D	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の1版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアションという要求される会社の公告および通知が行われる官報の1版で、2016年6月1日からR E S Aに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131
非個人向け パート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパート ファンド

パート ファンド	(特にUCITS 指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パート に基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パート ファンド	2010年法パート に基づく投資信託
PRIP	PRIPs 規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIPs 規則または規則1286 / 2014	パッケージ型個人向け投資金融商品 (PRIPs) の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 1286 / 2014
RAIF	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向けパート ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券 / 投資証券を販売することが認められているパート ファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則 (EU) No.648 / 2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則 (EU) 2015 / 2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
UCI	投資信託
UCITS	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
UCITS 指令または指令2009 / 65 / EC	譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (UCITS) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / EC
UCITS 指令または指令2014 / 91 / EU	預託業務、報酬方針および制裁に関して譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託 (UCITS) に関する法律、規則および行政規定の調整に関する指令2009 / 65 / ECを改正する2014年7月23日付欧州議会および欧州理事会指令2014 / 91 / EU
UCITS 法	2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へUCITS 指令を法制化する2016年5月10日法
UCITS 規則またはEU規則2016 / 438	預託機関の義務に関して欧州議会および欧州理事会指令2009 / 65 / ECを補足する随時改正される2015年12月17日付委員会委任規則 (EU) 2016 / 438
UCITS 所在加盟国	UCITS 指令第5条に基づき契約型投資信託または投資法人が認可を受けた加盟国
UCITS 受入加盟国	契約型投資信託または投資法人の受益証券が販売される、UCITS 所在加盟国以外の加盟国
UCITS 管理会社または第15章管理会社	2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社

重要情報

本概要は、S I C A VまたはF C Pの最も一般的な形態を採用するU C I T Sおよびパート ファンドに着目している。他の法律に関する言及は、適切と判断される場合に行われる。

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

・投資信託に関する法令の歴史の概要

1988年までは、ルクセンブルグのすべての形態の投資信託は、投資信託に関する1983年8月25日法、1915年法ならびに共有に関する民法および一般の契約法の規定に従っていた。1983年8月25日法は、指令85/611/EEC(以下「U C I T S 指令」という。)の規定をルクセンブルグ法に導入する法律である投資信託に関する1988年3月30日法によって代替された。

2002年法は、U C I T S 指令を改正する指令2001/107/ECおよび指令2001/108/EC(以下「U C I T S 指令」という。)をルクセンブルグ法に導入し、1988年3月30日法を代替した。

2010年法は、U C I T S 指令をルクセンブルグ法に導入し、2002年法を代替した。

専門投資信託に関する2007年法は、機関投資信託に関する1991年法を代替した。専門投資信託(以下「S I F」という。)は、当該ピークルへの投資に付随するリスクを正確に評価できる情報を十分に提供された投資家に対して提供される。S I Fは、リスク分散の原則に従う投資信託であり、したがってU C Iの一種として区分されている。S I Fは、利用可能な会社形態および投資規則の点でより高い柔軟性を提供するのみならず、C S S Fによる監督規制をより緩やかにしている。適格投資家は、機関投資家およびプロの投資家のみならず、2007年法第2条に記載される条件を満たした、情報に精通した個人投資家も含まれる。

2013年7月15日に、A I F M Dをルクセンブルグ法に法制化する2013年法が公布され、同日発効した。

A I F M Dは、主にEU(および一定の条件の下では外国)におけるオルタナティブ資産運用会社に適用される指令ではあるが、運用会社のみならず、運用会社が運用する投資ピークル(すなわちA I F)にも影響を及ぼす多くの規定により構成されている。

その結果、2013年法は、別の新しい法律としてA I F M Dをルクセンブルグ法に法制化しただけでなく、同時に、2010年法、2007年法、1915年法、1993年法および2004年法等の現行のルクセンブルグ法を改正した。S I C A Rについては、本概要において簡潔に記載するにとどめる。

2013年法によって導入された現行の投資信託に関する法律の変更は、()完全に適用対象となる投資ピークル(すなわち、A I F M Dの「商品」に関する要件が適用される投資ピークル)と、()A I F(いかなる場合もA I Fとしての適格性を有しているすべてのパート ファンド)ではないか、または、A I Fではあるが運用会社による運用資産が2013年法第3条およびA I F M Dにより規定された最低限度額を下回る投資ピークルとを区別することを主に目的としている。

2010年法第16章の改正を通じて、2013年法により、非U C I T Sの管理会社および非A I F Mの管理会社に関する新しい制度が導入された。

A I F M Dについては2013年法は、A I F(当該A I Fがルクセンブルグで設立されたか、他の加盟国で設立されたかまたは第三国で設立されたか、規制を受けるか否か、2013年法において規定される適用除外および免除の対象であるか否かにかかわらず。)を運用するルクセンブルグで設立されたA I F Mに適用されることに留意することが重要である。また、EU加盟国以外の国で設立されたA I F Mが、ルクセンブルグ内で設立されたA I Fを運用するか、または、ルクセンブルグにおいて投資家に対してA I F(その投資信託の所在地を問わない。)の販売を行う場合、2013年法は、かかるA I F Mに適用される。

2016年5月12日に、2010年法および2013年法を改正するルクセンブルグ法へU C I T S 指令を法制化する2016年5月10日ルクセンブルグ法が公布され、2016年6月1日に発効した。

2018年3月の2010年法および2013年法の改正により、認可されたA I F Mによって運用され、その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資家へその投資証券を販売することが認められていないパート ファンドに関して、U C I T S 保管受託制度ではなく、A I F M D 保管受託制度が適用される旨規定される。

2010年法はまた、パート ファンドが()登録A I F MまたはEU域外のA I F Mにより運用され、かつ()その募集文書において、ルクセンブルグ領域内でその投資証券を個人投資家へ販売することが禁じられている場合において、そのパート ファンドは、非A I F 投資構造に対して適用されるより緩やかな保管受託制度(すなわち非U C I T Sおよび非A I F M D 保管受託制度)の対象となる旨を規定している。

2016年10月11日に、2010年法パート に服するU C I T Sの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのU C I T S(場合に応じて)に適用される規定に関するC S S F 告示16/644が発行された。

C S S F 告示16/644は、2018年8月23日に発行された、2010年法パート に服さないファンドの預託機関およびその支店(該当する場合)に適用される組織的な取決めに関するC S S F 告示18/697により改正された。

さらに、MMF規則は2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになった。

ルクセンブルグ投資信託の法制度および法的形態の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパート のUCITSおよびパート のUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パート UCITS(以下「パート 」という。)

パート その他のUCI(以下「パート 」という。)

パート 外国のUCI

パート 管理会社

パート UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2007年法

2007年法はSIFのみを取り扱い、2つのパートに分けられる。

パート 専門投資信託に適用される一般規定

パート オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法第2章またはAIFMD第2章に基づき認可されるAIFMにより運用される専門投資信託に適用される固有規定

1.3 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パート およびパート に従う投資信託および2007年法に従うSIFの主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)

2) 投資法人(investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型投資信託および会社型投資信託は、2010年法(パート ファンドおよびパート ファンド)、2004年法(SIF)、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1. 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法およびUCITSおよびパート ファンドについては2010年法またはSIFについては2007年法のいずれかに従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格(約款にその詳細が規定されることが求められる。)に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、端数の受益証券の受益証券登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パート ファンドの受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買戻しが停止される。この買戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パート ファンドについて、C S S F 規則は、2010年法第91条に従い、F C Pの受益証券の発行価格および買戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付I M L 告示91 / 75(改訂済)は、パート ファンドがその受益証券の発行価格および買戻価格を十分に短い固定された間隔で(原則として月に一度以上)決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

S I Fに関連して、受益証券の発行ならびに、適用ある場合は、受益証券の買戻しに適用される条件および手続は約款に規定され、より詳細な規定は課されない。従ってS I Fは、買付けおよび買戻しの両方についてオープン・エンド型またはクローズド・エンド型ファンドとして機能することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

F C Pの分配方針は約款の定めに従う。

パート ファンドに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパート ファンドに関する2010年法第91条は、C S S F 規則によって特定の追加要件を設定しう旨規定している。

(注) 2016年10月現在において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- F C Pの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、U C I T Sまたはパート ファンドとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから6か月以内およびS I Fとして資格を有するF C Pとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、C S S F 規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、F C Pの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買戻価格は、パート ファンドの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパート ファンドについては少なくとも1か月に1度(例外がある)は計算されなければならない。S I Fは約款に従い発行価格および買戻価格を決定し、ファンドの純資産価額に基づかない場合がある。S I Fの純資産価額は少なくとも1年に1度は決定されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - (a) F C Pの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - (b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - (c) 分配方針
 - (d) 管理会社がF C Pから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - (e) 公告に関する規定
 - (f) F C Pの会計の決算日
 - (g) 法令に基づく場合以外のF C Pの解散事由
 - (h) 約款変更手続
 - (i) 受益証券発行手続
 - (j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、C S S Fはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3. 2010年法に基づくF C Pの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているF C Pそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、C S S Fにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、F C Pの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するF C Pに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。

「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたF C Pのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. パート F C Pおよび個人向けパート F C Pについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- F C Pの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。

- F C Pの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- F C Pの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- F C Pの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、F C Pのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にF C Pの受益証券の申込みにおいてF C Pの受益者によりまたはF C Pの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、F C Pのすべての現金がa) F C P名義、F C Pを代理する管理会社名義またはF C Pを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c) 指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

F C Pを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

1 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

C. F C Pの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、F C Pを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってF C Pに属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 -) F C Pを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてF C Pの所有権を確かめることによってかかる資産のF C Pによる所有を確認し、
 -) F C Pが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、F C Pのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。

保管受託銀行が保管するF C Pの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるF C Pの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) F C Pの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がF C Pを代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) F C Pの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
- d) 権原譲渡契約に基づいてF C Pが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはF C Pの資産の保管を委託されたルクセンブルクの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
- b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
- c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたF C Pの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 -) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 -) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

- F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは2010年法または2007年法に従うか否かにかかわらず、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

(さらなる詳細については、以下 3.3を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

() 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内でかつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

パート ファンドについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パート ファンドおよびSIFについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

() 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2. 会社型投資信託

ルクセンブルグの投資信託は、2010年法および2007年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1. 変動資本を有する投資法人(SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。

2010年法に従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

3.2.1.2 2007年法に基づくSICAV

公開有限責任会社(société anonyme)の形態に加えて、2007年法はSICAVが株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、普通リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態の採用を許可している。2007年法に基づくSICAVの唯一の目的は、投資リスク分散を目的としてファンドを資産に投資し、投資家(十分に情報を提供された投資家でなければならない)に資産運用の結果の恩恵を提供することである。規約は、資本金が常に会社の純資産の金額と同額である旨規定している。

2007年法が適用除外を認める場合を除き、投資法人は、1915年法の条項に服する。しかし、2007年法は、SIFについて柔軟な会社組織を提供するためかかる一連の側面に関する規則とは一線を画している。

3.2.1.3 2010年法および2007年法に従うSICAVの要件

SICAVに適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パート の対象となっているSICAVの最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAVを含め、2010年法パート に従うすべてのSICAVの資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。
- パート SICAVは、株式資本を維持しなければならず、当該株式資本は、125万ユーロを下回ってはならない。当該最低資本金は、SICAVの認可後6か月以内に達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本は、250万ユーロに引き上げることができる。

- S I C A Vについては、株式プレミアムまたは組合持分を構成する金額を加えたS I C A Vの払込済資本は、125万ユーロを下回ってはならない。かかる最低資本金は、S I C A Vの認可後12か月以内に達しなければならない。大公国規則によりかかる最低資本金は、250万ユーロまで引き上げることができる。
(注)現在にかかる規則は存在しない。
- 取締役の任命および取締役の変更はC S S Fに届け出ることを要し、C S S Fの異議のないことを条件とする。
- 規約中にこれに反する規定がない場合、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。
- 規約に定める範囲で、S I C A Vは、投資主の求めに応じて投資証券を買い戻す。
- U C I T Sおよびパート ファンドに関して、通常の期間内にS I C A Vの資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、S I C A Vの投資証券を発行しない。
- U C I T Sおよびパート ファンドの規約は、発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、S I C A Vの資産評価の原則および方法を特定する。
- 規約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。
- 規約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(パート ファンドについては最低1か月に2回、またはC S S Fが許可する場合は1か月に1回とし、パート ファンドについては最低1か月に1回とし、S I Fについては最低1年に1回とする。)
- 規約は、S I C A Vが負担する費用の性質を規定する。
- S I C A Vの投資証券は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくS I C A Vの保管受託銀行

A . S I C A Vは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。保管受託銀行は、保管受託契約に従い、S I C A Vの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない、また、1993年法に定められた金融機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するS I C A Vに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はC S S Fに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の関連法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたS I C A Vのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B . パート S I C A Vおよび個人向けパート S I C A Vについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- S I C A Vの投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびS I C A Vの規約に従って執行されるようにすること。
- S I C A Vの投資証券の価格が法律およびS I C A Vの規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはS I C A Vの規約に抵触しない限り、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を執行すること。
- S I C A Vの資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- S I C A Vの収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、S I C A Vのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にS I C A Vの投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、S I C A Vのすべての現金がa) S I C A V名義またはS I C A Vを代理する保管受託銀行名義で開設され、b) 指令2006 / 73 / E C 第18条第1項a)、b) またはc) に言及された組織において開設され、c) 指令2006 / 73 / E C 第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

S I C A Vを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b) に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C . S I C A Vの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 -) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、

) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、S I C A Vを代理する管理会社名義で開設された指令2006 / 73 / E C第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってS I C A Vに属するものであることが明確に確認できるようにする。

b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、

) S I C A Vから提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてS I C A Vの所有権を確かめることによってかかる資産のS I C A Vによる所有を確認し、

) S I C A Vが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D . 保管受託銀行は、定期的に、S I C A Vのすべての資産をまとめた一覧をS I C A Vに提出する。

保管受託銀行が保管するS I C A Vの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるS I C A Vの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

a) S I C A Vの勘定のために資産の再利用が行われる場合、

b) 保管受託銀行がS I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社の指示を実行する場合、

c) S I C A Vの利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

d) 権原譲渡契約に基づいてS I C A Vが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。

保管受託銀行および/またはS I C A Vの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

E . 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。

保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。

a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、

b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、

c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

a) 委託されたS I C A Vの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。

b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。

) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制

) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査

c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。

d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるS I C A Vの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。

e) 前記A、C、前記Dの第2段落ないし第4段落および後記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)の)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)の)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

a) 関連するS I C A Vに投資する投資主が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、

b) S I C A Vが、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、後記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F . 保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、S I C A Vに返還しなければならない。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避

の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりS I C A Vおよび投資主が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

以上の保管受託銀行の責任は、前記Eに言及された委任に影響されることはない。

前記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

投資主は、救済が重複したり投資主間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的にS I C A Vを通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、S I C A Vと保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、S I C A V、S I C A Vを代理する管理会社および保管受託銀行は、S I C A Vおよび投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、S I C A VまたはS I C A Vを代理する管理会社に関して、S I C A V、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびS I C A Vの投資主に開示される場合を除く。

H. 以下の場合、S I C A Vに関して保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはS I C A Vに解任される場合(2か月以内に行われる保管受託銀行の交代までの間、保管受託銀行は、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じなければならない。)
- b) S I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手段の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりS I C A V、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(U C I T S)または第16章(パート ファンドおよびS I F)に従い管理会社によって運営される。

S I C A Vが管理会社を指定した場合のS I C A Vに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはS I C A Vにより解任された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 指定管理会社がS I C A Vにより退任され、S I C A Vが自己運用S I C A Vたる適格性の採用を決定した場合。
- c) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手段に服し、または清算した場合。
- d) S I C A V、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、U C I T S管理会社および第16章管理会社は、下記 3.4に詳述されるC S S F告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記 3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、S I C A Vの投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 会社型パート ファンドの追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にS I C A Vに関し定められているが、パート ファンドである他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) S I C A Vが、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともS I C A Vの組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- S I C A Vの業務執行役員は、十分に良好な評価を得ており、当該S I C A Vが遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がC S S Fに直ちに報告されなければならない。S I C A Vの事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「業務執行役員」とは、法律もしくは設立文書に基づきS I C A Vを代表するか、またはS I C A Vの方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、S I C A Vと他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、C S S Fは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

C S S Fは、また、S I C A Vが親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

S I C A Vは、C S S Fに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

S I C A Vは、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、S I C A Vの経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

C S S Fは、S I C A Vが以下のいずれかに該当する場合に限り、当該S I C A Vに付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

(2) 以下の .3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vに適用される。ただし、「管理会社」は「S I C A V」と解釈される。

S I C A Vは、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

(3) 指令2009 / 65 / E Cに従い認可された管理会社を指定していないS I C A Vは、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、C S S Fは、S I C A Vの性格にも配慮し、当該S I C A Vが健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該S I C A Vに係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するS I C A Vの資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4 . ルクセンブルグの投資信託に関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法および2007年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法および2007年法は、特に、複数のコンパートメントを有するU C I (いわゆる「アンブレラ・ファンド」) を設立することができる旨を規定している。

さらに、U C I内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたU C Iのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類または配分方針について異なる特徴を持つことがある。C S S Fは、2010年法および2007年法に従う投資信託(以下「U C I」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12 / 540を発行した。当該告示に従い、C S S Fによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、S I C A Vはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたS I C A Vの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、S I C A Vの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買い戻される。この価格は、費用および手数料を加えることによって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合は減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はC S S F規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.1.3 2007年法に基づく受益証券の発行および買戻し

S I Fは、形態の如何を問わず、一部払込済み投資証券 / 受益証券を発行することができる。投資証券は、発行時に1口当たり最低5 %までの払込みを要する。

上記のように、固定資本または変動資本を有するSIFを設立することができる。さらに、SIFは、その変動性とは別に、またはその資本に関係なく(買戻しおよび/または申込みについて)オープン・エンド型またはクローズド・エンド型とすることができる。

証券の発行および買戻しに係る条件および手続は、2010年法に従うUCIに適用される規則に比べ緩和されている。この点について、2007年法の規定により、証券の発行および証券の買戻しまたは償還(該当する場合)に適用される条件および手続は、さらに厳格な規則を課さずに設立文書において決定される。そのため、例えば、2010年法に従うSICAVまたはFCPの場合のように、発行価格、償還価格または買戻価格が純資産価格に基づくことを要求されない。したがって、2007年法の下で、SIFは、(例えば、SIFが発行したワラントの行使時に)所定の確定した価格で投資証券を発行することができ、または(例えば、クローズド・エンド型SIFの場合にディスカウント額を減じるため)純資産価格を下回る価格で投資証券を買い戻すことができる。同様に、発行価格は、額面金額の一部および発行プレミアムの一部から構成することができる。

SIFは、一部払込済投資証券を発行することができ、そのため、異なるトランシェの取得は、約定した申込みにより当初申込時に確認された新規投資証券の継続取得によってのみならず、一部払込済投資証券(当初発行された投資証券の発行価格の残額が分割して払い込まれるもの。)によって行うこともできる。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法または2007年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- () 設立企画人の身元
- () 法人の形態および名称
- () 登録事務所
- () 法人の目的
- () 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- () 発行時に払込済の額
- () 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類に記載
- () 投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- () 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
 - (注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- () 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (x) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記載
- (x) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記載
- (x) 法人の存続期間
- (x) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- () 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- () 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パート に基づきUCITSとしての適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)。

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買い戻しに相当するとみなされる。)。

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

以下に定められた投資制限は、別途指示されない限り、FCPおよび会社型投資信託と同程度まで適用される。

パート ファンドに適用される投資規則および制限は、2010年法第41条ないし第52条に規定されている。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第41条ないし第52条の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

主な規則および制限は以下のとおりである。

- (1) UCITSは、証券取引所に上場されておらず、定期的取引が行われている公認かつ公開の他の規制された市場で取引されていない譲渡性のある証券および短期金融商品に、その純資産の10%を超えて投資することができない。かかる証券取引所または他の規制された市場がEU加盟国以外の国に存在する場合は、それらの選択は、かかるUCITSの約款または設立文書に規定されていなければならない。
- (2) UCITSは、指令2009/65/ECに従い認可されたUCITSまたは同指令第1条第2項第1号および第2号、a)およびb)に規定する範囲のその他のUCIの受益証券に(設立国が加盟国であるか否かにかかわらず)投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - 当該その他のUCIは、CSSFがEU法に規定する監督と同程度の監督に服すると判断する法令により認可されたものまたは監督当局の協力が十分に確保されている国で認可されたものであること。
 - 当該その他のUCIの受益者に対する保護水準はUCITSの受益者に提供されるものと同等であること、特に、資産の分別管理、借入れ、貸付けおよび譲渡性のある証券および短期金融商品の空売りに関する規則が指令2009/65/ECの要件と同等であること。
 - 当該UCIの業務が、報告期間における資産、債務、収益および運用の評価が可能となる形で、半期報告書および年次報告書により報告されていること。
 - (合計で)取得が予定されているUCITSまたはその他のUCIの資産の10%超が、その約款または設立文書に従い、その他のUCITSまたはUCIの受益証券に投資されないこと。
- (3) UCITSは、信用機関の要求払いの預金または12か月以内に満期となり引き出すことができる預金に投資することができる。ただし、信用機関が加盟国に登録事務所を有するか、第三国に登録事務所がある場合はEU法の規定と同等とCSSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。
- (4) UCITSは、上記(1)に記載する規制された市場で取引される金融デリバティブ商品(現金決済商品と同等のものを含む。)または店頭市場で取引される金融デリバティブ商品(以下「OTCデリバティブ」という。)に投資することができる。ただし、以下の要件を充足しなければならない。
 - UCITSが投資することができる商品の原資産となるものは、(1)から(5)に記載される商品、金融指数、金利、外国為替または通貨であり、UCITSの約款または設立文書に記載される投資目的に従い投資されなければならない。
 - OTCデリバティブ取引の相手方は、慎重な監督に服し、CSSFが承認するカテゴリーに属する機関でなければならない。
 - OTCデリバティブは、信頼でき、かつ認証されうる日次ベースでの価格に従うものとし、随時、UCITSの主導により、公正な価格で売却、償還または相殺取引により手仕舞いが可能なものでなければならない。

CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (5) UCITSは、短期金融商品の発行または発行者が投資家および預金の保護を目的として規制されている場合、規制された市場で取引されていないもので、2010年法第1条に該当しない短期金融商品に投資することができる。ただし、当該短期金融商品は以下のものでなければならない。
 - 中央政府、地方自治体、加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非加盟国、または連邦国家の場合、連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数の加盟国が所属する公的国際機関により発行されまたは保証される短期金融商品

- 上記(1)に記載される規制された市場で取引される証券の発行者が発行する短期金融商品
 - E U法が規定する基準に従い慎重な監督に服している発行体または少なくともE U法が規定するのと同じ程度厳格であるとC S S Fが判断する慎重なルールに服し、これを遵守する発行体により発行または保証される短期金融商品
 - C S S Fが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される短期金融商品。ただし、当該短期金融商品への投資は、上記3つに規定するものと同程度の投資家保護に服するものでなければならない。また、発行体は、少なくとも10,000,000ユーロの資本および準備金を有し、第4次指令78/660/E E Cに従い年次財務書類を公表する会社、一もしくは複数の上場会社を有するグループ企業に属し、同グループのファイナンスに専従する企業、または銀行の与信ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従している会社でなければならない。
- (6) U C I T Sは、貴金属や貴金属を表象する証券を取得することができない。
- (7) 投資法人として組成されているU C I T Sは、その事業の直接的目的遂行に欠かせない動産または不動産資産を取得することができる。
- (8) U C I T Sは、流動資産を保有することもできる。
- (9) (a) ルクセンブルグに登録事務所を有する投資法人または管理会社(各運用U C I T Sに関するもの)は、常時、ポジション・リスクおよびそれらのポートフォリオのリスク・プロフィール全体への寄与度を監視・測定することを可能とするリスク管理プロセスを利用しなければならない。U C I T Sはまた、O T Cデリバティブの価値を正確かつ独立して評価するプロセスを利用しなければならない。U C I T Sは、C S S Fが規定する詳細なルールに従い、デリバティブ商品のタイプに関して、潜在的リスク、量的制限、デリバティブ商品の取引に関連するリスクを測定するために選択された方法につき、C S S Fに定期的に報告しなければならない。
- (b) U C I T Sは、譲渡性のある証券および短期金融商品に関する技法と手段をC S S Fが定める条件と制限内で用いることもできる。ただし、この技法と手段はポートフォリオの効率的運用の目的で用いられるものとする。いかなる場合も、これらの運用によりU C I T Sはその設立文書に記載された投資目的から逸脱しないものとする。
- (c) U C I T Sは、デリバティブ商品に関するグローバル・エクスポージャーが、ポートフォリオの純資産総額を超過しないようにしなければならない。
- 当該エクスポージャーは、対象資産の時価、カウンターパーティー・リスク、将来の市場動向およびポジションの清算可能時期等を勘案して計算する。
- U C I T Sは、その投資方針の一部として、以下の(10)(e)に規定する制限の範囲内で金融デリバティブ商品に投資することができる。ただし、対象資産に対するそのエクスポージャーは、総額で以下の(10)に規定する投資上限額を超過してはならない。U C I T Sが指数を基礎とする金融デリバティブ商品に投資する場合、当該商品は(10)に規定する上限額の目的において合計する必要はない。
- 譲渡性のある証券または短期金融商品がデリバティブ商品を内包する場合は、本項の要件への適合については、デリバティブ商品も勘案しなければならない。
- (10) (a) U C I T Sは、同一の発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品にその資産の10%を超えて投資することができない。
- U C I T Sは、同一の機関にその資産の20%を超えて預金することができない。U C I T Sの取引の相手方に対するO T Cデリバティブ取引におけるリスクのエクスポージャーは、取引の相手方が上記(3)に記載する信用機関の場合はその資産の10%、その他の場合は5%を超えてはならない。
- (b) U C I T Sがその資産の5%を超えて投資する各発行体について、U C I T Sが保有する譲渡性のある証券および短期金融商品の合計価額は、その資産の40%を超過してはならない。この制限は、慎重な監督に服する金融機関への預金および当該機関とのO T Cデリバティブ取引には適用されない。
- 上記(a)に記載される個別の制限にかかわらず、U C I T Sは、その資産の20%を超える部分が一つの機関に投資されることになる場合は、以下のものを合計してはならない。
- 当該機関により発行された譲渡性のある証券もしくは短期金融商品
 - 当該機関への預金、または
 - 当該機関について行われたO T Cデリバティブ取引から生じるエクスポージャー
- (c) 上記(a)の第1文に記載される制限は、加盟国、その地方自治体、非加盟国、一または複数の加盟国が参加している公的国際機関が発行または保証する譲渡性のある証券または短期金融商品の場合は、35%を上限とすることができる。
- (d) 上記(a)の第1文に記載される制限は、その登録事務所が加盟国内にある信用機関により発行され、法律により、その債券保有者を保護するための特別な公的監督に服する一定の債券については、25%を上限とすることができる。特に、当該債券発行により生ずる金額は、法律に従い、当該債券の全有効期間中、債券に付随する請求をカバーできる資産であって、かつ、当該発行体の破産の場合、優先的にその元本の返済および経過利息の支払いに充てられる資産に投資されなければならない。

UCITSがその資産の5%超を第1項に記載する一つの発行体が発行する債券に投資する場合、かかる投資の合計額は当該UCITSの資産価額の80%を超過してはならない。

(e) 上記(c)および(d)に記載される譲渡性のある証券および短期金融商品は、(b)に記載される40%の制限を適用する目的において考慮されなければならない。

(a)、(b)、(c)および(d)に記載される制限は、合計することができない。したがって、同一発行体が発行する譲渡性のある証券または短期金融商品への投資、または上記(a)、(b)、(c)および(d)に従って行われる当該機関への預金もしくはデリバティブ商品への投資は、合計で当該UCITSの資産の35%を超えてはならない。

指令83/349/EECまたは公認の国際的な会計基準に従い、連結会計の目的上同一グループに属する会社は、本項の制限の計算においては同一発行体とみなされるものとする。

UCITSは、同一グループの譲渡性のある証券および短期金融商品に累積的に、その資産の20%の制限まで投資することができる。

(11) 以下の(15)に記載される制限に反することなく、(10)に記載する制限は、UCITSの約款または設立文書に従って、その投資方針の目的がCSFの承認する株価指数または債券指数の構成と同一構成を目指すものである場合、同一発行体が発行する株式および/または債務証券への投資については、20%まで引き上げることができる。ただし、次の条件をみたく場合に限る。

- 指数の構成銘柄が十分分散されていること
- 指数が関連する市場の適切なベンチマークを表示するものであること
- 指数が適切な方法で公表されていること

この制限は、特に、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品の比率が高い規制された市場での例外的な市況により正当化される場合は、35%に引き上げられる。この制限までの投資は、同一発行体にのみ許される。

(12) (a) (10)にかかわらず、CSFは、UCITSに対し、リスク分散の原則に従い、その資産の100%まで、加盟国、その一もしくは複数の地方自治体、非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国が属している公的国際機関が発行または保証する、異なる種類の譲渡性のある証券および短期金融商品に投資することを許可することができる。

CSFは、(10)および(11)に記載する制限に適合するUCITSの受益者への保護と同等の保護を当該UCITSの受益者が有すると判断する場合にのみ、当該許可を付与する。

これらのUCITSは、少なくとも6つの異なる銘柄の有価証券を保有しなければならないが、単一の銘柄がその全資産の30%を超えてはならない。

(b) (a)に記載するUCITSは、その約款または設立文書において、その資産の35%超を投資する予定の証券の発行者または保証人となる、国、地方自治体または公的国際機関について明記しなければならない。

(c) さらに、(a)に記載するUCITSは、その目論見書または販売文書の中に、かかる許可に関する注意喚起文言を記載し、その資産の35%超を投資する予定または現に投資している証券の発行者または保証者となる、国、地方自治体または公的国際機関を表示しなければならない。

(13) (a) UCITSは、(2)に記載するUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得することができるが、一つのUCITSまたはその他のUCIの受益証券にその資産の20%を超えて投資することはできない。

この投資制限の適用上、複数のコンパートメントを有するUCIの各コンパートメントは、個別の発行体とみなされる。ただし、コンパートメント間の第三者に対する債務の分離原則が確保されていなければならない。

(b) UCITS以外のUCIの受益証券への投資は、合計して、一つのUCITSの資産の30%を超えてはならない。

UCITSがUCITSおよび/またはその他のUCIの受益証券を取得した場合、UCITSまたはその他のUCIのそれぞれの資産は(10)記載の制限において合計する必要はない。

(c) 直接または代理人により、同一の管理会社、または共通の管理もしくは支配によりまたは直接もしくは間接の実質的保有により管理会社と結合されているその他の会社により運用されている他のUCITSおよび/または他のUCIの受益証券に、UCITSが投資する場合、当該管理会社またはその他の会社は、かかる投資先UCITSおよび/またはUCIの受益証券への投資を理由として、買付手数料または買戻手数料を課してはならない。

他のUCITSおよび/または他のUCIにその資産の相当部分を投資するUCITSは、目論見書において、当該UCITSならびに投資を予定している投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限を開示しなければならない。さらに、年次報告書において、当該UCITSならびに投資先UCITSおよび/またはUCIの両方に課される管理報酬の上限割合を記載しなければならない。

(14) (a) 目論見書は、UCITSが投資できる資産のカテゴリーを記載し、金融デリバティブ商品の取引ができるか否かについて言及しなければならない。この場合、かかる運用は、ヘッジ目的でなされるのか、投資目的達成のためになされるのか、またリスク面において、金融デリバティブ商品の使用により起こりうる結果について、明確に記載しなければならない。

- (b) UCITSが、主として、譲渡性のある証券および短期金融商品以外の前記(1)ないし(8)に記載されるカテゴリーの資産に投資し、または(11)に従って、株価指数または債券指数に追随する投資を行う場合、目論見書および必要な場合は販売文書に、その投資方針に注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (c) UCITSの純資産価格が、その資産構成または使用される資産運用技法のため、大きく変動する見込みがある場合、目論見書および必要な場合は販売文書において、当該UCITSの特徴につき注意を喚起する明確な説明を記載しなければならない。
- (d) 投資家の要請があった場合、管理会社は、UCITSのリスク管理に適用される量的制限、このために選択された方法、および当該カテゴリーの商品の主なリスクおよび利回りについての直近の変化に関し、追加情報を提供しなければならない。
- (15) (a) 投資法人または運用するすべての契約型投資信託に関し行為する管理会社で、2010年法パート または指令2009/65/ECに該当するものは、発行体の経営に重大な影響を行使しうような議決権付株式を取得してはならない。
- (b) さらに、UCITSは、以下を超えるものを取得してはならない。
- () 同一発行体の議決権のない株式の10%
 - () 同一発行体の債務証券の10%
 - () (2010年法第2条第2項の意味における) 同一UCITSまたはその他のUCIの受益証券の25%
 - () 一発行体の短期金融商品の10%
- 上記()ないし()の制限は、取得時において、債券もしくは短期金融商品の合計額または発行済当該商品の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。
- (c) 上記(a)および(b)は以下については適用されない。
- 1) 加盟国またはその地方自治体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 2) 非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 3) 一または複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融商品
 - 4) EU非加盟国で設立された会社の資本における株式で、UCITSがその資産を主として当該国に登録事務所を有する発行体の証券に投資するため保有するもの。ただし、当該国の法令により、かかる保有がUCITSによる当該国の発行体の証券に対する唯一の投資方法である場合に限る。ただし、この例外は、その投資方針において、EU非加盟国の会社が、上記(10)、(13)ならびに(15)(a)および(b)に記載する制限に適合する場合にのみ適用される。(10)および(13)の制限を超過した場合は、(16)が準用される。
 - 5) 子会社の資本における株式で一または複数の投資法人が保有するもの。ただし、当該子会社は、かかる投資法人のためにのみ、子会社が設立された国における運用、助言、もしくは販売等の業務、または受益者の要請に応じた買戻しに関する業務のみを行うものでなければならない。
- (16) (a) UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融商品に付随する引受権の行使にあたり、本書 2. の制限に適合する必要はない。
- リスク分散の原則の遵守の確保に当たっては、新しく認可されたUCITSには、認可を受けた日から6か月間は(10)、(11)、(12)および(13)は適用されない。
- (b) 上記(a)の制限がUCITSの制御の及ばない理由または引受権の行使により超過した場合、UCITSは、受益者の利益を十分考慮して、売却取引において、かかる状況の是正を優先的に行わなければならない。
- (17) (a) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、借入れをしてはならない。ただし、UCITSは、バック・ツー・バック・ローンにより、外国通貨を取得することができる。
- (b) (a)にかかわらず、
- 1) UCITSは、借入れが一時的であり、かつ投資法人の場合はその資産の10%まで、またはFCPの場合はそのファンド価額の10%まで借入れをすることができる。
 - 2) 投資法人の場合、借入れがその事業に直接的に重要である不動産の取得を可能にするためのものである場合、その資産の10%まで借入れをすることができる。
- UCITSが、1)および2)に基づき借入れを承認される場合、当該借入れは、合計でそのUCITSの資産の15%を超過してはならない。
- (18) (a) 上記(1)ないし(9)の適用を害することなく、投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、貸付けを行うか、または第三者の保証人となってはならない。
- (b) (a)は、当該投資法人、管理会社または保管受託銀行が、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品であって一部払込未了のものを取得することを妨げるものではない。
- (19) 投資法人またはFCPのために行為する管理会社もしくは保管受託銀行は、(2)、(4)および(5)に記載される譲渡性のある証券、短期金融商品またはその他の金融商品について、空売りを行ってはならない。

(20) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。

2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。

告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。

2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。

告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。

CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。

2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。

MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、() 公的債務固定純資産価額のファンド、() 低ボラティリティ純資産価額のファンド、および() 変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAVおよび標準VNAVの形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。

指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。

A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。

B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。

- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
- 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
- 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社/第15章の管理会社

パート ファンドを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社が業務を行うための条件

(1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づき管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効である。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定は第15章の管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

(2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表 に列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

(3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。

(a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)

(b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務

(4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。

(5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。

(6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表 に記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集合的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

(7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。

() 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

() 管理会社が指定管理会社とされた投資法人

() 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)

- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、指令2006/49/EC第21条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

(b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。

(c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。

(d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。

(e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。

(f) 取締役は、当該ファンドの種類に関して、2010年法第129条第5項の規定する意味において、十分な評価を得ており、かつ、十分な経験を有する者でなければならない。

(9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。

(10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

(11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S Fが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S Fに通知を行う義務を負うこととなる。

(12) C S S Fは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。

(a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。

(b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。

(c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。

(d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。

(e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。

(f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。

管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、C S S Fは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。

(13) C S S Fは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。

C S S Fは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。

(14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。

承認された法定監査人の変更は、事前にC S S Fの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

(1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、C S S Fは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。

(2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。

(a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己の資金の投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

(b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。

(3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、

- 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身が運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
- (3)の業務に関し、1993年法に基づく投資家補償制度に関する指令97/9/ECを施行する2000年7月27日法の規定に服する。

(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。

(4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。

a) 管理会社は、C S S Fに適切に報告しなければならない。C S S Fは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。

b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。

- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。
- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、C S S Fおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
- f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
- g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
- h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
- i) U C I T Sの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。

管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。

- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
 - (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するU C I T Sの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するU C I T Sが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自らが管理するU C I T Sの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のU C I T Sの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。

報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。

報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用ある範囲において遵守するものとする。
 - (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するU C I T Sのリスク・プロファイル、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するU C I T Sの、および当該U C I T Sの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。

- (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
- (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
- (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
- (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
- (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
- (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。
- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。
- 本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。
- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役員利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に適うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合は)、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。

従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステイクホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37 - 8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表に定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。

- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10 - 4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、()投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに()取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MIFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- () 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
- ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものにつ

いては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。

- () 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- () ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない、これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、パート ファンドが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、その目論見書および主要投資家情報文書ならびにそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- 主要投資家情報文書は、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

主要投資家情報文書は、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書および主要投資家情報に記載された方法により入手できる。
- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIP KIID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用される。UCIS管理会社、自己運用UCITS投資法人およびUCITSについて助言または販売を行う者に関して、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。

PRIIPs規則の目的は、() PRIIPs KIID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに() PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KIID/PRIIPs KIID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4

- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5(改正済)
- 他のEU加盟国においてその受益証券の販売を希望しているルクセンブルグ法に従うUCITSおよびルクセンブルグにおいてその受益証券の販売を希望している他のEU加盟国のUCITSが踏むべき新たな通知手続に関連する2011年4月15日付CSSF告示11/509
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パート に服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644
- SFT規則(規則(EU)No.648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No.596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

() 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

() 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

() 2010年法パート に従うUCITSは、上記()に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

() 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

() 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITSの規則により、パート ファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
- ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示

- ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
- ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
- ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示

2010年法のパート の範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。
- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙 のスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

() 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

() 財務報告および監査

1915年法第73条第2項の一部修正により、SICAVは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることでありと述べている。長文式報告書は、公衆の閲覧に供することを意図しておらず、UCIまたはUCIの管理会社の取締役会およびCSSFによる使用のためだけに発行される。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

2010年法の下、CSSFは、制裁およびその他の行政措置に関して以下の権限を有する。

(1) 下記 a) ないし g) のいずれかに該当する場合、C S S F は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート およびパート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行およびC S S Fの監督に服する、U C I業務に貢献する事業
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を行う者
 - (U C Iが任意清算される場合) 清算人
- a) 2010年法を適用する目的においてC S S Fが必要とする財務書類またはその他要求された情報の提供を拒絶した場合
- b) 不完全、不正確または虚偽であることが判明した書類またはその他の情報を提供した場合
- c) C S S Fの検査権ならびに監査権および調査権の行使が妨げられた場合
- d) 貸借対照表および財務状況の公表について規定する規則を遵守しなかった場合
- e) 下記(4) b) を理由としてC S S Fにより宣言されたC S S Fの差止命令を遵守しなかった場合
- f) 関係機関の健全かつ思慮分別のある運営をリスクにさらす可能性が高い行動を取った場合
- g) 2010年法第132条の規定を遵守しなかった場合

(2) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記 a) ないし p) のいずれかに該当する場合、C S S F は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。

- 2010年法パート に従うU C I、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 議決権割合もしくは保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%以上となるよう、または取得者の子会社となるよう、U C I T S 管理会社における適格保有持分が直接もしくは間接的に取得された場合または管理会社におけるそのような適格保有持分が増加された場合(以下「提案された取得」という。)であって、取得者が適格保有持分を取得または増加しようとしている当該管理会社につきC S S Fに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- b) 議決権割合または保有する資本の割合が20%、30%もしくは50%未満となるよう、または取得者の子会社でなくなるよう、U C I T S 管理会社の適格保有持分が直接もしくは間接的に処分され、または減少した場合であって、C S S Fに対し書面により通知せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- c) U C I T S 管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第102条第(5)項第 b) 号に違反した場合
- d) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第27条第(1)項に違反した場合
- e) 指令2014 / 65 / E Uの第11条第(1)項に記載される割合のうちいずれか一つを上回るまたは下回ることとなる、その資本の保有持分の取得または処分を認識した直後に、U C I T S 管理会社が、当該取得または処分をC S S Fに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- f) U C I T S 管理会社が、少なくとも年1回の割合で、適格保有持分を所有する株主および社員の氏名ならびに当該保有高をC S S Fに報告せず、2010年法第108条第(1)項に違反した場合
- g) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)条第 a) 項の規定に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- h) U C I T S 管理会社が、2010年法第109条第(1)条第 b) 項の規定に従って課せられる組織・設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第27条第(3)項に従って課せられる手続および取決めを遵守しなかった場合
- j) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vが、2010年法第110条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- k) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の投資会社が、2010年法第111条の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- l) 保管受託銀行が、2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項に従い、その職務を遂行しなかった場合
- m) 2010年法第27条に規定する範囲のS I C A Vまたは(自己が運用している各F C Pについて) U C I T S 管理会社が、2010年法第5章の規定に定める投資方針に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合、

- n) U C I T S 管理会社または2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V が、2010年法第42条第(1)項の規定に定めるリスク管理プロセスまたは O T C デリバティブの価値を正確にかつ独立して評価するプロセスを利用しなかった場合
- o) 2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V または(自己が運用している各 F C P について) U C I T S 管理会社が、2010年法第47条および第150条ないし第163条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を遵守しなかった場合
- p) 別の加盟国において自己が運用している U C I T S の受益証券を販売する U C I T S 管理会社、または別の加盟国において自己の受益証券を販売する2010年法第27条に規定する範囲の S I C A V が、2010年法第54条第(1)項に定める通知要件を遵守しなかった場合
- q) S F T 規則第13条および第14条の規定を遵守しなかった場合
- (3) 上記(1)に定める規定を損なうことなく、下記 a) ないし n) のいずれかに該当する場合、C S S F は、下記(4)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
- 2010年法パート に従う U C I、その管理会社、保管受託銀行
 - 前項に記載の団体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該団体の業務を効率的に行う者
- a) 2010年法第16章に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を得て、2010年法第125 - 1 条第(5)項第 b) 号に違反した場合
- b) 2010年法第16章に従う管理会社が、2010年法第125 - 1 条の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- c) 2010年法第12章に従う S I C A V が、2010年法第95条第(2)項および第(3)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- d) F C P の法的形態を有さない U C I T S または2010年法第13章に従う S I C A V が、2010年法第99条第(6b)項および第(6c)項の規定に従い、第三者に対する自己の業務の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- e) U C I またはその管理会社がそれぞれ、2010年法第150条ないし第158条に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- f) 保管受託銀行が2010年法第18条第(1)項ないし第(5)項または第34条第(1)項ないし第(5)項の規定に従い、自己の職務を遂行しなかった場合
- g) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により A I F の A I F M としての認可を得て、2013年法第10条第(1)項第 b) 項に違反した場合
- h) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第16条および第17条に従って課せられる設立要件を遵守しなかった場合
- i) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第13条の規定に従って課せられる、利益相反の防止に関する手続および措置を遵守しなかった場合
- j) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2010年法第11条(1)および2013年法の規定に従って課せられる行為規範を遵守しなかった場合
- k) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第14条の規定に従って課せられるリスク管理の手続および体制を遵守しなかった場合
- l) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第18条の規定に従って課せられる、第三者に対する自己の機能の委託に関する要件を遵守しなかった場合
- m) 2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、自己が運用している各 A I F につき、2013年法第20条および第21条の規定に従って課せられる、投資家に提供すべき情報に関する義務を繰り返し遵守しなかった場合
- n) 別の加盟国において自己が運用している A I F の受益証券を販売する、2010年法第125 - 2 条に従う管理会社が、2013年法第30条に定める通知要件を遵守しなかった場合
- (4) 上記(1)ないし(3)に記載される場合において、C S S F は、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
- a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (U C I または管理会社の場合) U C I または管理会社の認可の停止または取消し
 - d) 管理会社もしくは U C I の経営陣の構成員、または管理会社もしくは U C I により雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合) 永久禁止令
 - e) (法人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013 / 34 / E U に従って連結財務諸

表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)

f) (自然人の場合) 5,000,000ユーロ以下の罰金

g) 上記e) およびf) の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e) およびf) の上限金額を上回る場合であっても) 当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金

(5) 本法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。

ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。

a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。

b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)

c) (上記a) およびb) に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合) 制裁または措置を課する決定を公表しないこと。

) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。

) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

(6) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。

(7) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。

(8) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。

さらに、CSSFは、上記(1)c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。

(9) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。

a) 違反の重大性および期間

b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度

c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力

d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)

e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度

f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反

g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置

(10) CSSFは、本法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。

(11) 上記(10)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。

a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続

b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること
 - d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則
- (12) 第1項に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。
- (13) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

4.3 清算

4.3.1. 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、様々な場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

a. 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、その後2か月以内に後任が見付からない場合

b. 管理会社が破産宣告を受けた場合

c. 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

a. 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

b. 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該投資信託の解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の投資証券を保有する投資主によって決定される。

4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常の清算

清算は、通常、次の者により行われる。

a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- () 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き) 2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。
- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
- b) UCITS 指令に基づき認可を必要としない投資信託。
- () 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自身がAIFではないことを条件とする。)
- b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
- () その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
- () レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF(それぞれを「最低限度額」という。)
- AIFMは、上記b)()に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。
- 当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記 1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートファンドまたはSIFの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFMおよび保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自身がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表 に記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
-) 投資顧問業務
 -) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 -) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
 - b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
 - c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EUAIFMのEUにおけるEUAIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
 - d) 報酬方針に関する情報
 - e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報
- さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(3.4に詳述される。)は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS / 2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125 - 1条および第125 - 2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パート に従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS / 2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS 指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125 - 1条、第125 - 2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

(1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A)以下B)に記載される2010年法第125 - 2条の適用を害することなく、2010年法第125 - 1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- () A I F M Dに規定される範囲内のA I F以外の投資ピークルの運用を行うこと。
- () A I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはA I F M Dに規定される範囲内のA I Fとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88 - 2条第2項a)に従い外部A I F Mを選任しなければならない。
- () その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のA I Fの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - C S S Fに対して当該管理会社が運用するA I Fを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するA I Fの投資戦略に関する情報をC S S Fに提供すること。
 - C S S Fに対し、C S S Fが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するA I Fの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88 - 2条第2項a)に規定する範囲の外部A I F Mを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にC S S Fに対し認可の申請を行わなければならない。

A I F M Dに規定する範囲のA I F以外の投資ピークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125 - 1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125 - 1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
 - b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、U C Iが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体にのみ付与される。
- 当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、C S S Fと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。
- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、C S S Fの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記()の活動を行う2010年法第125 - 1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部A I F Mが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) C S S Fは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。

B) 2010年法第88 - 2条第2項a)に規定される範囲内の外部A I F Mを任命せずに、選任を受けた管理会社としてA I F M Dに規定する範囲の一または複数のA I Fを運用する2010年法第125 - 2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、A I FのA I F Mとしての認可をC S S Fから事前に取得しなければならない。

2010年法第125 - 2条に記載される管理会社は、2013年法別表 に記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125 - 2条に基づき運用するA I Fに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) C S S Fは以下の条件で管理会社に認可を付与する。

- a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、C S S F 規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。
- (注) 現在はかかる規則は存在しない。
- b) 上記 a) に記載される資本金は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。
- c) 2010年法第129条第5項に該当する、管理会社の取締役は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。
- d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がC S S F に提供されなければならない。
- e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、C S S F が認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてC S S F に通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) C S S F は、以下の場合、2010年法第16章に従い、管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
- b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
- c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
- d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
- e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にC S S F の承認を得なければならない。
- (9) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、C S S F から承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、3.4に詳述されるC S S F 告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、A I F Mは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にC S S F に対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) A I F Mは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならない、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、C S S F の監督に服すか、その条件が充足できない場合は、C S S F の事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、C S S F および同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はA I F Mの監督の有効性を阻害してはならず、特にA I F Mが投資家の最善の利益のために行われ、または運用されることを妨げてはならない。
- f) A I F Mは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上で選択され、A I F Mは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。
- A I F Mは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。
- (注) A I F Mは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行

を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、A I F Mによって、継続的に遂行されるものとする。

A I F Mは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはA I F MもしくはA I Fの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

A I Fに対するA I F Mの責務は、A I F Mが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

A I F Mは、A I F Mの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がA I F Mから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するA I F Mの事前承認
- A I F Mは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にC S S Fに通知すること。
- A I F Mからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのA I F Mによって非E U運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのA I F Mからの委託により、非E U運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのA I Fは、E Uパスポートに基づき、E Uでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するC S S F告示18/698の規定を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

A I F Mは、A I F Mが運用する各E U A I FおよびA I F MがE U内で販売する各A I Fについて、A I Fの規約(またはF C Pの場合は約款)に基づき投資家がA I Fに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- A I Fの投資戦略および投資目的の記載ならびにA I Fが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- A I F M、A I Fの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- A I F Mの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- A I Fの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- A I Fの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- A I F Mが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、A I FまたはA I F Mとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるA I Fの直近純資産価額またはA I Fの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、A I Fの過去の実績
- プライム・ブローカーの身元ならびに、A I FおよびA I Fのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、A I F資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびA I Fのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

A I Fがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、A I F Mは管理する各E U A I FおよびE Uにおいて販売する各A I Fについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。

年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/ECに基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出すべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借り入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借り入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパート・ファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。若干の調整に従い、2013年法は、2013年法の範囲内に完全には該当しないSIFに関しては従前の保管受託制度を維持する。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、()当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、()主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するS I F、2004年法に規定するS I C A RおよびA I F M Dに規定するA I Fに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表 の第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、C S S Fによって明確にされるとおり、A I F M D第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

A I Fの保管受託銀行は、C S S Fによる要求に応じて、C S S FがA I Fによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非U C I T Sの保管受託銀行(すなわち、U C I T Sとしての資格を有しないU C Iの保管受託銀行)は、C S S Fによる保管受託銀行の任命および承認に関するC S S F告示18/697の規定に従う。

C S S F告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するC S S Fの要件を詳述することにより、2013年法および/またはA I F M Rの一定の事項、また一定の範囲では2007年法および/または2004年法について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- A I F Mにより運用されるA I F
- 非個人向けパート ファンド
- 該当する場合、A I Fとしての資格を有しないS I FおよびS I C A R、ならびにA I Fとしての資格を有し、登録A I F Mにより運用されるS I FおよびS I C A R

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するA I Fの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびA I F M Rに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- A I Fの資産の保護預かり義務
- A I Fのキャッシュ・フローを監視する義務
- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、A I FまたはA I Fを代理して行為するA I F Mに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、A I F M Dの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、A I Fまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、A I Fまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 A I Fの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(E U A I F MのE UにおけるE U A I Fの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、A I FはA I F Mに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みA I F Mによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みA I F Mが、これらのA I Fを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、A I F Fの販売または運用を行うためA I F Mが受入加盟国からの認可を取得するか、A I F Mが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパート ファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパート ファンドは、2013年法の規定するA I Fとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のU C I T S規定に該当するが、2010年法パート に該当するU C I T Sの適格性を取得するものではなく、パート に準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のU C I T S
- E Uまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するU C I T S
- 約款または設立文書に基づき、E U加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるU C I T S
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとC S S Fが判断する種類のU C I T S

2.1.2 ルクセンブルグ・パート ファンドの投資制限

パート ファンドに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、C S S F規則によって、F C Pについては2010年法第91条第1項に従い、S I C A Vについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注)当該規則は未だ発せられていない。

I M L 告示91/75は、パート ファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パート ファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パート ファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、O E C D加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするE Cの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該U C Iがパート ファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型U C Iの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にC S S Fとともに協議することができる。

上記 .2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのU C Iは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパート ファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびA I F M

各パート ファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたA I F Mか、指令2011/61/EUの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたA I F Mのいずれか単一のA I F Mによって運用されなければならない。

パート ファンドは、2013年法に従い、()パート ファンドの運用に責任を有する別のA I F Mを任命することによって外部運用されるか、または()ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部A I F Mを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パート ファンドは、それ自身がA I F Mとしてみなされ、()A I F Mに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および()2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびA I F M

これらの管理会社がパート ファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびA I F M

前記の記載事項は、原則として、パート ファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パート ファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パート ファンドは、その機能を遂行するため事前にC S S Fの認可を受けなければならない。

パート ファンドは、C S S Fがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パート ファンドは、2010年法第88 - 2条第2項a)に従って選任されたその外部A I F Mが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパート ファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、A I F M自体として認可されなければならない。

パート ファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をC S S Fに通達しなければならない。

認可済みパート ファンドは、C S S Fによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各F C Pにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をC S S Fに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、A I F Mの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたA I F Mによって運用されるか、または内部運用されるA I F M(後記参照のこと。)としての資格を有するパート ファンドに対し要求されている。

4.1.2に詳述されるとおり、2018年1月1日(または以下に記載する経過期間の末日)以降、E Uの個人投資家に対して、いわゆる「P R I I P」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がP R I I P投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、P R I I P s K I I Dを交付する必要がある。

P R I I P s 規則は2018年1月1日から適用される。U C I T S 管理会社、自己運用U C I T S 投資会社およびU C I T S について助言または販売を行う者については、2019年12月31日までの経過期間が規定されている。2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行したパート ファンドもまた、この経過期間の便益を受ける権利を有する。

パート ファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、U C I T S K I I D / P R I I P K I I D)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパート ファンドに適用される追加的な規制

- () 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのU C I T が活動を行うためにはC S S Fの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

- () 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、C S S F が設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

- () 販売資料

2005年4月6日付C S S F 告示05 / 177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにC S S F に提出する必要はないものとされている。ただし、C S S F の監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

- () 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

- () 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載す

るものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESEAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

2004年1月1日から有効なCSSF告示02/81に基づき、CSSFは、承認された法定監査人(reviseur d'entreprises agréé)に対し、各UCIについて毎年、前会計年度中のUCIの業務に関するいわゆる「長文式報告書」を作成するよう求めている。CSSF告示02/81により、承認された法定監査人はかかる長文式報告書において、UCIの運用(その中央管理事務および保管者を含む。)および(マネーロンダリング防止規則、価格評価規則、リスク管理およびその他特別の管理について)監督手続が整っているかどうかの評価を行わなければならない。報告書はまた、UCIの受益証券がインターネットにより販売されるか否かを明記し、また関係する期間における投資家からの苦情も記載しなければならない。告示では、かかる報告書の目的はUCIの状況を全体的にみることであると記載している。

() 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

() 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記 .4.2()項を参照のこと。)

2.1.5 保管受託銀行

パート ファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パート ファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパート ファンドに関しては、.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパート ファンドに関しては、.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記 .4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパート ファンドの清算にも適用される。

2.2 2007年法に従うSIF

2007年2月13日、ルクセンブルグ議会は、専門投資信託に関する2007年法を採択した。

2007年法の目的は、その証券が公衆に販売されない投資信託に関する1991年7月19日法を廃止し、情報に精通した投資家向けの投資信託のための法律を定めることであった。

2007年法の下で設定されたピークルと2010年法に従うUCIをさらに区別するため、2007年法は、前者を「専門投資信託」(以下「SIF」という。)と称している。

前記 .に記載するとおり、2007年法は、AIFMDをルクセンブルグ法に国内法化する2013年法によって実質的に改正された。かかる改正後、2007年法は、現在、2つのSIF制度、すなわち、()2007年法パート に従い、AIFMDの対象となるAIFとしての資格を有しないSIF、および、()2007年法パート に従い、認可されたAIFMによる運用が必要なSIFを区別する。

2.2.1 総則および範囲

S I F 制度は、() その証券が—または複数の情報に精通した投資家向けに限定される U C I および() その設立文書により S I F 制度に服する U C I に適用される。

S I F は、リスク分散原則に従う投資信託であり、それにより U C I としての適格性も有している。かかる地位は、特に指令 2003 / 71 / E C 等の各種欧州指令(いわゆる「目論見書指令」)の適用可能性の有無について重要性を有する。同指令は、2012年7月3日法によって国内法化された指令 2010 / 73 / E U によって改正されている。

S I F は、当該ピークルへの投資に関連するリスクを適切に査定することが可能な情報に精通した投資家向けのものである。

2007年法第2条では、機関投資家および専門投資家を含む情報に精通した投資家のみならず、その他の情報に精通した投資家で、情報に精通した投資家の地位を守ることを書面で確約する投資家で、125,000ユーロ以上の投資を行う投資家が、または S I F への投資を適切に評価する専門技術、経験および知識を有することを証明する、指令 2006 / 48 / E C に定める金融機関、指令 2004 / 39 / E C に定める投資会社もしくは指令 2009 / 65 / E C に定める管理会社が行った査定の対象となった投資家にまで、範囲を拡大した定義を規定している。かかる第三カテゴリーの情報に精通した投資家は、洗練された小口投資家または個人投資家が S I F への投資を認められることを意味する。

S I F 制度に従うためには、当該投資ピークルの設立文書(規約または約款)または募集書類に当該趣旨を明確に記載してこれを明示しなければならない。そのため、情報に精通した—または複数の投資家向けの投資ピークルが、必ずしも S I F 制度に従うとは限らないことになる。限られた範囲の洗練された投資家に限定される投資ピークルは、例えば、ルクセンブルグ会社法の一般規則に従い規制されない会社としての設立を選択することも可能になる。

2.2.2 ルクセンブルグの S I F の投資規則

E U 圏外の統一 U C I について定める 2010年法パート と同様に、2007年法は、S I F が投資できる資産について相当の柔軟性を認めている。そのため、あらゆる種類の資産に投資しあらゆる種類の投資戦略を追求するピークルが、本制度を選択することができる。

S I F はリスク分散原則を遵守する。2007年法は、特別な投資規則または投資制限を規定していない。そのため C S S F は、個人投資家への販売が可能な U C I よりも低レベルの分散投資を認めることができる。したがって、個人投資家に販売することができる U C I に適用されるきめ細かい定量的投資および借入制限ではなく、投資制限に基づく原則が適用される。

C S S F は、S I F に関するリスク分散について告示 07 / 309 (以下に詳述する。)によって規制ガイドラインを発行した。S I F がアンブレラ・ファンドとして設立されている場合、S I F への言及は、そのコンパートメントの一部に関する言及として理解されなければならない。

(1) S I F は、その資産または約定した申込みの 30% を超えて同一発行体が発行する同種の有価証券に投資しない。

(1) の制限は、以下の証券に適用されない。

() O E C D 加盟国または超国家的組織に対して発行された有価証券

() 少なくとも S I F に適用されるものと同等のリスク分散規制に服するターゲット U C I

(2) 同一の発行体が発行する同一の性質の有価証券の空売りは、S I F の資産の 30% を超えない。

(3) 金融デリバティブ商品を使用する場合、S I F は当該金融デリバティブ商品の裏付け資産の適切な分散により、上記に匹敵する水準のリスク分散を確保しなければならない。同様に、O T C 取引の取引相手リスクは、適用ある場合、取引相手の性質および資格に応じて制限されなければならない。

C S S F は、個別事例毎に例外を認める。

C S S F は、S I F が上記分散規則を逸脱できる「猶予期間」を認める。この猶予期間は、S I F の目論見書に開示されるものとし、運用資産の種類に応じて変更する。

上記 . 2 に記載されるとおり、MMF 規則により、MMF 規則の範囲内に該当するすべての U C I は、MMF 規則に基づき MMF として認可を受けることを要求され、MMF の種類に応じて、MMF 規則に基づき MMF としての資格を有する S I F に追加的な投資制限が課される。

2.2.3 管理会社および A I F M

ルクセンブルグの管理会社は、2010年法第15章および第16章に従い、S I F を運用する。S I F が 2013年法の条項に従う A I F としての資格を有する場合、後者は、2013年法第2章の条項に従う認可済み A I F M (A I F M の運用資産が最低限度額を超えない場合) または登録済み A I F M (当該 A I F M が最低限度額免除の恩恵を受けることができる場合) によって運用されるものとする。

第15章にいう管理会社は、S I F の管理会社および A I F M として行為することができる。これらの管理会社が A I F M として資格を有するための条件は、上記の通りである。

第16章にいう管理会社は、S I F の管理会社および A I F M として行為することができる。2010年法第125 - 1 条、第125 - 2 条および第126条は、第16章に従い存続する管理会社が満たさなければならない要件を規定している。これらの要件は上記の通りである。

2.2.4 S I F の認可、登録および監督

2.2.4.1 認可および登録

S I Fは、C S S Fによる恒久的監督に服する規制されたピークルである。しかし、情報に精通した投資家は小口投資家と同一の保護までは要しないという事実を照らし、S I Fは、承認手続および規制当局の要件の両方について、2010年法に従うU C Iの場合に比べやや「軽い」規制上の制度に服する。

2010年法に従うU C Iについて、C S S Fは、S I Fの設立文書、S I Fの取締役/運用会社、中央管理事務代行会社、保管銀行および承認された法定監査人の選任を承認しなければならない。S I Fの存続期間中、設立文書の修正および取締役または上記の業務提供者の変更もまた、C S S Fの承認を必要とする。

2.2.4.2 投資家に提供すべき情報

募集文書および直前に公表された年次報告書は、購入者からの請求に応じて、無料で購入者に提供されるものとする。しかしながら、2007年法は、かかる文書の最小記載内容について具体的な内容を課していない。

募集文書は、投資家が投資家に提案された投資および特に、投資に付随するリスクについて、情報に基づく判断を下すことができるよう必要な情報を記載しなければならない。

募集文書の継続的更新は要求されないが、新規証券または組合持分が新たな投資家に対して発行される際には重要部分の更新をしなければならない。募集文書の修正は、C S S Fの承認を条件とする。2018年1月1日以降、個人投資家に対し助言、募集、販売が行われているS I Fは、個人投資家が関連するS I Fに投資する前に、かかる個人投資家に対してP R I I P K I Dを交付しなければならない。ただし、2018年1月1日より前にU C I T S K I I Dを発行し、したがって、前記 .4.1.2で記載する経過期間の便益を受けるS I Fはこの限りではない。個人投資家に対する助言、募集、販売が行われていないS I Fは、P R I I P規則の対象外である。

2.2.5 ルクセンブルグのS I Fの追加的な規制

() 規制上の側面

2007年法上、S I Fは、適切なリスク管理システムを実施することを要求され、利益相反により投資家の利益が害されるリスクを最小化するような方法で組成され、設定されなければならない。2012年8月13日付C S S F規則12-01は、これらの要件に関する措置を講じている。

() 財務報告書の監査

S I Fの年次財務書類は、十分な専門経験を有するルクセンブルグの承認された法定監査人(*réviseur d'entreprises agréé*)による監査を受けなければならない。

U C I T Sおよびパート ファンドについては、1915年法第461条の6第(2)項とは別に、S I C A Vは、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を、年次総会の招集通知と同時に、登録受益者に送付することを要しない。招集通知は、これらの文書を受益者に提供する場所および実務上の取り決めを記載するものとし、各受益者は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および適用ある場合は、監査役会の見解を送付するよう請求することができる旨明記するものとする。

S I Fは、監査済年次報告書をその関係期間の終了から6か月以内に公表しなければならない。

S I Fは、ルクセンブルグ会社法上の連結決算書作成義務を免除されている。

() 財務報告書の提出

2007年法第56条は、S I Fが募集文書およびその修正ならびに年次報告書をC S S Fに送付しなければならない旨規定している。

2.2.6 保管受託銀行

S I Fは、その資産を安全に保管するため、保管受託銀行に保管を委託しなければならない。2007年法のパート に服し、認可済みA I F Mによる運用を要するS I Fおよび2007年法のパート に服し、A I F M Dの範囲内のA I Fとしての資格を有しないS I Fは、異なる保管受託制度に服す。A I F M Dによる制度は、上記 .1.5に記載される。

次の段落の規定を損なうことなく、保管受託銀行は、1993年法に規定する範囲内の信用機関または投資会社でなければならない。投資会社は、上記に詳述される、2013年法の第19条第3項で言及される条件(例えば、保管受託機能を実行するための特定の資本要件および自らの資金要件ならびに適切な組織、運用上およびコーポレート・ガバナンス上の仕組み)を充足する範囲においてのみ保管受託銀行として適格性を有するものとする。

その中核的な投資方針に従い原則として2013年法第19条第8項a)に従って保管されなければならない資産に投資しないか、または、2013年法第24条に従い発行者または非上場会社に対する監督権を潜在的に獲得するために当該発行者または非上場会社に一般的に投資する、当初の投資が行われた日から5年間行使可能な買戻しの権利を有しないS I Fに関しては、1993年法第26-1条に規定する範囲の金融機関の地位以外に資産の専門保管受託銀行の地位を有する、ルクセンブルグ法に準拠する機関が保管受託銀行となることができる。

2.2.7 清算

.4.3「清算」の記載事項は、2007年法に従うS I Fの清算にも適用される。

2.3 2004年法の下でのS I C A R

2004年6月15日に、ルクセンブルグ議会は、リスク資本へ投資する投資法人(以下「S I C A R」という。)に関する2004年6月15日法(以下「2004年法」という。)を採択した。リスク資本への投資は、証券取引所への参入、進展または上場を目指す事業体に資産を直接または間接に投資することを意味する。このタイプのピークルは、情報を十分に提供された投資家(S I Fに関する2007年法と同様に2004年法によって定義される。)にのみ利用可能である。

2.4 2016年法の下でのR A I F

2016年7月28日、リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日付ルクセンブルグ法が公表された。

これにより、「リザーブド・オルタナティブ投資ファンド」(以下「R A I F」という。)という新たな種類のルクセンブルグの投資ピークルが導入された。

R A I Fは実質上、A I Fとして区分されるS I F(またはS I C A R)と同一の特徴(および柔軟性)を有しており、主な違いは、R A I Fは、C S S Fの認可および監督に服さず、それゆえ、R A I Fを設定し、運用を開始することができる期間が市場に出るまでの時間の観点から考えるとより魅力的であるということである。S I FおよびS I C A R同様、R A I Fは、情報を十分に提供された投資家にのみ利用可能である。R A I Fは、認可されたA I F Mによって管理されなければならない、A I F M Dに基づいて規制される。その他のA I Fについて、R A I Fの認可されたA I F Mは、2013年法、A I F M Dおよび第三国の規則の規定に従うことを条件として、究極的には、国境を越えた方式によりE Uの特定投資家に対して自らが管理するR A I Fを販売することができる。

2.5 規制を受けないピークル

A I Fとしての資格を有するルクセンブルグの投資ピークルは、規制を受けないA I Fとして設立することもでき、これらはルクセンブルグの商品法に準拠しないため、本書において詳述されない。

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において、以下の書類が関東財務局長に提出されております。

2018年11月30日 有価証券報告書(第19期) / 有価証券届出書

2019年2月28日 半期報告書(第20期中) / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

監査報告書

G S アメリカン・ボンド・インカム¹の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、G S アメリカン・ボンド・インカム(以下「ファンド」という。)の2018年5月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・ 2018年5月31日現在の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書
- ・ 同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・ 2018年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「C S S F」という。)が採用した国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「I E S B A規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前題に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人（Réviseur d'entreprises agréé）の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2018年9月24日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

アントワーン・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
GS American Bond Income

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of GS American Bond Income (the “Fund”) as at 31 May 2018, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 May 2018;
 - the statement of operations for the year then ended;
 - the statement of changes in net assets for the year then ended;
 - the statement of investments as at 31 May 2018; and
 - the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under those law and standards are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit.

We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company.
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.

- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 24 September 2018

Antoine Geoffroy

監査報告書

G S アメリカン・ボンド・インカム の受益者各位

監査意見

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、G S アメリカン・ボンド・インカム(以下「ファンド」という。)の2019年5月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下のもので構成される。

- ・2019年5月31日現在の純資産計算書
- ・2019年5月31日現在の投資有価証券明細表
- ・同日に終了した年度の運用計算書
- ・同日に終了した年度の純資産変動計算書
- ・重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「C S S F」という。)が採用した国際監査基準(以下「I S A s」という。)に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、ルクセンブルグのC S S Fが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「I E S B A 規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従ってファンドから独立した立場にある。我々は当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書を構成するその他の情報(財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれない。)に責任を負う。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために管理会社の取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、管理会社の取締役会がファンドの清算または運用の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任

我々の監査目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制を理解する。
- ・管理会社の取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

ルクセンブルグ、2019年9月24日

プライスウォーターハウスクーパース・ソシエテ・コーペラティブ

代表して署名

アントワーヌ・ジョフロワ

[次へ](#)

Audit report

To the Unitholders of
GS American Bond Income

Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of GS American Bond Income (the “Fund”) as at 31 May 2019, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 May 2019;
 - the statement of investments as at 31 May 2019;
 - the statement of operations for the year then ended;
 - the statement of changes in net assets for the year then ended; and
 - the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.
-

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

We are independent of the Fund in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "Réviseur d'entreprises agréé" for the audit of the financial statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;
- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;

- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

PricewaterhouseCoopers, Société coopérative
Represented by

Luxembourg, 24 September 2019

Antoine Geoffroy

[次へ](#)

独立監査人の報告書

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
の株主各位
L - 5826 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番A棟

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー(以下、「貴社」という。)の2019年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記から構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、貴社の2019年3月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査専門家に関する2016年7月23日の法律(以下「2016年7月23日法」という。)およびルクセンブルグの金融監督委員会(Commission de Surveillance du Secteur Financier)(以下「CSSF」という。)が採用した国際監査基準(以下「ISAs」という。)に準拠して監査を行った。これらの法律および基準に基づく我々の責任については、当報告書の「財務書類の監査に関する法定監査人(Réviseur d'entreprises agréé)の責任」の項において詳述されている。我々はまた、ルクセンブルグのCSSFが採用した国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程(以下「IESBA規程」という。)および財務書類の監査に関する倫理規定に従って貴社から独立した立場にあり、当該倫理規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠し、財務書類の作成および公正な表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために取締役会が必要であると決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が貴社の清算または事業の停止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する法定監査人(“réviseur d'entreprises agréé”)の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類全体に重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・取締役会が採用した会計方針の適切性ならびに行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。

- ・取締役会が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、対象となる取引および事象を適正表示を実現する方法で表示しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニム
公認の監査法人(Cabinet de révision agréé)

シルヴィー・テスト

ルクセンブルグ、2019年5月28日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Management S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at March 31, 2019, and the profit and loss account for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at March 31, 2019, and of the results of its operations for the year then ended, in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (“CSSF”). Our responsibilities under those Law and standards are further described in the “responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' Code of Ethics for Professional Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Responsibilities of the Board of Directors for the financial statements

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d'entreprises agréé” for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d'entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists.

Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of Board of Directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the "réviseur d'entreprises agréé" to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the "réviseur d'entreprises agréé". However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young
Société anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, May 28, 2019

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。